

31G 94

79

文學士宮地直一述

神祇史 全



335-79



神

祇

史

文學士宮地直一述

明治  
43.12.21  
内交



### 例言

一本書は、昨年九月一日より十週間、皇典講究所に於て開催せられた神職講習會で、講述した筆記を骨子として、更に増訂修補したものである。

一固より小冊子のとではあるし、又初めからその考もなかつたので、一々事實の内容に亘つた説明や、事件の委しい解説などは、成るべく避けることゝした。たゞ著者の目的とする所は、時代の趨勢や、因果の關係等を、多少なりとも明かにしようとするにある。

一何しろ未だ材料蒐集の時期にある本學科のことであるから、この書物にも定めて遺漏や誤脱は多からうと思ふが、夫等の點に關しては漸を追つて改訂する考である。



一 武家時代の現象に就いては、明年二月を期して行はるべき同會に間に合うやうに、記述する積りである。  
二 目録と引用書とに關しては、續篇の成るを待つて、全體に亘つた索引及び各條下の參考書を掲げることとする。

明治四十三年十一月三日

著者識

# 神祇史

## 目録

緒論	一
一 古代の國民思想と神社の成立	七
二 建國の神事	二二
三 神人の分離	三〇
四 大己貴命及び神奇の神社	三八
五 征韓の役と神社	四七
六 韓國交渉に見はれたる神社	五三
七 儒教と佛敎との影響	六一
八 大化の改新と神祇制度の確立 (上)	六九
九 同 上 (下)	七七
十 神佛習合説の起源	八四

目録



十一	八幡神と春日神	九五
十二	平安朝初期の概観 (上)	一〇六
十三	同 (下)	一一六
十四	神階と把笏	一二四
十五	東國鎮護と外敵降伏の諸神	一三三
十六	延喜式に見はれたる神社の觀念 (上)	一四一
十七	同 (下)	一四七
十八	神事の紊亂	一六一
十九	二十二社の發生	一六九
二十	一宮と總社	二〇九
廿一	熊野と伊都伎島	二二八
廿二	神佛習合説の發達	二四七
廿三	陰陽道との交渉	二五五
廿四	當代の神祇に對する觀念	二六〇

### 挿入地圖及附表目錄

大己貴命神系諸社ノ分布	四四・四五
帝都ノ位置ハ喜田博士製圖ニヨル	
從軍諸神ノ位置	五二・五三
九州北部ノ大社	一四〇・一四一
式内社一覽	一五六・一五七
二十二社ノ配置	二〇二・二〇三



神祇史の研究上、人間の行つた仕事の中で、その一部分に就いて講究する考法がある。例へば、経済史だとか、宗教史だとか、風俗史だとか、商業史だとかの特別史といふのは皆之に屬する。勿論神祇史もこの内にあつて立派な一分科を形成するので、其目的とする所は、歴史年代に於ける神祇に關する事件、又はその思想等の起源并に變遷を究めるのにある。さてこゝに歴史年代と斷つて置いたのは、神武天皇以降を主眼として、所謂神代史の部分に立入らない謂である。神代史といふのは、從來の學者の考に従へば、神祇未れ自の事蹟を書記したもの、即神の社會に於ける神の活動を記述した

# 神祇史

文學士 宮地直一 講述



今日史學の研究上、人間の行つた仕事の中で、その一部分に就いて講究する考法がある。例へば、経済史だとか、宗教史だとか、風俗史だとか、商業史だとかの特別史といふのは皆之に屬する。勿論神祇史もこの内にあつて立派な一分科を形成するので、其目的とする所は、歴史年代に於ける神祇に關する事件、又はその思想等の起源并に變遷を究めるのにある。さてこゝに歴史年代と斷つて置いたのは、神武天皇以降を主眼として、所謂神代史の部分に立入らない謂である。神代史といふのは、從來の學者の考に従へば、神祇未れ自の事蹟を書記したもの、即神の社會に於ける神の活動を記述した

神祇史の  
目的

神代史



ものを見るので、その歴史の舞臺に見れる人物は總て神祇、その事件の起る場所も主に高天原、其時代は勿論有史以前悠久の年代となつて居る。かういふ見方で以ていけば、神代史も神祇史の一部分であるといはなければならぬが、吾々の考では、神代と雖歴史事實として考察せらるべき範囲内である。只管に神秘の時代として、神話學者にのみ委任すべきものではない、即ち神祇史と神代史との區別は、一つは年代による區分、一つは事件による區別と見たいと思ふ。現に古史の所傳によつて見れば、大神神社の鎮祭や、天磐境の如き、神社の原始時代の形式を察すべき部分も少くないのであるから、吾が神祇史の出發點も、無論こゝに置きたいと思ふのであるが、何分にも神代史の事蹟に就いては、猶研究の行き届いて居ない箇所が少くないのであるから、茲には從來歴史時代の最初として認められて居る、建國勲業の時から始めやうと思ふのである。併し神社の起源だとか、祭典の起りだとか、事柄によつては、神代の部分に迄も立入ることのあるのは、豫め斷つておく。日向の三代を了り、神武天皇の御代に入ると、社會はすべて人間を主と

した所謂人の世となり、處は高天原から遷つて、我日本國を中心とした國土に限られて仕まい、復往昔の様に自由な神人の交渉を説かない。その結果として神祇を具象的に現はしたものは、神社又は神籬に限られ、人間がこの神に奉仕するといふことによつて、初めて神と人との交通が起り、その方法として神社の設立、祭典の舉行、神託の出現等が現れて来る。神祇史は則ちこの交渉の事實を土臺として成立するのである。所で特別史の中でも、他の分科に屬するもの例へば、經濟なり商業なり風俗なり宗教なりの他の方面の分科に就いては、西洋諸國にも類例のあること故、相應の研究は積まれて居るが、獨り神祇史に至つては、西洋に比較すべきものがないのと、從來世人が余り注意を拂つて居なかつた爲とて、未何等の體系をも具へて居ない。何分にも是まで神祇史として纏まつたものは、日本に一部も存在して居ないのである。たゞ中でやつと纏りかけたのは、大日本史の神祇志が初めであるが、是は單に事實を臚列した丈で、今日いふ歴史といふ意味には充分叶はない。漸くこれからしてさういふ風の研究が行はれやうとする處で



ある。そこでこゝでは歴朝の神事に關する事蹟中でも、各時代の神祇思想の盛衰汚隆并にその事蹟の由つて起つた所以その影響する處等を主として述べて見たいと思ふ。最中には單に神祇に關する事ばかりでなくして、神道に關する事もあれば、佛敎との交渉もあるが、要するにかういふ風に各方面から綜合して、不完全乍らにも一つの體系を立て、見たいのである。即こゝで論及する範圍は、無論神社を中心とするには相違ないが、強ち某々の神社と固執する譯ではなく、時には諸の神社中より祭神のみを抽象し來つて、その神格の變遷、これに對する思想の盛衰等を釋ねる場合もあれば、或は又之と反對に、祭神を放れて神社ばかりを研究の對象とすることもあるのである。それで之れを細に別てば、神祇史といふ中にも、神社にのみ就いてやる神社史、或は祭典計りを對象とする祭儀史、乃至は神託史、神異史等、種々の區分が出来やうし、又之を横から見るときは、八幡宮の歴史、天滿宮の歴史と、必ずしも石清水、北野と社を限らないで、一般に通じた變遷も調べられやうし、或は又神宮の歴史、春日神社の歴史と、一社づゝの模様も研究せら

れ、この外、神格、祭神、社格、社號、神領、建築等各種の方面からも見ることが出来、夫々の題目につき、又一社宛に割つて調べること、一つの方法である。

次に從來世に公にせられた神祇史に關する書物は、先づ左の如くである。

國史神祇集 葛十卷 十二册 梅園 惟朝 編

此書物は元祿十二年に攝津の住吉の社家の梅園惟朝が拵へたもので、神武天皇即位元年から、光孝天皇の仁和三年までの事蹟を書き集めてある。重にも六國史の中から、編年體に神社並に神祇に關係ある事蹟を書き抜いたもので、勿論纏つた歴史ではないが、この種の書物としては、最も早く世に出たものである。

續國史神祇集 本五 册 樋口 宗武 編

是は享保二年に出來た書物で、國史神祇集の後を繼いで、仁和四年から後圓融天皇時代に至る迄の事蹟を記してある。是も色々の記録から、此時代の間の神祇に關係の有る事實を抜粋して、いはゞ資料を列べた物である。



神

史 本 寫 廿 卷 廿 冊 附 錄 一 冊

五 弓 久 文 編

是は神武天皇即位元年から今上天皇明治四年までの歴代の神事に關係あることを書き抜いてあつて或點からいふと前の神祇集續神祇集よりも參考になる處もある。が併し此三つの書物は重にも歴史に向つての材料を提供するもので肝腎の神祇史といふ中に這入るものとはいへない。

神 祇 志

本 寫 二 冊

青 山 延 壽 編

これは大日本史に入るべき原稿として天保十三年に記されたもので、その下巻の初めに崇神帝以下延喜の時代に至るまでの變遷が極めてあらゝと記してある。別段參考になる程のものでもないが唯日本史の神祇志の最初の形式として價値がある。

神 祇 志 料

本 刊 十 七 冊

栗 田 寛 編

この内卷の二に神代の事實、二より四に至る三冊に神武天皇から南北合一に至る迄の事蹟が記してある。最名前からして志料と稱し、又次いで編纂

さるべき神祇志の原稿として先づ作られたものであるから、無論歴史の體裁をしてゐるとはいへないが、その中には單に材料を集めた丈ではなしに、原因結果を説明し事實の聯絡を見てある所もある。

大日本史神祇志 本 刊 二 十 三 卷 二 十 冊

これは志料によつて更に修訂せられたもので、略志料と同じ體裁に百一、百二の兩卷に亘り、神代以來後小松天皇迄の事實が集めてある。その内容は少しは増訂せられた所もあるが志料とさのみ違いがないので、要するに之を漢文に直し、事件を編年體に列べたものである。併しその材料を整理し、資料を提供するといふ點は誠に多とすべきで、完全なる神祇史は實にこの書を基として作らるべきものであらうと思ふ。

### 一 古代の國民思想と神社の成立

日本は家族制度を以て國家を形造て居る國で、種族の團結といふ事から國家の體系が出来て居る、其の結果として祖先を崇拜すると云ふ思想は古



來から最深く國民の腦髓中に浸潤して居つたのであるが、特に古代に於ては、此の信念は一層鞏固であつた。此の祖先を崇拜する精神から導かれて、各々の氏族が其始祖の人を祭るといふ事が起る。祖先崇拜は言換へれば、自分の祖先を非常に大切にするといふ習慣であるが、その中でも自分の氏の出た一番もとの人を大事にする、もとの人を大事にするに随つて、その人を祭つて之に奉仕する習慣が出来て來る。是が取りも直さず氏神といふ者の起りで、その子孫はこの氏神を中心として生存し、之をその一族の守護神と仰いで居る。されば之に奉仕する方法の如きも、頗る鄭重なもので、祭日には一族中の長たるもの即氏上の人が、氏人を率ゐて之を祭り、長く一族の上に祝福あれかしと祈る。かの萬葉集に、大伴氏の氏神を祭つた時の歌として

久堅之天原從生來神之命、奥山乃堅木之枝爾、白香付木綿取付而齋戶乎忌穿居、竹玉乎繁爾貫垂、十六自物膝折伏、手弱女之押日取懸、如此谷裳、吾者祈奈牟、君爾不相可聞。

と見えて居るが、その形式は氏神祭に特有のものとも云へないが、一般にかういふ信念で以て、又かういふ形式の許に祭つたものであらうと思ふ。即玉櫛にも出て居る通り、此身は祖先の神主祖先の御靈の杖代であるといふ考へで祭るのである。そこで氏神なるものは、その氏族に對し最重要なる位置を占むるものとなり、一族の運命を決することとなる。されば歴史に見れて居る所でも、強盛なる氏族は之に伴うてその氏神にも勢力があるが、一朝勢が傾くと、氏神にも影響を及ぼして居るので、一方から見れば、氏神の盛衰によつて、その氏族の勢力を卜知することも出来る。

上にいふ所は普通の意義に於ける氏神であるが、この外にかゝる系統上の關係を有つて居ない、一種の氏神がある。これは物部氏の石上神宮を奉じ、中臣氏の鹿島神宮を崇むる類で、何れも神社と氏族との間には、明かに氏神氏人の關係の成立して居るのを認められるけれども、共に祭神と氏人との間に、系統上の續合があるではない。即物部氏はその祖宇摩志麻治命以來、布都御魂劍の護衛に任じ、その宮中を出で、石上に鎮祭せられてからは、之を



その氏神と崇めて居る。又中臣氏の方では、早い時代から常陸國の方面に殖民し、其家職として鹿島神に仕へた結果、遂に之を以てその氏神として居る。この二つは、その遠祖の功績又は家職の性質等によつて、系統上の祖神以外に氏神を認めたもので、かういふ例は猶他にもある。最この兩氏だとしても、その遠祖の神を祭つて居ないといふ譯ではあるまい。現に物部氏は石見の安濃郡に物部神社といふのがあり、中臣氏もその一族中、天兒屋根命を奉じてゐるものもあるから、兩神社を奉ずる傍、その祖神をも祭つて居たには相違ないが、たゞ一方に勢力ある神社と關係を結んだ爲、その崇敬の中心が遷つたのであらうと思ふ。併し祖神以外に、氏神の存立したのは確な事實である。この外に氏神といふ確定した名目は見えて居ないが、その實の具つて居たのは少くない。例へば紀伊の日前國懸神宮などでは、國造家の祖神たる神皇產靈尊、天道根命二神を祭つて氏神社と稱し、これを一族の氏神として居るが、形に見れた所からいへば、神宮の方が主たるもので、國造家との間には恰も鹿島香取に見る如き關係が存して居るから、寧ろこの方

が氏神の實に叶つてゐる。この外出雲國造の大社に於ける、宇佐國造の宇佐八幡宮に於ける、何れもこれと同じ境遇にある者と思ふ。かういふやうな類例は猶他にもある。そこで氏神といふ辭に定義を下して、一族擧つて崇敬する社と云つて居る人もあるが却つてこの方がその實に適して居る。即氏神といふ中には、祖神から來たのもあれば、又他の事情、例へば奉仕の關係、或は主従の關係から來たのもあり、中には信仰の問題から來たのも少ないので、その種類は大變に多いといふことになる。併しその原因は何れにありとしても、その形に見れた所を見ると、その間に何等の差違をも發見出來ないので、各氏族はその分布に従つて、各根據地毎に、その氏神を祭り、諸の氏族はこれを中心として、その四方に生存して居る。さうして又これから出た色々の小氏に至つても、その本宗の氏神を奉ずると共に、各自の祖先いはゞ小氏神ともいふべき者をも祭り、又その根據地から分れて、他の地方に移轉した時には、これと同時にその氏神をも移して居る。

例へば神武天皇の皇子、神八井耳命から出た意富臣は、大和國十市郡なる



伊富郷がその本據の地と思はれ、こゝに多坐彌志理都比古神社といふがあつてその祖神なる神八井耳命を祭つて居るが、これから分れて火國にゆき阿蘇國造となつた家には、その地に健甞龍命阿蘇比咩神社を建て、神八井耳命の御子なる健甞龍命及び妃神を祭り、その下に國造神社といふのを設けて、別に健甞龍命の御子速瓶玉神を祭つて居る。これは氏族の分岐した結果として、その近い直接の關係のある祖先を祭つた一例である。又忌部氏の如きは、兩種の神社が存して居る。初めその祖神なる天太玉命の統率せられて居た神に、天日鷲命、手置帆負命、彦狹知命の三神がある。さうしてその本家筋の方で氏神として祭つて居た社は、大和國高市郡の太玉命神社であらうと思ふが、後に天日鷲命は粟國の忌部遠祖となつて、この國の麻殖郡で忌部神社として祭られて居る。最もこの天日鷲命に就いては、たゞ太玉命の率ある神と丈あつて、系統上關係のあつたことは記されてないけれ共順序からいへば、その主帥者たる太玉命を主とすべきである。然るに事實は之に反して、その部族丈の祖神たる天日鷲命社が顯はれて居る。併

忌部氏の氏神

忌部神社

しもとは日鷲命と共に、太玉命をも祭つたのであらう。式には以外に太玉命を祭つた社はないが、現にもとの忌部神社の名残と思はるゝ同郡山崎村の天日鷲命神社では、右座に天太玉命をも祭つて居る、固よりこれ丈で以て主張する譯にはゆかないが、この國では何等かの理由によつて、太玉命よりも、その部類の神たる日鷲命の方がえらくなつたものと見える。阿波に反對なのは安房の方で、この國は太玉命の孫天富命が阿波忌部を率ゐて渡來せられた、いはば阿波の分家であるが、こゝでは安房坐神社を建て、太玉命を祭り、天比理乃咩命神社を設けてその后神を奉じて居る。即この兩社は天富命の後及び安房忌部の氏神なので、別に忌部神社の様な、部屬の神の社は世に顯はれて居ない。これは統率者の祖神を、その部屬一同が氏神とした一例である。後に御子御名代の土地に、その本主の社が起り、部屬の民の氏神となつたのも、これと同一の關係に居るのである。

安房坐神社

氏神の分

次に移住の場合にも祭神の變らぬのは、普通一般の例で、かの春日神社が、香久山、津島崎、大原野、吉田等の諸社となり、源氏の分布に従うて、各地に八幡



十四  
宮の奉せらるゝ如きは、その適例である。併し又此氏神を祭るといふもの外に、古代の人民は一種の宗教的思想を持つて居つた。何處でも同じとてあるが、日本でも矢張その傾向が見受けられる。其宗教的思想の働きからして、自然崇拜とか、動植物崇拜とか、乃至は器物を崇拜するといふ様な種々な現象が起つて居る。古代の人間の考では、人間の力に及ばない自然の現象等に對しては、之を神として祭り、猛獸の如きものすらも、人間以上の威力を持つて居る者として、之を崇拜して居る。此習慣は有史以後にも長く引續いて居つて、動植物を崇拜し、器物を拜むといふ事は、段々其事實が殘つて居る。例へば雄略天皇の時代に、三諸岳の御神體を御覽になりたといふので、少子部螺贏をして之を捕へしめられて、宮中へ持つて來させられたことがある。是は大蛇であつたといふ事が書紀に出て居る。或は又常陸國では大蛇を祭つたと云ふ様な話が、常陸風土記に見え、古事記には大國主命の救助せられた白菟を因幡の白菟神といつて祭つてゐることが記してあり、又桃子に意富加牟豆美命と號したこと、山田の曾富騰、即案山子のことを足

雖不行盡知天下之事神といつたことなどが見える。斯う云ふ様な次第で、我邦の神といふものは、單に祖先を指すばかりで無く、宗教思想の働きから來た自然物だとか、動物だとか、いふ物も交つて居るので、その内容には色々な種類を含んで居る。丁度玉矛百首の歌に

神といへはみなひとしくや思ふらむ鳥なるもあり蟲なるもありといふことがあるが、實にその通りなので、天神地祇は門より、山川動植物乃至は自然現象等すべて尋常に超えた靈徳があつて、畏敬すべきものを指す事となつて居る。さうしてかくの如き色々の神を崇敬して之を祭るといふ事が、直ぐに神社の起原となり、また祭祀の濫觴ともなつて居るのである。氏神にして見れば、その祖先又は祭神は、其氏族の出た本宗であるか、或はその一族とある特別の關係を持つて居て離るゝ能はざるものであるから、後世子孫はその本を忘れざらんが爲に、之に仕へねばならぬといふ觀念が基となつて祭つたのであるが、自然現象とか、動植物崇拜とかにして見ると、是等は超人間の力を持つて居るからして、其歡心を失はず、其怒に觸れない様



にとする恐怖又は威敬の考から之を崇敬し之を祭る様になつたのである。そこで日本の神社は一口に祖先若くは國家に功勞のあつた人を祭つて居るものだと人はよくいうが是を本當に能く調べて見るとそれ以外の種々の分子からも成立して居つて其の自然崇拜、動物崇拜から出た神社も未だ今日幾分かは其生命を保つて居る。

上に述べた所は神社の成立する所以であつて神社は何う云ふ基礎から成立し、又何う云ふ風にして起つて來たかといふお話であるが、次には神社は何う云ふ形式の下に、何う云ふ手續を盡して今日の如く宮殿を備へ、本殿拜殿を設けるに至つたかといふ手續又は形式に付て述べて見たい。神社は今日の如く初めから建築を備へて居つたものでは無い神社が宮殿を有するに至つたのは、遙か後世のことで、その前原始的形式は神籬にある。此の神籬に付ては、是迄の學者間に生諸樹、柴室城又は檜室、籬、御森樹等種々の説があるが、語原の解釋は兎に角、その形式からいへば、或る清淨な土地を選んで、其の中に常盤木（種とは限らぬ）を立て、其常盤木の周囲の内面を神の在す

處として祭ることである。これを又神居といふ意味からして、御室ともいつて居る。神籬に次ぎ神奈備といふ者もあつて、出雲國造神賀詞にも、大御和乃神奈備といふ事が見えて居る。此神奈備といふのは神の在す森といふ事で、神奈備を全體とすれば神籬は一部の者では無からうかと思ふ。それは萬葉集の歌に神名火爾紐呂寸立而雖忌、人心者間守不敢物と見えて居るに徴しても知られる。又磐境、破城、神籬といふ様な言葉もある。是等は皆神籬の周圍を嚴重に石で取廻らしたから起つた名辭であつて、指す處は同じ物である。此神籬に就いては、神代紀に出て居る高皇產靈神の詔に天津神籬天津磐境を起こし樹て、天孫の爲めに齋ひ奉らんと見え、又古語拾遺に據れば神武天皇が即位の際に、八神をお祭りになつた、此時の記事に建樹神籬といふ事があり、後に天照大神を笠縫邑に遷された時にも、破城神籬を立つとある。これらの記事に據つて見ると、神籬で神を祭ることは上古一般の風習であつて、神武天皇以降の時代に至つても、猶盛に行はれて居たと見える、さうして多くの神籬の中には、勿論一時的性質のもの、即一度祭祀を



する爲に神籬を建て、祭りが済めば直ぐに潰して仕舞つたものもあらうが、その中には後まで永く残つたものも少くない例へば大神々社の如きは、大己貴神が御自分の和魂を八咫鏡に取託けて三諸山に鎮祭せられた、その神奈備が神社として今日まで残つて居るので、神籬の立派なる標本は今日ではこの大神々社ばかりであらう。かういふ風に永久的のものが後に進んで神社となつた。神社の基礎は神籬であつて、神籬が段々進化して宮殿の形式を取る事になつたのである。

大神の外には、萬木鴨、宇奈提、飛鳥等も、舊は神籬の形式であつたらうが、後に皆宮殿を具へて居る。猶以外にも多く存在して居たであらうと思ふが、今日まで現存して居るのは誠に少い。

同じく神籬といふ中でも、特にその中に別に神居を認めて居る場合もある。即大神々社では、神賀詞に入咫鏡を御靈代として、神奈備中に置かれ、たといひ、鏡座次第には、奥津磐座を大物主命、中津磐座を大己貴命、邊津磐座を少彦名命の御神座としてある。何れにせよ、別に神居のあつたこと

は明かる。又磯城神籬を建て、天照大神をお祭りになつた時も、神籬中に御靈代を奉安せられたことであらうと思ふ。又萬葉集の歌なんかによつて見れば、後世の神木即神奈備中にある、特種の木を撰むで、これを神居と同じく神籬と呼んで居ることもある。

神籬を神の在す處として之をお祭りした外に、鏡とか玉とか劔とかの器物を神の御靈代とする事も起つて居る。併し是も今日の如く立派な社を建て、其中へ御靈代を納めたものとは限らない様で、矢張り普通の住宅の中に人間と居を偕にして祭つたものらしく、神社といふものゝ形はして居らなかつた様に思はれる。此外に又古墳その物を崇敬の對象として居る所もある。信濃の諏訪の如きはその適例で、古墳から成立して神社になつたものである。かくの如きは何れも神社の原始的の形のものと思ふ事が出来る。此の如くにして、神社の初は神籬又は宮殿と偕にするといふ風で、特に神社の建築として見る可きものは起つて居らぬが、段々社會が進歩し、神の威嚴が増すやうになるに随つて、斯う云ふ風な有様では何となしに物足



宮殿初め  
て起る

りない、幾分が神の尊嚴を傷けることとなり、充分に崇敬の目的を達するこ  
とが出来ないといふ意味合から、神の爲めに建物を造る事が起つたのであ  
る。併し何時から何時までが神籬の時代で、何時から神社建築が出来るや  
うになつたかといふ事は、固よりはつきりしない事であるが、神社専用の建  
物を造るといふ事も、餘程古くから有つた事に相違ないので、例へば大和の  
大神に次いで古社と稱せられる出雲大社の如きは、もと、は住宅建築から  
移つて神社となつたものである。この外には、別に確な者は残つてゐない  
けれども、各氏族の祖神を祭つた類の社には、この種の例も、多かつたであら  
うと思ふ。さうして又一般に神社建築といつても、この時代では住宅若し  
くはこれに近い形式の許に出来て居る。

神社成立  
の順序

要するにこれらは皆神社成立の順序である。が併し何れの神社と雖皆  
この階段を踏むのであるといふのではない。最中には古代であつても初め  
から宮殿を造つたものもあらうし、又始終神籬の状態のまゝで、押通したの  
もあるが、先一般にその發達の経路を述べて見れば、大様右の通りである。

神籬を認  
む

かゝる次第であるから、この歴史による見解からして神社を見ると、神社  
は強ち建物を具備する必要は無いともいへやうし、又本殿は無くとも神社  
は立派に成立するともいふ事が出来やう。勿論春日では本殿といふもの  
が神社の一要素となつて居るが、神社本來の性質から考へると、必ずしもさ  
うとはいへない。極端な場合をいへば、その一番最初の形式としては、人間  
がたゞ神靈の存在を認めさへすれば宜しい。無論ある一個人で差支なく、  
又これを具象的に顯はさずとも宜しいのである。例へば名神本紀による  
と、丹生川上神は、人聲を聞かざる吉野の丹生川上に、我宮柱を立てよと仰せ  
られた。即人が神の存在を意識したのである。この時には未神社は無い  
のであるが、次いで之を具體的に表はすこととなり、その方法として神籬なり  
神木の類が起る。又中には山川河海等の自然物を以てして居るのもあれ  
ば、器物を以て靈代とするのも少くない。こゝに至つて初めて神居が作ら  
れ、神社の原始的形式が成立するが、次いで宮殿を營むこととなつて遂に立派  
な神社となるのである。最中には出雲大社の如き、神籬の時代を経ないも

具象的に  
表す



のもあるが、順序立て、いへば先右の通りである。併しこの宮殿の時代に  
至つても之を崇敬する者は、一個人又は一族に止まる場合が多いので矢  
張歴史の上からは、公衆の参拜といふこともその必要條件とはいへない。  
さうして既に神社といふものが成立すれば之に奉仕し其祭典を行ふと  
いふ事が起つて來るのである。其の目的には色々あらう、或は報本反始の  
爲にするのもあらうし、或は神の靈驗と其の歡心とを失はないが爲にする  
のもあらう、或は之に祈願して幸福を祈るといふのもあらうが、要するに神  
社が出來れば、必ず祭典といふことが之に伴う。即ち神に種々の食物を奉  
り、或は音樂を奏し、祝詞を申し、神慮を慰めるといふことが表れるのである。  
此の色々の祭典の起原は、古代の思想を調べる上に於ても、誠に重要な事柄  
であるが、就中我國の如き國柄にあつては、その起源も最古く、中に潜んで居  
る意味にも重大なのが少くない。紀記の所傳によれば、已に神代の昔から  
各種の祭祀が起つてゐるので、天磐戸の變に際しては、諸神が相集つて歌舞  
音曲を奏し、以て神慮を慰め奉つたことが見え、大國主命に對しては、天穗日

命をしてその祭祀を掌らしめ、その杵築宮を造らるゝに當つては、櫛八玉神  
を膳夫として天御饗を奉られたといひ、又天兒屋根命は神事の宗源を主る  
神と見え、經津主神の性質を説明して齋主神ともいつて居る。これらの記  
事によつて見ると、もうこの時代からして余程祭事の整つて居たことが明  
るが、これらの各種の祭典は、何れも我國民性に基いて起り、之と調和して發  
達したもので、之が後世に傳はつては各神社の神事の基礎となり、今日に至  
るまでも少からざる感化を殘してゐるのである。

## 二 建國の神事

神武天皇が橿原宮に即位せられ、皇基を固めらるゝと共に、諸種の神事が  
起つて居る。最紀記又は古語拾遺等に、當代の事蹟として傳へられて居る  
中には、すつとその以前からして行はれて居たものもあるが、又中には確に  
後世に至つて起つたものを附會したのもある。併し概しては、これらの書  
物の記事で以て、その一般の趨勢又は考へられる。次にその主なるもの二



三に就いて記して置かう。

(一)即位の行事 舊事紀及び古語拾遺の説によると、天皇の御即位に當り、天  
 富命は諸の忌部を率ゐ、天璽の鏡劍を奉じて、之を正殿に奉安し、天種子命は  
 天神壽詞を奏し、又宇摩志麻治命の奉獻した十種の天瑞寶に、神楯を立て、  
 奉齋し、布都魂神劍に五十櫛を刺繞して殿内に祭るとある。この記事と後  
 の崇神天皇の條とを參考すれば、天祖の詔のまに、大神を宮中にお祭に  
 なり、天皇は大神と起居を偕にして居られたことが察せらる。次に十種の  
 神寶と神劍との奉安は、一つは天神の授けられた靈寶、一つは平國の靈器た  
 るより起るので、その威靈を畏みて奉齋せられたのである。但この時の記  
 事は物部氏の古事を傳へた舊事紀と忌部氏の舊記である古語拾遺とが主  
 となつて居る爲めに、この二氏の事蹟ばかりがえらくなり過ぎた嫌がない  
 でもない。最他の氏族でも夫々その所傳があつたかも知れないが、是等は  
 その氏文が傳はつて居らぬ爲めに、之を詳にすることが出来ない。併し大  
 體の所は、これ丈で深山である。

天祖の奉

布都魂神劍  
の奉齋

靈時の意

八神

(二)鳥見の靈時 中興の業が悉く完了した後四年二月を期し、天皇は靈時を  
 鳥見山に立て、皇祖天神を祭られた。これはいふ迄もなく、奉齋の意味か  
 ら出たお祭で、皇祖皇宗の諸神を祭り、以てその東征の際に於ける諸神の恩  
 類に報いんとせられたものである。後に三韓征伐後、廣田生田長田住吉等  
 の神を祭り、平安朝以後に至つて、戦亂の平定後に諸神に奉幣せらるゝのと  
 全くその事情を等しくする。この時の事を、紀に郊祀天神とも、立靈時とも  
 記してあるが、これは後に拜天の思想から生れ出た、交野の郊祀等とは全く  
 種類が別である。時は字書に神靈之所依止也と見え、通證に齋場也といつ  
 てあるが、神籬を造り神を招かれたのであらう。最一時のお祭であるから  
 宮殿建築の如き永久的の設備はいらない。後世大嘗會の時に假りに御座  
 を設けて、之を神居とするのも、全くこれと同一の事情から起つたのである。  
 (三)八神の鎮祭 古語拾遺又は舊事紀の説によると、天皇は即位の後に、高皇  
 產靈神、神皇產靈神の詔に従つて、神籬を樹て、八神をお祭りになつた。そ  
 れは高皇產靈神、神皇產靈神、魂留產靈神、生産靈神、足產靈神、大宮賣神、事代主



神御膳神此八柱である。この中で最初の高皇産靈神皇産靈の二柱の神は、申す迄も無く造化の神で、又帝室より申せば外家の祖神に當らるのである。其の次の魂留産靈神生産靈神足産靈神の三神に付ては、色々説があるが、伯家部類の説によると、魂留産靈神は人の精氣を結び留めて、元氣を養ふ神であると云ひ、足産靈神は大己貴神であつて、國家を經營し萬寶を満足せしめられた神、生産靈神は、人の生命を長からしめる神であるといつて居るが、その系統も不明で、神績に就いても一向據とすべきものがない。唯その神號から推して見ると、古史傳にもいつてある通り、司命神即人間の生命を主する神と見るのが穩當な説の様で、詰り産靈の靈徳を具へ、物を養生せしむる神であつて、その靈徳の發現に依つて、三様に區別したものであらう。次に大宮賣神は太玉命の子で、天窟戸の變に、天照大神の御前に侍つた事が、古語拾遺に見える。同書にその意味を説明して、如今世内侍善言美詞和君臣間令宸襟悅擇也とあるが、詰り天照大神の御前に侍つて、始終御機嫌を奉伺した神と見へる。それから又大殿祭の祝詞に據ると、この神は常に皇御孫命

と同じ殿舎の内に居つて、禁中に入出する者を監視し、天皇の御膳部を調べ、百官の事務を執る上の事まで、監督せられるといふ意味合の事が書いてある。次に事代主神は大己貴神の御子であつて、神武天皇の皇后の五十鈴媛の父君に當る神即神武天皇の外家の祖神で、又御膳神は飲食を掌る神である。して見ると此八神といふものは、産靈の二神から初めて、生命を司る神、始終御前に侍つて居る神、若くは日常飲食を司る神、又外戚の神等、色々種類から成立つて居るが、この中でも、その主腦たる神は所謂司命の三神にあると思ふ。この神が神代の昔から玉體を庇護せられる神として祭られて居たので、天孫降臨の際にも、之を神籬に奉じて降られたが、後に大宮能賣命は、その功績によりて祭り加へ、御膳神も日常生活に最深き恩頼ある神なれば、共に齋ひ申すことゝなつたので、もとはかういふ風に御一人の御身邊に關して、最親しみの深い神を祭られたのであらう。處が後に外戚の祖神といふ考からして、瓊々杵尊の母系の祖先に當らるゝ産靈の二神と、この事代主神とを加へたものと思ふ。この八神の鎮祭から導かれて、鎮魂祭が起る。



これも舊事紀の傳によると、天皇の御代に物部氏の祖宇麻志摩治命が、初めて瑞寶を齋き祭つて、帝後の爲めに御魂を鎮め奉り、壽祚を祈請したとある。その所謂瑞寶といふのは、命の父饒速日命が天から授けられた瀛津鏡、邊津鏡、八握鏡、生玉、足玉、死反玉、道反玉、蛇比禮、蜂比禮、品物比禮の十種を指すので、初め天神は命に教へて、若し痛む處があらば、茲の十種寶を持つて、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十と謂つて、之を由良々々と振へ、かくの如くすれば、死人も蘇生するであらうと仰せられた。仍つてこの時に至り、天皇の爲にこの祭を行つたのである。これが即後世鎮魂祭の起源となつたので、この祭はその主意からいへば、人の精神を鎮安する祭、その形式から云ば一種の厭術、神寶は之を行ふべき靈器、又之を振盪し神歌を誦するはその方法である。されば祈年新嘗や大殿祭等の諸の祭典とは、幾らかその趣を異にして居て、多少神秘の性質を帯びて居る。これが即この祭の特色とする所で、矢張我が國民性の産物なることが歴々として見える。古代の國民思想はいふ迄もなく早くから顯幽兩界の差を識別してゐたが、これと同時に人の魂に、和荒兩様の

作用のあるとを知つて居た。神代史を見ると、この兩魂が各別種の作用をなし、又その一つが肉體を遊離して活動した譚が記してある。かういふ風に、人間の靈魂が自由に身體から分離し得る事を知つてゐる以上は、之と反對に復その本身に還ることを考へ出すのは、自然の結果で、この必要に應じて、鎮魂祭は起つたのである。神寶中に生玉、足玉、死反玉、道反玉などと見えて居るのは、この目的の爲めには最大功<sup>切</sup>な靈器であつて、丁度八神中の司命三神の徳に當つてゐる。無論何れが何れに相當するとは確には云へないが、同一の靈徳を兩方面から見つたもの、即之を抽象的に神格化したのが三神具象的に表はしたのが神寶であるとも云へる。

以上はその内部に於る神事の一環であるが、扱その外面に見れた處では、天種子命と天富命との二人が専祭事を掌り兼ねて朝廷の政事を補佐せられて居る。この種子命は天兒屋根命三世の孫であつて、兒屋根命が神事の宗源を掌られたに基づき、その後裔は累代神事に預る家となつた。後の中臣氏が即之である。又天富命は天太玉命の孫であるが、これも神代に於ける祖宗の神の由緒によつて、その後裔は齋部氏と稱し、中臣氏と相並んで神



祭を職とする家となつた。

この兩氏の職掌は後世の神祇官の源とも云べき者であるが、當時未之に當るべき獨立の官省があつた譯でもなく、又兩氏とても全く祭事にばかり關與して居たのではない祭事を營みつゝ、又國家の政務をも執つて居たのである。當時の狀勢は古語拾遺にもいつてある通、皇宮と神居との區別は無く、宮中に齋藏を建て、之に神物と御物との兩方を藏めたので、供神の幣帛も供御の料も其間に區別を立てない、要するに祭政一致の政體であつて、國家の政事は即神祇の祭事と全く一致して居つた。朝廷で斯う云ふ様な次第であるから、諸國の國造や縣主の方でも、矢張り其の通りで、其祖先を祭るといふことは即其國の政事と合體して居る。政に疑はしいことが出来れば神慮を聽いてから後に決するといふ風で、朝廷と同じく諸國に於ても、矢張り祭政一致の姿を有して居る。是が即ち建國の際に於ける神事の大要である。

### 三 神人の分離

神武天皇から八代を経て、崇神天皇の御代になると、歴史は俄にその分量を増し、その内容は前代に比して著しく豊富となる。その中でも一番に多いのは、矢張り神事に關する方面で、崇神垂仁兩朝の歴史は、大概神事を以て埋つて居ると云つても差支がない。併しか様に澤山な分量の中でも、自その間に系統の立つてゐるのを認められるので、便宜之を三つの方面から觀察しやうと思ふ。

先づその第一にいふべきは神人の分離である。崇神天皇の六年に、疫病が流行したといふことから事が起つて、從來天皇と殿を同じくしてお祭りになつて居つた天照大神と倭大國魂神との二柱の神の神威を畏敬せられ、同じ殿に住むとを安からずとして、神鏡と神劍とは、皇女鸕鷀入姫命に託して、天照大神を大和の笠縫邑に祭り、大國魂神は浮名城入姫命に託して別の處に祭られた。續いて又神託に依り、倭直の祖長尾市をして、倭大國魂神を祭り、大國主命の神裔大田々根子をして、大物主神を祭らしめられ、又從來宮中に奉齋して、物部氏の守護して居た建布都大神、即布都魂神劍を、大和の山邊



時代の  
大勢

神に對す  
る觀念の  
相違

三十一

郡石上邑に遷し十種の神寶をも併せて藏めしめられた。これが即神人の分離と稱せられて神祇史中にあつても餘程重大な事件と認められて居る所であるが、その事柄の性質が重い丈に、由つて來つた原因に就ても深く考察しなければならぬ所がある。此崇神天皇の時代は神武天皇からは既に十代を経過し、神代とは全く隔世の感ある時代となつて居る。随つて神祇に對する觀念にも、余程の差違が生じて來た。神武天皇の御代であつて見れば、皇祖の時代を去る事が余り遠くないからして、天神地祇といふても系統又は時代を以て推せば、何れも天皇とは僅かに二世若くは三世位の隔りがあるに過ぎない。随つてその神祇に對する觀念も、後世とは大に趣を異にし、兩者の間が極めて親密な中にあつた。併しもう崇神天皇時代になれば、さう云ふ風な親しい關係は見られない神と人との間隔が次第に遠ざかるに随つて神は段々其の人としての性格を失ひ、全く神祇としての特徴のみを認められることとなる。茲に於て神を以て一種の超人的の神靈として畏敬する様になり、その結果として神と人との分離といふ事が起るの

分離の  
原因

である、即ち神威を畏敬しその威光を増さんが爲に、神を住宅から分離して別にしなければならぬと云ふ考が起つてくる。これが即神人の分離を來した根本の理由である。それで此事件は又一方から觀察すると、政教の分離とも見る事が出来る。神武天皇の建國の制度は純然たる祭政一致であつて、國家の政治は全く神祇の祭事と一致して居つたのであるが、世運の進歩と、人智の開發とに伴つて、政事の現象は漸く繁多となり、此の祭政一致といふ政體の上に變動を來して遂に政教の分離を起すやうになつたのである。これは萬國通有の現象であるが、我國に於ては、丁度この崇神天皇の時代に於てこれは遭遇した。

かういふ譯で以て、こゝに神人の分離といふ一大事件が起つたので、最その素地はずつとこれ以前に兆して居たのが、漸くこの時に至つてその機が熟した迄の事である。然るに世上では、この事件の原因を色々に揣摩する者がある。例へば富士谷御杖の如きは、天皇が神道を弘く天下に布かれんが爲めにせられたのであらうといひ、谷重遠は、崇神天皇之慮也遠矣所謂後

本件に關  
する學問  
の議論



天而奉天時者也といつて居るが、固より天皇に於かせられては、之によつてどうしやうと云ふ御計畫のあつたものでもなく、又遠き去來の事までお考へになつて遊ばしたものでなからう。歸する所は御敬神の聖慮からして、深く皇祖の大神及びその他これまで宮中にお祭り申してあつた諸神の稜威を畏敬遊ばされ、愈々奉仕の誠を擧げんとして、之に適する最良の方法を御採用になつたもので、書紀のこの條の記事は正確であると思ふ。扱ふの結果として、天照大神は笠縫邑より諸處を御遷幸の後、次代垂仁天皇の二十六年に至つて、今日の五十鈴川上の宮處に御鎮座遊ばされ、神宮に次いで倭大國魂神も垂仁天皇の朝に至つて、大倭の大市長岡岬に祭らしめられた。

天社國社  
の制定

第二は神人の分離に引續いて起つた天社國社神地神戸の制定である。

天社國社といふのは、天下の諸社を天神地祇の別によつて分けたものであるが、その天神地祇といふのは、わが國家成立の際に於ける、人種の種屬に基いて起り、延いて神の種族を區別する辭となつた者である。この區別は後世種族の混淆が盛になるに及んでは、次第にその必要を感ずることも薄く、遂には全く形式的に保存せられる様になつたが、この時代に於ては、猶明かに區別の存して居たものであらう。即これにて伊勢、山城、鴨、住吉、出雲の國造の齋、神素戔鳴尊等、高天原に出生した神と、大神、大倭、葛木、鴨、出雲、大汝神等、我が國土に出た神とを區分し、其性質を明にされたのであらう。併しこれはたゞ、祭神の性質又はこれを奉ずる種族の所屬等を表す丈であつて、實質上之によつて差等があつたものとは認め難い。又之を天皇の御代に至り、初めて定められたとするのも如何であらう。か様のことは後世の社格とは、全く趣が違ふので、その發生は自然に出たとする方が穩であらうと思ふが、歴史に天皇の御代の出來事として、傳へられて居るのは、以前より存して居たのを、更にこの時に於てその分界を査定し、一種の整理を行はれたことをいつたものであらう。神地神戸の制定もこれと同様の譯で、これ迄からあつた神領の地を、更に確定せられた迄のことである。祭政一致の結果として、固より神領と氏人の領分との間には、何等の區劃も存しなかつたが、時勢の必要に促されて、その間に幾らか區分を設ける様になつたのであ

神地神戸  
の制定



る。この後垂仁天皇の二十七年にも、神地神戸を定められたことがある。これは何分にも直接人民の経済問題に關係して居た次に、その経過は他の事件程にははき／＼しない。従つて充分の効果を見なかつた爲であらうが、か様な大問題は、とても一朝にして解決を告げたものとは思へないのである。

神寶の檢校

第三にいふべきは、諸社の神寶を檢校せられたとである。この兩代には出雲大社から初めて、石上出石等諸方の勢力のあつた神社の器仗を收めて、之を京師に送られて居る。これも神社の整理に伴ふ一事業ではあるが、その目的とする所は、神社それ自に對するよりも、寧之を根據として居る氏族の勢力を削がれんとするのにある。當時に於ては、神寶その中でもこの時京師に召された類の者は、神體に次ぐの重寶と見做され、その氏族にとつては一家重代の重寶なのである。さればこれを奪取るのは、直ちにその氏族の財産上に迄も影響を來すので、誠に容易ならぬ一大事である。出雲大社は申す迄もなく、出雲國造の祭る神で、神代以來の勢力を貯へて居る、出石は

出雲大社の勢力

日槍が勢力を樹立した所で、日槍は此地に御出石神社として崇められ、その將來した八種の神寶は、出石神社に齎はれて、累代橘守氏の根據地となつて居る。又石上は近く物部氏の本據とした所で、此處に武器を蓄藏し神社として武庫を兼ねた形式の許に居る。か様な次第であるから、當代に於ける經營の一つとして、録をその氏族の勢力の上に向けられ、その方法として、神寶を召される事となつたのである。併しこれで、以て神社を中心としてその氏族が活動して居たこと、言ひ換ふれば、神社と氏族とは全く相一致してその間に離るゝとの出來ない關係のあつたとはよく明る。

かくの如くその事柄の性質から分けて見ると、ざつと上の四ヶ條に分れるが、この四つの事件は無論個々別々に起つたのではない。時勢の赴く所に従つて、祭政が分離し、神人の別居が起る。これに伴つては、一方では從來から存立し來つた諸の氏神に對しても、整理を始めらるゝことゝなつたのであるが、これと同時にこれらの諸の神事は、この兩代に行はれた國家の經營に對しても、その歩調を一にして互に聯絡を取つて居る。就中神地神戸

政事と神事との交



の制定、神寶の檢校等は之と最も深い關係を持つて居るので、一方に四道將軍を派遣せられ、王化を四方に布かれんとするに當つては、先づその目的地に存在する神社、即出雲、出石等に就いて、その實力を削減せんとする問題が起り、又東國の經營に關しては、崇神帝の朝に遙に鹿島神を祭られて居る。これらの事件を以てしても、當代に於ける神事と政事との聯絡は、察せられやうと思ふ。

#### 四 大己貴命及び神裔の神社

上古の世大倭の地方に於て、最勢力のあつた神社としては、實にこの大己貴命及び、その神裔を祭つた神社を推さなければならぬ。當時の政治上の中心は、無論この大倭の平原にあつたが、此處で以て政治上の實權と結び付き、眞に實力のあつた神社といふのは、どうしてもこの大己貴命の神社である。大和國は神武紀に昔大己貴神がこの國を名付けて、玉膳内國と稱せられたといふ傳説を稱へ、疑もなく神代に於いては、一時大國主命の配下に屬

大己貴神  
と大倭と  
の關係

神系の神社

して居た所で、命を初めその御子孫の神々は、屢この地に往來されたに違ひないと思ふ。それでこの國には、大國主系統の神社が殊に多い。先づ一番に城上郡の大物主神社は、我國最古の神社の一と稱せらるゝもので、命が親らその幸魂、奇魂を鎮祭せられた社と傳へられて居る。又出雲國造神賀詞に據れば、これと同時に命は、その御子阿遲須伎高孫根命の御魂を、葛木の嶋に、同じく事代主命を宇奈提に、全じく賀夜奈流美命の御魂を、飛鳥の神奈備に留めて、永く皇孫命の守神とせられたとある。かういふ風に、天孫降臨以前からして、この大倭の平原は、出雲種族の占領する所となつて居たのであつたから、自然とその神裔のこの地方に留まられたものも多く、その勢力は長／＼牢乎として、援くべからざるものがあつた。かの神武天皇が即位後に、わざ／＼事代主命の御女媛、踏躰五十鈴媛を立て、皇后とせられたものも、實はこの強盛なる大神氏の勢力に結ばれる爲であつたので、この事を以てしても、當代に於ける氏人の勢力は、察せられる。又大倭神社の注進狀によつて見るに、倭大國魂神は大己貴神の荒魂であつて、和魂と共に力を合

大倭大國  
魂神



せて天下を經營せられたとあるが、この國に於てこの神の荒魂をその國魂神と稱して居るのも、實は上に述べた様な舊い因縁によるのである。

かういふ次第であるから、その神社の勢力も非常なもので、傳によれば孝照天皇の元年神託によつてこの大國魂神を宮中にお祭りになり、天照大神と共に天皇の大殿内に奉祭せられたといふ。この時の神託に荒魂照王身在大殿内而爲寶基之術護とあるが、かくの如き託宣が下り、又その御待遇を天祖と等しくせられた事に就いても、この時代に於ける神社の實力は偲ばれる。次いで又崇神帝の時に至り、天祖と共に宮中より遷され、近郊に祭らるゝことゝなつたのであるが、この社と並び、その和魂を祭つた大神々社の方も、中々に看過すべからざる勢力を有して居る。これは外家の祖神としての御崇敬から來たもので、神武天皇以來數代の間、大神氏から皇妃を納められたといふ事は、直接間接にその氏神たるこの社の勢力を増す原因となつたのである。丁度これは後世春日や大原野が尊崇せられたのと同様の理由によるので、一方には帝都の國魂神として宮廷の内部に這入り、一方で

大神神社

地理上の原因

神及び神系の分布

は外家の祖神としてその實力を養つてゐた。この外高鴨とか、飛鳥とか、賀夜奈流美とか、斯う云ふ御子孫を祭つた社は、最勢力のあつた社で、此時代に於ける神社の中心は、全く此大巳貴神及び其の御子孫を祭つた社に在ると云つても宜しからう。最是には上に述べて置いた舊い山緒以外に、もう一つ重い原因の存するのを認める。これは主として地理上の關係にあるので、帝都の地と神社の鎮座地との接近が即それである。上古の帝都は、重に南大和飛鳥川の流域に極まつて居る。所が此地方といふものは、大巳貴神とは極めて密接の關係の有る處で、神及び其御子孫を祭つた社は、何れも南大和の東西に歴代の帝都と相錯綜して、分布して居る。

今延喜式によつて調べて見ると、大巳貴神及び神系の神社は都合二十社ばかりもある。

一 大巳貴命を祭つた社

葛上郡

大穴持神社



吉野郡

大名持神社 名神大月  
次新登

城上郡

大神大物主神社 名神大月次  
相登新登

狹井坐大神荒魂神社五座 初登

山邊郡

大和坐大國魂神社三座 並名神大月  
次相登新登

二神系の神を祭つた社

添上郡

率川坐大神御子神社三座

率川坐阿波神社

葛上郡

鴨都味波八重事代主命神社二座 名神大月次  
相登新登

葛木御歳神社 名神大月  
次新登

葛木坐一言主神社 名神大月  
次新登

大倉比賣神社

高鴨阿治須岐詫彦根命神社四座 地名神大月  
次相登新登

宇陀郡

神御子美牟須比女命神社

城上郡

神坐日向神社 大月次  
新登

高市郡

高市御縣坐鴨事代主神社 大月次  
新登

飛鳥坐神社四座 並名神大月  
次相登新登

加夜奈留美命神社

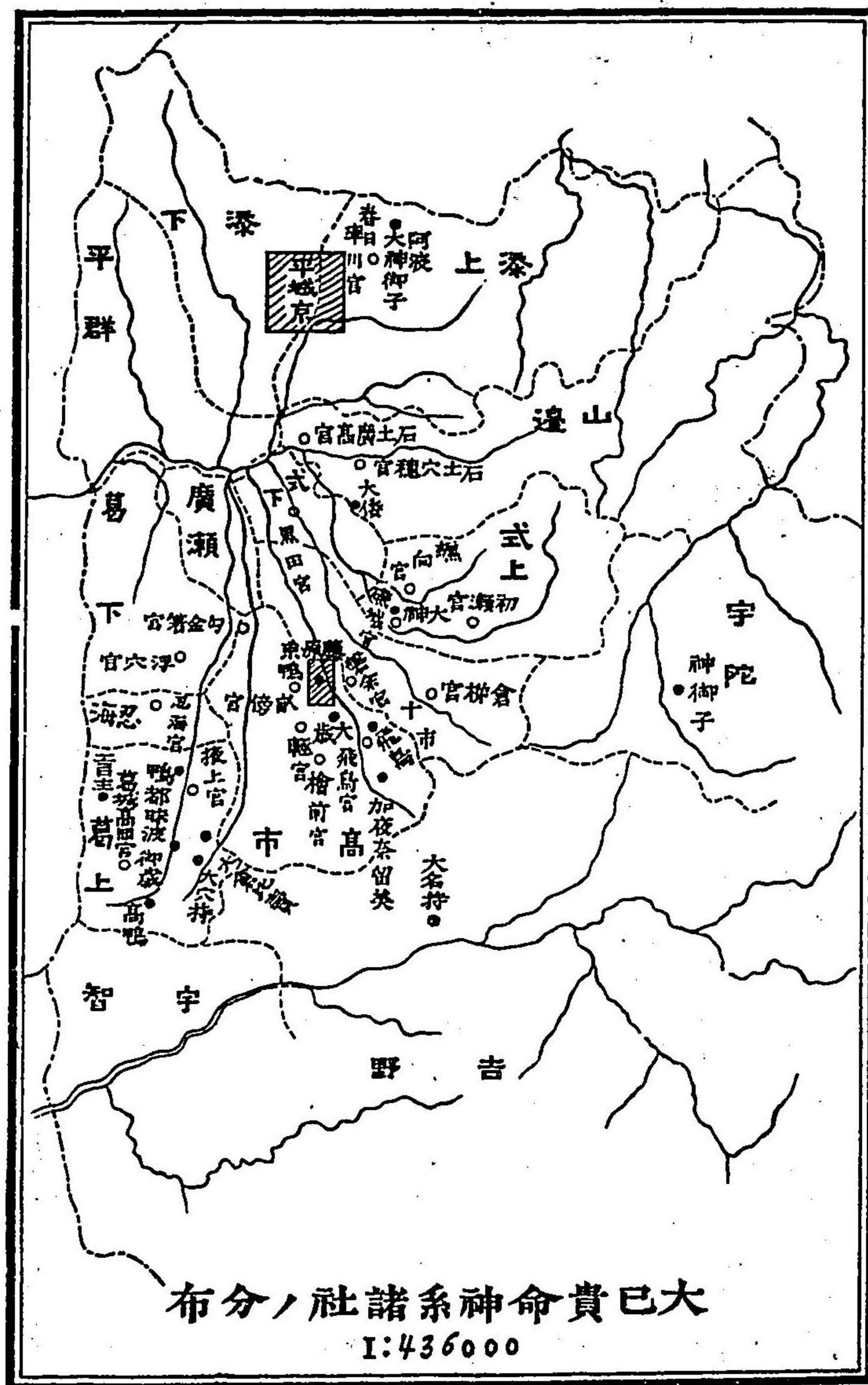
大歳神社二座 登

但しこの表では、祭神の不確實なるを省き、合殿又は配祀として祭られてを  
る分を数へてないのだから、實際の数は、猶これ以上に上るはずである。又



大神の全盛期

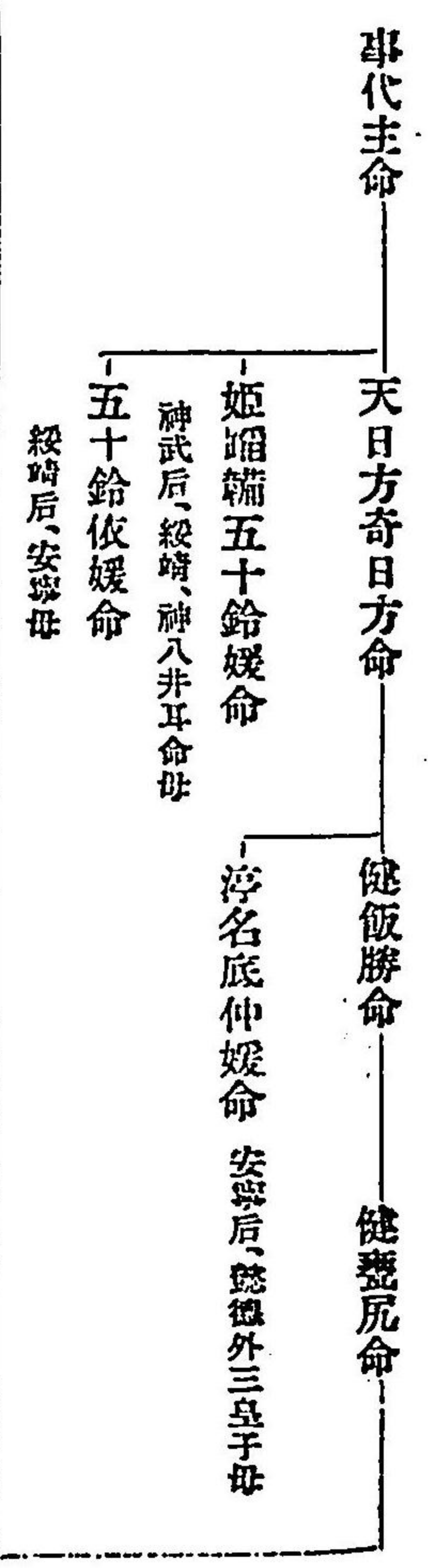
分布の地



大神、分身類社鈔の示す所に従へば、大己貴命の社が十一神系を引いた神の社が若干あるけれども、これは正確な調査と思へないから、茲には採用することを避けた。勿論この時代に悉くこれらの神社があつたといふのではない。即この表と地圖とを對照して見ると、大體の形勢は明るが、中でも崇神天皇の磯城瑞籬宮と大神々社とは最接近した位置に居る。かゝる現象は、勿論この平原の發源點が、その南方に存したによることであるが、後に天孫種族も矢張この邊を中心として帝都を定めらるゝに及んでは、この位置の接近は、神社にとつては非常な利益となり、これによつて皇室との關係を密ならしめたこと、幾程であつたか量り知られないのである。併し吾々の考では、大神を初め神系の社が、政治上の現象に勢力を及ぼし、實際的の充實した精神を以て崇敬せられて居た時代は、事代主命の後裔が代々外戚として勢力を有して居た時分、即大神氏の全盛期にあると思ふ。即次の系圖に示す通り



大神氏外  
戚となる



神武天皇から始まつて、綏靖、安寧の二代は、この氏から皇后を進め、懿徳天皇に至るまでの四代は、何れもこの氏が外戚としての關係を持つて居る。この間は即神社の方に於ても、一番都合の宜しかつた時代で、この頃に大神はじめ神系の神社の土臺はきまつたのであらう。孝昭天皇から後は、大神氏の外戚となることも止まつて、仕丁ひ、后妃は多く物部氏から出ることとなつたが、その結果として大神氏は一頓座を來し、崇神帝の朝に至つてその正統



復古の氣

たる大田々根子命を、わざ／＼和泉國に求められるといふ騒が起つたのである。随つて神社の方でも、一時その後援者を失ひ、幾分かその勢にも影響したのであらうと思ふが、この時に至り、この時機を利用して、再古の盛況に復することが出来た。それでこの御代にこの神社が盛になつたといふ事は、一種の復古的精神から起つたものとも思へるので、爾來大神氏の勢力と共に、神社は復國史の上に表れるやうになつた。かうなるともう神社の基礎は、牢固として動かすべからざるものとなるので、この後大神氏は又衰へ、祭神の神格には多少の轉化も起つたのであるが、それにも係らず、社格としては國中の最高位に居り、歴代皇室の御崇敬を擔つて居る。もしこれが後に興つた杜本當宗などの如く、全く外戚の祖神として生命を維持して居た社であつたならば、無論氏人の衰微と共に、社も亦その運命を一にせなければならなかつた筈である。所が大神はじめ神系の諸社に於いては、外家の祖神といふのは、後に生じた關係であつて、この由緒を取除いて仕了つても、社それ自らの意味は立派に存在して居る。言ひ換へて見れば、大神大和な

神社の基  
礎成る

とは、外戚の祖神といふより以上の重大なる意義を有して居る社である。かくの如き事情が存して居た上に、大神氏と雖、全く政治上の舞臺から驅逐された譯でなかつたから、これら諸社の崇敬は非常なる打撃を蒙らずに終つたのである。

### 五 征韓の役と神社

戦争と神  
社

昔からの通則として、總べて戦争があると、神社が顯れる。即新たに神社を建てられるとか、或は其社格を進められるとか、或は又新らしく祭典を始められるとかいふ類で、何れも神社の上に、一の祭典を與へられるのである。それは戦争があれば、國家又は皇室は、戦勝を祈願せられる、随つて戦争が済めば報賽として、神社に種々の優遇を與へられるから起るのであるが、神社が國家的のものである丈、此の現象は著しく現はれて居る。さうして此戦争に依つて神社が顯れたことの一番初めは、神功皇后の三韓征伐である。尤も是れより前、神武天皇東征の際にも、神祜神助に關する事蹟は出



氣比神宮

て居るが神社として働の見えるのは、どうしてもこの時を權與とせなければなるまい。

征討に先立ち天皇及び皇后は越前國角鹿に幸し、この地に鎮座する氣比神宮を拜せられた。これは無論神拜ばかりの爲に、行幸なつたのではないが、この神宮の御參詣と次いで起り來つた征韓の役との間には、何等か關係があるらしい。栗田博士の説に、この社の祭神伊奢沙別神は、天日槍命ではなからうか、日槍は海路の往來をした人で、ことに神功皇后の爲には外家の祖神に當る、即次の系圖に示す通り

その祭神

日子坐王……………息長宿禰王

天之日矛……………多遲摩比多訶—葛城之高領比賣

—神功皇后

その故で以てこの時特に參詣せられて、海路の事をお祈りになつたのであらうと云はれて居るが、中々面白い説である。最も祭神に就いては、猶研究すべき余地はあると思ふが、後に神功皇后の朝に、太子譽田別尊がわざわざ

神功を  
下されし神

この地に行かれて、神宮に參拜せられた事から考へて見ても、よし天日槍命でないにした處で、豫め祈願せらるゝ所があつたといふ丈は確であらう。氣比の行幸がすむと、今度は愈筑紫の戦となり、次で三韓征伐の役は起つた。

この戦争に際して、皇后は天照皇大神と、稚日女神と、事代主神と、住吉三神との神託に依つて、新羅を征伐せられたが、戦争中に於ては常に住吉の三神が主として加護を下し給ひ、其の結果として凱旋の後に至つて、住吉三神の荒魂を穴門の山田邑に、天照大神の荒魂を攝津の廣田に、稚日女神を活田に、事代主神を長田に、又住吉三神の和魂を、大津の淳中倉、長峽にお祭りになつた。尤も此外に三代實錄の貞觀十二年の告文に依れば、宗像の三神も同じく力を盡されたことが見えて居る。さうして尙此外書紀の記載に依ると、天下の諸神に幣帛を奉られた趣が記してあるけれども、主として此戦争に與つて力のあつたのは、以上の四柱の神である。此の中で天照大神に就いては固より別段に申し上る迄のこともないが、事代主神が力を添へられたと云ふことは、少しく重く見るの價値がある。この神は已に八神の一とし

事代主命



て祭られ、帝室とは離るべからざる關係に立つて居られたが、これらの舊い由緒に加へて、この時には神裔大田々根子の孫なる大三輪大友主君は、四大夫の一人として、中臣物部等の諸氏と共に、大政に參與して居り、又出征の前に當つて、筑前に大己貴命を祭られたことも見えて居る。して見るとこの戦役に對しても、大神氏の勢力のあつたことは考へられるので、この神の神助を仰いだのも、多少この邊の關係によることではないかと思ふ。

次に住吉三神は阿曇氏との關係から来る。この氏の事に就いては、紀記には何とも記して無いが、この時に際し三韓への渡航に當つて、非常な功績のあつたとは想像せられる。香椎の行宮以下征戰の準備に係ることは、多くその根據地たる筑前に起り、又渡海に當つては故國たる對馬を経由されて居る。加之その氏族は航海を職とする家筋で、この戦役には最重要なる任務を有して居る。たゞ他の氏族のやうに、戰爭を主としなかつたが爲めに、その功績が没却して仕舞れたのであらうが、かの八幡愚童訓や、託宣集に阿曇連磯良の事業として傳へられた一場の物語は、この時の事件を基とし

## 住吉三神

## 稚日女尊

て起り、一門の功績を語り傳へたものであらうと思ふ。住吉の神が主としてこの戦に與り、就中海路に最多くの神助を垂れられたのも、全くこれから出て来るので、氏人の功勞はその氏神に集中して、世に顯はされたのである。その次に稚日女尊に就いては、未何れ其確説を發表することが出来ない。舊事紀には、この神を以て天照大神の妹神としてあるが、それによれば、天祖と並び神助を下されたものと見なければならぬ、或は又宗像三女神であらうといふ説もあり、又丹生都比賣神ではないかともいふが、何れも未充分に纏つて居ない。最後に宗像神はその神績から見ても、又その地理上の位置から云つても、又その氏人の大神氏に對する關係から考へても、當然の次第であると思はれる。

## 宗像神

## その原因

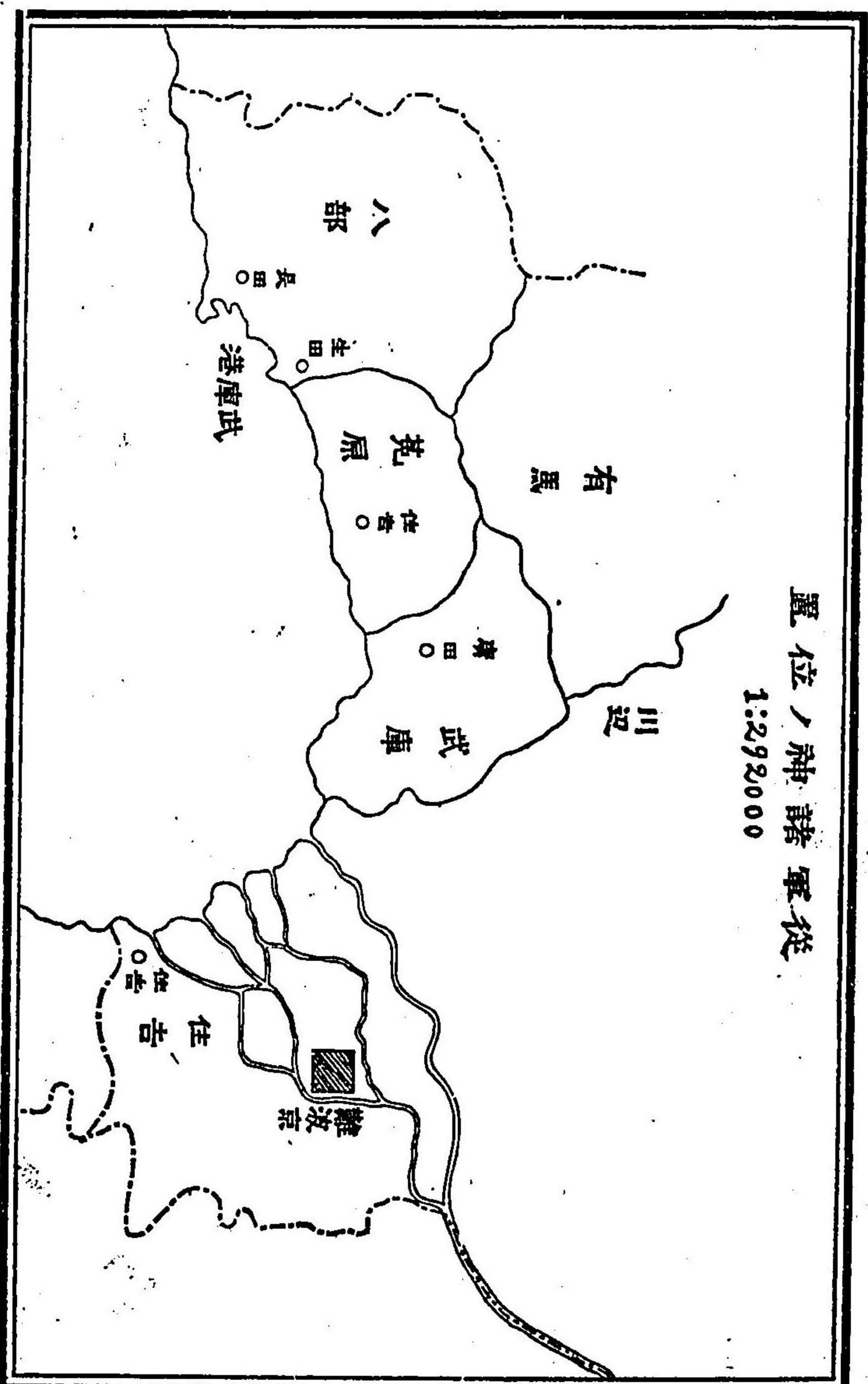
戰爭に當つて力を盡されたのは上の四神であつて、これを分類して考へて見ると、大體皇祖の大神及び事に與つて盡力した各氏族の氏神が現れて居る。即族制政治の結果が矢張見えて居るのである。皇祖の神及び國家勲業の際よりして近き謠と崇められた事代主命は、終始一貫して神慮を盡



され、これに關與して最効勞のあつた住吉神は、親しくその局に當つて韓地の守護神にまで祭らるゝに至り、神代の昔から海島中に鎮座して皇基を護られた宗像神は、同じく力を添へられて居る。その發する所も決して偶然の出來事によるのでなく、その理由にも決して神秘的分子の存するを許さない。

その結果

さてその結果は、一はこれによつて新たに遠國の神社を勃興せしめ、一は之によつてその祭神の性格が限定せられた。新興の諸神に就いては、次章にいふ事として神格のきまつたことも中々に看過すべからざる問題である。先づ氣比神宮はこの事變によつて、爾來永く皇室の尊崇せらるゝ所となり、又外征に關する神として奉せらるゝことゝなつた。これには無論その位置も一因となり、祭神も多少關係して居るであらうと思ふが、職としては此役に關與せられたのである。次に住吉、宗像の二神も亦これを縁として、この後海外の交渉に關する守護神と奉せらるゝに至り、生田、長田の二神も、之と同じくその後外交に關して神助を仰がれたことがある。



置位ノ神 諸軍從  
1:292000



外征の守  
護神

この二神は住吉及び廣田神とは少し離れて武庫港の兩側に鎮座地を定められたが、これは多分その出入に際して神助を蒙らんとするから出たのであらう。かくの如くにして、この役に關與せられた諸神は、多く外征の守護神として奉せらるゝに至つたが、この關係は後世までも持續し、この後何か海外に事があれば常に是等の神に奉幣せらるゝ様になつたのである。最この外に奈良朝に至つて宇佐、香椎の二神が加はり、平安朝に入つてから宮崎宮が現れたが、その後とても少しも變りがない。併しその中でも最著しいのは住吉宗像の二神である。

## 六 韓國交渉に見はれたる神社

住吉神の  
神徳

三韓の役が了つてから後、住吉神は長門と攝津との兩國に鎮祭せられたが、この外猶皇后は韓地の鎮めとして、その魂を彼の國に止められたことも見えて居る。これが即神代記事にいふ新羅國一處、住吉荒魂三前に相當して居る。次に又紀には、この神の御上を稱して、從軍神といひ、繼體紀六年の



條に見ゆる物部麁鹿火の妻の詞によると、住吉神は初め海表金銀の國、高麗百濟、新羅、任那等を胎中、譽田天皇に授記つたと見えて居る。これらの事實を綜合して考へて見るに、異域鎮護の神として、住吉の神徳が普く世上に流布せられて居たことは明で、又海外に事があれば何時もその神助を仰いで居たことも知られる。

墨江津に遷座

最初攝津國でこの神の鎮座せられた所は今の茨住吉のある地點に當るが、それではどうも不便であつたと見え、難波の津が開けるに及んで、墨江津に遷された。その年代は固より明でないが、難波は仁徳天皇の朝に初めて開かれた所であるから、多分これと同時に神社も遷されたのであらう。仁徳天皇から後は所謂難波津の全盛期で、三韓からの貢進船もこの地に集れば、又政治上の中心も此處に移る。随つてその外港たる位置に居る墨江津も、段々と繁榮に赴いたが、これに伴つて住吉の神の神威も益々顯揚せられることとなつた。その上に當時この社に奉仕して居た津守連の勢力も、中々大したものがある。この氏は、神職としての任務を盡して居た以外に、墨江津の

津守氏の勢力

管轄權を一手に收め、又その氏は屢海外の交渉に關與して、名を歴史に留めて居る。例へば、欽明の朝の許麁皇極の御代の大海、齋明の時の吉祥等は、その一例である。かくの如くその地點は最時勢に適應し、その氏は、時代の思潮に接觸して居る。随つて神社の發展も、この方面から導かれたものが少くないのである。

神威の發揚

その神威を仰がれたとは、神功皇后の攝政五十年百濟國の服屬した時に、この神の大神を定めて齋ひ祀られたを初めとして、欽明天皇の朝には、新羅を親征せられんとて、先づこの神に奉幣せられ、之と相併んで、仲哀、清寧、用明の各朝に亘り、莫大なる封戸を寄進せられて居る。最この封戸の寄進は、悉く信用すべき限りではないが、たゞ是によつて、當時已にこの社が經濟上豊富なる位置にあつたこと、又は、想像せられる。固よりその由緒に於ては、尊重すべきものがあり、その祭神に就いては、大變な神徳を有して居られる。所が猶この上にかやうな經歷さへも加はつたのである。神社の隆盛するのは、寧ろ自然の數といはなければならぬ。この社が生田、長田さては長門



の住吉等同時の鎮祭に係る諸社を抜いて、獨り皇室と密接なる關係を結び、永く海外鎮守の神と仰がるゝに至つた、その起源は實にこの時代に存するのである。

鎮祭の宗像神

住吉に次いで國史に表れたのは、實に筑前の宗像神社である。この時分に九州北郡に於ける大社としては、本社の外、猶住吉、志賀海等の古社が存在して居たけれども、一旦攝津に住吉の分社が設けられてから後は、その勢力の中心點は最早この地には存在して居ない。随つてどうしても宗像神が顯はれねばならぬ順序となつて居る。

神工女を乞はす

征韓の役に神驗を示されてから後暫くたつて、應神天皇の四十一年に一つの事件が起つた。それは丁度この時阿智使主等が吳國より歸朝して、筑紫に着したが、會々神宣が下つて、神はその率ある工女等を得んとせられたので、兄媛を以てこの神に奉つた。これが抑役後に於てその神異の見はれた初めで、尋いで履仲天皇の御代には、神親ら宮中に出現せられ、前後兩度に亘つて神崇を示されて居る。これは紀によると、その原因車持君が神戸を

履仲朝の神崇

雄略朝の神崇

掠奪したにあると記してあるが、それにしては事件が、余り大袈裟に過ぎる。固より神戸の民を掠奪するは、生民を財貨の一として取扱つて居た古代の社會に於ては、余程の大苦痛には相違ないが、問題の性質としては、さのみ重大なるものとは思へない。然るにその神崇は、随分意外な邊に迄も波及して、直ちに大倭の朝廷を動かすことゝなつて居る。その畏敬せられた模様は、余り前後にその類例を見ないといつても宜しい。して見ると、もうこの時代になれば、一社の勢力は餘程盛になつて、その神威は、遠く大倭の地方に迄も及んで居た事が明る。この事件に次いで、雄略天皇の朝に於ける神祭の件が、亦頗る注意に價する。この時天皇は、親新羅を征伐遊ばされんとして、先づ胸方神をお祭りになつた。これは紀に壇所の文字が見えて居る所から推すに、多分神籬の式で以て成されたのであらう。處が間もなく神託が下つて、天皇の御親征を沮止せられ、丁度住吉神と同じやうな神驗を示されて居る。

こゝに至ると神威の及ぶ範圍は實に大變なものとなつた。願れば茲に



至るまでの年代は僅に履仲より雄略に至る四代の間に過ぎないが、その發達の経路は、筑紫の大社といふより、一躍して天下の名神と仰がるゝに至つたのである。併しどういふものが住吉のやうに、京都近くへ分祠を設けるには至らなかつた。その結果として、又その勢力を永遠に維持する事が出来なかつたといふ憾みはあるが、夫にしてもその後世に對する影響は、實に偉大なものがあるといはなければなるまい。

この住吉及び宗像二神の隆盛は、對韓交渉に伴つて起つた現象で、延いて當時の神社界に一異彩を放つに至つたものであるが、これより更に進むでは、顯宗天皇の朝に於ける日神月神の託宣となり、壹岐縣主及び對馬下縣直の祖神を顯彰するに至つた。これはこの兩氏共に韓地の往還に當る要路を占め、又實際その交渉の任に當つて居たからであらう、その結果として顯れたのが、兩氏の氏神即壹岐の月讀、高御祖、對馬の高御魂、阿麻氏留等の社であつて、延いてその幾内に於ける分社にも及ぶことゝなつたのである。かくの如くにこの兩國の交渉に關しては、常に諸神の冥助を仰ぎ、又これ

壹岐對馬  
兩國氏族  
類の祖神の

韓地の神

に奉ずる道をも盡して居る。所がこれに一步を進めて、直接韓地に於ては如何なる方針を取つて居たのであらうか。無論住吉神はじめ諸神の神祐を仰いで居たには極まつて居るが、この外には如何なる考があつたのであらう。之には別に確な史料は残つて居ないが、欽明紀十六年の條によると次の如き記事が見えて居る。

建邦神

この時百濟の聖明王が賊の爲めに殺されて、其國が危機に迫つた。時に蘇我稻目が聖明の子余昌の間に答へて、昔大泊瀬天皇の御世に、汝の國は高麗より迫られて大變危険なことがあつた。その時天皇は神祇伯に仰せられて、敬んで神祇に策をお受け遊ばされたが、祝者神語を傳へいふには、敬みて邦を建てし神を請ひ、往いて將に亡びんとしかゝつて居る主を救つたならば、國家も安全に、人間も無事であらうと。是に由つて建邦神を請ひ、往きて救はしめられたに、社稷安寧なるを得た。この邦を建てし神といふのは、天地割判の代、草木が物語して居た時代に、天から降り來つて、國家を造り立てた神である。此頃聞く所によれば、汝の國はこの社を建て、祀らないと



いふ、今前過を悔ひ、神宮を修理して神靈を祭つたならば國が繁昌しやうと物語つたことがある。

この建邦神といふに就ては色々の説があつて、釋紀に引く卜部兼方の説には、大己貴神であるといひ、通證には素戔鳴尊であらうといひ、又同書に檀君に擬する説も見えて居るが、吾々共の考へでは、その何れの説も肯綮に當つて居ないと思う。この中で大己貴命といふのは、その御功績の上から申せば、至當の事かも知れないが、この原文を熟讀して見ると、天地開闢の時に當り、百濟の國を創設した神といふ意味に見えるから、大己貴神では時代が相當しない。又この事件はその文言から推して見るに、我國に於て神を勸請し、往き向つたものと思はれる。して見ると檀君といふのも如何であらう。そこで試みに案を立て、見るに、恐らくは百濟の國魂神といふ意味ではなからうか、稻目の詞、并に建邦の字義から考へても、どうもかやうに定めらる方が穩當に聞える。即この事件は、百濟人をしてその國魂神を祭らしめたものと解釋したのである。

かゝる心盡しの結果にも係らず、この計畫は遂に失敗に了つたらしい。本文に倣て、祀らずともある通り、百濟人はこの神を崇敬するに至らなかつた。そこで再彼等に諭して神宮を修理せしめたのであるけれども、その結果は如何であつたらうか。國情の相違、并にその神に對する思想の逕庭より、充分に我が意志は貫徹しなかつたものと思はれるのである。由來我が對韓政策には、色々の原因からして、失敗に歸したものが甚多いが、この事件に於ても亦、その國情を汲まなかつたといふ謗りは免れまい。併し成否の問題を別にして考へて見れば、兎に角當時の爲政者が、我が敬神思想を移植して、彼等にも我國民と同じく神社を崇敬させやうとした、その大膽な政策丈は認めなければなるまい。

### 七 儒教と佛教との影響

三韓服屬の結果として、彼國から輸入された儒教は、我が上流社會の一部に於ては、盛に信奉せらるゝに至つたが、是れに依つて我が敬神思想の上に



六十二

は、どう云ふ影響が與へられたであらうか。支那でいふ所の神、即天神、人鬼、地示と云ふものは、全然我國の神祇と其の性質が一致するものではない、又是等の神を祭り、之を崇敬する方法に就いても、固より我國の習慣とは餘程違つた所がある。併し丸きり、調和の出来なないといふ程、甚しい懸隔の存するものではないので、其の内容に於ては、何等かの契合點を見出すことが出来る。例へば支那に於ても、矢張我が國のやうに、山川の靈を祭り、人間の祖先を神として崇めて居つて、その間に少からぬ類似の點を認めることが出来るが、たゞその天に對する思想、并に之を祭る方法に至つては、少し違つた所がある。即支那では天神、即上帝の崇拜を以て、總て他の者の上に置き、祖先はその下にあつて若し出来れば、之に配祀すべきものとして居るが、日本では、天を神として祭るといふ思想はない。又支那に於ては、此の天神、人鬼なるものは、人間が狂れ親むべからざるものとして、之を遠ざける傾きがあるが、日本ではさうでない。神と人間との間には、餘程親しい關係が通つて居る。斯う云ふ點に於ては、日本と支那との神に對する思想は、大分違つて居る。

六十三

れども、其違ひと云ふものも、佛教に對するやうには著しくない。その上に、儒教は佛教のやうに宗教的生命を持つて居らない、その主とする所は、日常生活の上にあつて、幽界の方面には深く關與しないのであるから、自然神道と衝突する機會も少なかつたのである。

それにもう一つは、儒教の傳播された範圍が甚狭い、上流社會といつても、極く一部分の間に研究されたので、全般に及んだ譯ではない、況や國民全般にその思想が普及したといふではないから、之を大局の上から考へて見れば、殆何等の影響が無かつたと言つても差支がない。随つてその結果が直ちに、我が敬神思想の上に影響したとは思へないのである。最これから後段々と年數を経る内には、幾らかその感化の表れた事もあつて、郊祀の如き支那風の祭典も起つたが、これも佛教に比しては、誠に微々たるものである。

次に欽明天皇の朝に至つて、佛教が輸入せられた、佛教は我が神道とは餘程其の性質を異にして居るものであるから、之を信奉すると、しないに就いて、當時朝廷の意見が二つに分れた。即是迄度々三韓との外交事務に關



係して、當時に在つては、最新しい思想の下に養成せられた蘇我氏は、之を信仰しやうとし、又從來神を祭る家であつた中臣氏や、又長い間蘇我氏と拮抗して居つた物部氏の如きは、極力是に反對したが、時勢の赴く所は、如何ともすることが出来ないで、遂に佛教は我國に基礎を据ゑる事となつた。所で斯う云ふ風に、益々性質の違つた教が、我國に導入つたのであるから、其の結果として勢我神道の上にも影響なきを得ない。併しこれも儒教と同じくその行はれた範圍は極めて一少部分で、國民全般の上から考へて見れば、何程にも當つて居らない。随つて唯上流社會若しくは國民の一部分の間に於てのみ、思想の變潮を來したと見るべきもので、國民全般の上に影響があつたとは言ひ難い。當時蘇我氏を初め、宮廷の間に於て、幾らかの崇佛者があつたことは事實である、又聖德太子の如き方が出られて、盛に崇佛の思想を鼓吹せられたことも事實である、併し宗教の傳播は、逆もかゝる短日月の間に、出来るものではないのである。今暫く此當時の事情を考へて見るに、佛教は傳來以後尙日が淺い、それでいくら信奉せられたにしたところで、そ

その影響

○  
我が神の風

の程度は、そう大したものではない。然るに我國に於ては、敬神の風が、國の基礎となつて、之に據つて政治も行はれ、又教も立つて居る。國民擧つて神を崇め神に仕へて居たので、その習慣は、實に高天原の時代より起り、爾來巨多の歳月を経て、この時に及んで居るのである。かやうに根底が深く、且固いものは、逆も一朝一夕にして之を動かすことは出来ない。それで歴史に表れた所から見ても、この後に至つても、朝廷で神を尊び神を祭られるといふことは、一向昔に變つて居ない。推古天皇の十二年にかの有名な憲法が制定せられたが、その中には

篤敬三寶、三寶者佛法僧也、則四生之終歸、萬國之極宗、何世何人非貴是法と記されて、大變に崇佛を鼓吹せられて居るが、併し之ではどうも、政治が遺悪くかつたものと見えて、同じき十五年に至つて、天皇は左の詔を下された。朕聞之、曩者我皇祖天皇等、幸世也、踴天踴地、敦禮神祇、周祠山川、幽通乾坤、是以陰陽開和、造化共調、今當朕世、祭祀神祇、豈有怠乎、故群臣爲竭心、宜拜神祇、即崇佛の氣運に鑑みてお下しになつたものではあらうが、かやうな詔が下



三韓交通  
及行政影響に

齊藏大藏  
の分立

ることゝなつたのも、一は古往幾千年間の慣習が、重きをなして居るからである。つまり此時代に於ては、まだ佛教が神道の上に及ぼした影響は之を認めることが出来ない、其次第々に事實の上に現はれて來たのは、もう少し後になつて、大化の改新以後に待たなければならぬ。

かやうな次第で三韓との交通は、思想界の方面には、未大した影響を起して居ないけれども、一般行政の上には、どうもさうは行かない所がある。彼我の交通が盛になつてからは、自然と政務も複雑になるから、是迄のやうな小規模の行政組織では、間に合なくなつて來る。そこで早晩どうしても、機關の膨脹を始めなければならぬことゝなるが、これは漸く履仲天皇の朝に至つて初めて現れた。即この御代に於ける齊藏大藏の分立がそれである。天皇の御代になると、代々三韓から奉つた貢物が、非常に澤山になつたので、此迄から存立して居つた齊藏の傍に更に内藏を建てられて、こゝに官物丈を分ち收めしめられることゝなつた。茲に於てか、建國以來唯一の官庫として、存続し來つた齊藏は、二つに分割せられて、供神と供御との料の

間に明確な區分が設けらるゝに至つた。

その神事  
影に對する  
分立の途  
因

さてこの事件は、一般行政上から見れば、時勢の推移に伴ふ當然の施設といふべきもので、國運の發展上、誠に賀すべき現象たるに相違はないが、併し翻つてその茲に至らしめた原因、并に當代の時勢に就て考へて見ると、神事の方面に關しては、多大の變化を引起して居ることが認められる。これより前、崇神天皇の御代に、神と人との分離が起つたが、理論丈からいへば、この神宮皇居の別が出來たと同時に、その經濟狀態、即供神と供御との料をも分けるのが至當のやうに考へられる。この時神宮は伊勢に、御遷座遊ばされたのであるから、これと共に、平素の御料は、無論伊勢の方で奉つたに違いないが、朝廷から奉られるもの、又一般神社の供物などは、矢張皇室の御料と共に齊藏の中へ納つてゐたと見える。併しこれでは、まだ充分に畏敬の念を盡したものだといへぬ所がある。神の神聖を増進しやうとすれば、たゞその殿舎の上ばかりでなく、どうしてもその供御の料にまでも、分명한區分が附けたくなる、そこでこの内藏の分立が起つて來るのであるが、そのこの時代



まで遅れて居たのは、要するに財政が未甚幼稚であつて、さし向き、之を分割する丈の必要がなかつたからである。所でこの御代に至り、外交の關係がその動機となつて、この問題に解決を與へるとなつた。かやうな譯であるから、この事件は、神祇史の方面では、神人の分離の第二次の改革とも見られる。

この大藏の分立を期として、齋部氏の勢力は更に一頓座を來すことゝなつた。これより以前に於ては、宮中にはたゞ齋藏がある計りで、齋部氏が世々その管理を掌つて居たが、この時に至つて新に藏官を定められ、阿知使主と王仁との二人を以て之に補せられた。これが先づその勢力失墜の第一次で、尋いで雄略天皇の朝に内藏から大藏が別立すると、今度は蘇我滿智宿禰が三藏を檢校することゝなつて、齋部氏は愈その寄處を失つてしまつた。これも一つは時勢の推移に伴ふ自勢の變化であつて、もうこの時分の財政問題になると、歸化の外人や、又蘇我氏のやうな新しい空氣に觸れた人ではなくては、出來なくなつたからである。併し之は齋部氏の方にとつては非常

な打撃であつたに相違ない。古語拾遺を見ると、小治田朝推古に至り、太玉の胤絶えざると帶の如く、天恩廢を興し絶を繼いで、綏にその職に供はると見えて居るが、その淵源は實にこの時<sup>〇</sup>に起つて居るのである。強ち推古の朝に至つて、俄に衰微したといふ譯ではあるまい。

### 八 大化の改新と神祇制度の確立上

大化の改新は、國史の上に一新時期を劃すべき大きな現象たるに相違ないが、是に依て百般の庶政が悉く其の面目を改め、前代とは全然趣の違つた時代となつたといふ譯ではない。成程表面だけでは、立派に新政の綱紀が張つて居るけれども、是は所謂其の皮相觀で、一度その内部に立入つて研究すると、必しもさうでないことが明かす。隨つて神社に對する觀念、又その制度等に至ても、是と同じ事で決して此の改革に依つて、非常な變化が起つたのではないが、徒に夫ばかりでなく、當時施政の方針としては、矢張神を祭ることを一番重くせられて居る。例へば大化元年の詔に應じて蘇我石川麿



が奏上したその詞の中に、先づ神祇を祭鎮め奉つて、然後に政治を講ずべきものであるといふ意味が見え、又同二年及び三年の詔勅にも、矢張神事を主として然る後に政に及ぶと云ふ御趣旨が現はれて居る。夫て是等の事實によつて見ると、維新の改新の主なる目的が、唐制の模倣にあつたとしても我が國固有の敬神の思想は、決して之を度外視せられたものでない、即その主旨の存する所は、崇佛主義でもなければ、又儒道化でもないといふことが明かる。随つて神事の上に於ても、この改革の爲めには別に大した變化を起してゐないのである。併し一般他の諸制度と同じく神祇に關する方面に於ても、其の制度が確立するに至つたことは、實にこの改新の賜であるといはなければならぬ。この時の模様は固より分明には明らないが、古語拾遺を見ると、次の如き記事があつて、略々その見當をつけることが出来る。至于難波長柄豊前朝、白鳳四年、以小華下諱齋部首作賀期、拜神官頭今神祇也。令掌叙王族宮内禮儀、婚姻卜筮事、夏冬二季御卜之式始起。此時、これは多分改新の結果として表はれたもので、この時齋部氏が頭に拜せ

神祇制度の確立

神祇官の起原

祭政の分

られたのは、中臣氏の方に適當な人物が無かつたに由るとであらう。さてこの文を見ると、後世の神祇官なるものは、もうこの時分には、ある程度迄に形造られて、その長官をも有して居たとが徴せられる(但神祇官の名は持統天皇の三年に至て初めて見えて居る)。併しか様に専門の官省が定められ、専門の職員が任命せられるやうになつたのも、固よりこの時に起つたといふものではなく、その起源は案外に古からう。已にこれより以前に於て齋藏と内藏との分立が起り、經濟狀態の上に於ても段々區劃がついて來たが、又その頃よりして、行政上にも兩者の區別が設けられるやうになつた。即雄略・清寧の頃からしては、大臣大連が國政を視る時代となつたが、これに伴うて、祭禮の官は政治上の實權より退き、別に専務の官職となる傾向を生じかけた。紀の繼體天皇の條を見ると、神祇伯の名前が出て居るが、この後引續いて、欽明紀にもその名稱が見えて居る。してみると、もう此の頃から分離の兆候はあつた者と考へられるが、續いてこの大化の改新となり、之を制度上にも明かにせられる様になつたのである。これより暫して元正帝の



時代に至り、大寶令が修定せられたが、この令の規定、就中神祇に關する部分はこの大化の改新の引續きといふべきもので、その精神に於てはこの時と違ひがないと思はれるから、便宜之と一緒にして論じて見よう。

大寶令を見ると、中央政府では、神祇官をその上首に置いて、太政官及び八省の上に立たせ、又太宰府でも、主神を長官の上席に据ゑて、すべて神祇に關する職掌には、特別の待遇が與へられて居る。最之もこの時に至つて初めて定まつたものではなく、前々からの慣習を其の儘に書き下されたものではあらうが、令集解に

釋云、神祇者、是人主之所重、臣下之所尊、祈福祥求、永貞無所不歸、神祇之德、故以神祇官爲百官之首

とも見えて居る通り、その敬神の精神を基礎とした點のみは、注意して置かねばならない。同じく福祥を祈り、永貞を求むる道とは云ひながら、治部省の被管なる玄蕃寮に、僧尼の管理を掌らしめられたとは、大に趣が違ふのである。是丈はどうしても、我が國風の然らしめる所といはなければなるま

い。併しその實際の權力、又その取扱方等に至つては如何であらうか。成程職原抄には

以當官從諸官上、是神國之風儀、重天神地祇故也

といひ、後世の學者も大概は、極力この制度を賞美して居るが、翻つてその實際の有様を考へて見ると、どうも後世の學者が賞讃する位、結構なものではないらしい。それは、この神祇官又は主神ともに、その位置から見ると、諸官省の上に置かれて居たけれども、官位を以て考へて見ると、他の諸官省に比較して甚低い。即次の通り

	長官	次官	判官	主典
神祇官	從四位下	大從五位下 少正六位上	大從六位上 少從六位下	大正八位上 少從八位下
太政官	從二位以上	從三位以上	從五位以上	從七位以上
中務省	正四位上	大正五位上 少從五位上	大正六位下 少從六位上	大正七位上 少正八位上
七省	正四位下	大正五位下 少從五位下	大正六位上 少從六位上	大正七位上 少正八位上



即太政官は固より八省に比しても劣つて居る。次に太宰府の如きも帥が從三位に居るに對して主神は僅に正七位下に過ぎない。

又その取扱振から觀察して見るに、その實際は太政官の指揮を受けて居つて職員は全く政治上の實權を持つて居ないのである。昔の祭政一致時代に比べると、その權力は大幅に削減せられてしまつた。かやうな次第であるから、この制度も純粹の古儀によるものとはいへないが、これは時勢の變遷上實に止むを得ないことと思はれる。詰り國家の事務を政務と祭祀との二つに分割すれば、日常政務に參與する方は國家の樞機にも與るからして、自然と權力も添うて來るが、祭祀一方の方は次第に實權に遠かる爲め名前計り善くつて、その實が擧げられないやうになるのである。この當時神祇の事務に關つて居た家は、矢張中臣齋部の二氏であつて、中臣氏の方はこの時代に鎌足再三固辭して就かないとはあるが、續いて持統天皇の時に、大島が長官に居り、齋部氏の方は、孝徳の朝に作賀期が頭に拜したことが見えて居るが間もなく中臣氏はその祖宗以來の家職を變じて、政治の一方にのみ

神祇の事  
務に與る  
家

傾き、祭祀の方はその分家たる大中臣氏をして、主らしむに至り、齋部氏の方は、次第に衰運に向つた。こゝに至つて神事に關する家柄は、何れも皆實權を有たぬ氏となつて仕了つた。

國造神職  
となる

改新の結果として擧ぐべきものが今一つある。それは諸國の國造の家職が變つたことで、この時一般の行政制度を變更せられた結果として、從來の諸國の國造は、その世襲の職を廢せられたが、その中で或は郡司に採用せられた者もあるが、又中には專神事にのみ預ることゝなつた者もある、最是迄とても、祭政一致の制度であるからして、一國の長官として國の政治を料理ると同時に、その神事にも關つて居たのではあるが、この時改新の結果として政務の方面は取上げられてしまひ、その祭祀を掌る方ばかりが依然として存続したのである。國造が神職専門となつたその起原は、實にこの時代に表れて居る。その中で最顯著な例、二三を擧げて置く。

## 二 出雲大社

天穗日命以來國造の家が神事を掌り來つたのであるが、後には國造と



いふはたゞ名ばかりで、全くの神職となつてしまつた。

二日前國懸神宮  
これも天道根命以來紀國造が祭つて居た。後世までも國造の稱號が  
残つたのは、たゞ出雲と紀伊との兩社ばかりで、貞觀儀式にもこの兩國  
造の補任の式が載せられて居る。

三阿蘇神社

神八井耳命の孫速瓶玉命以來阿蘇國造が、その祖神として奉戴して居  
た。

四熊野坐神社 紀伊

饒速日命五世孫大阿斗足尼は熊野國造に定められたが、この氏は初め  
からこの社に仕へて居た。

五熱田神宮

成務天皇の朝に至つて天火明命の後なる小止與命は、尾張國造とせら  
れたが、命の後裔は世々この社の神主及び祝として奉仕して居る。

### 九 大化の改新と神祇制度の確立 下

尙古の御  
精神

改新の庶政は天武天皇の朝に至つて、更にその面目を改めた。従つて神  
事の方面に於ても、特に注意すべき事件が起つて居る。一たい天皇の御治  
績中には神祇崇敬に關するものが甚多いが、取り別きて尙古の御精神から  
出た事が、最目立つて聞える。その一つは皇祖の神威をいたく御崇敬遊ば  
したことで、吉野から御出發になる最初より、天照大神を御遙拜遊ばされ、又  
大和に入られてからは、神武天皇の山陵に幣帛を奉られて居る。神武帝の  
陵に詣でられることは、前後に會つて例のない所で、この一事によつても、聖  
慮の存する所は略々拜察が出来やうと思ふが、同じ御主旨からして、神宮に  
對しても一通りならぬ御尊崇を遊ばされた。神宮に就いては、これより先  
孝徳天皇の御代に、度會竹村の屯倉を立て、又山田原に神御厨を造つて大神  
宮司を置かれる等段々とその制度は改良せられて居たが、この御代に至つて  
は、御待遇は更に町重となり、先づ皇女大來皇女をして、その齋宮とせられた。

神宮の御  
崇敬



齋宮は垂仁帝の朝に創められたけれども、爾來中絶したともあり、近くは舒明帝以來永く闕如して居たのを、この時之を再興せられ、爾來後醍醐帝の時迄繼續することゝなつたのである。扶桑略記及び太神宮諸雜事記には、はじめ天皇が兵を發さるゝ時に當り、神宮に御祈願あらせられた、その奉養の爲であると説いて居るが、夫にして見れば後に嵯峨天皇の御代に、賀茂に齋院を置かれたのと、其理由を等しくして居る。併しさもなく共、英遇なる天皇の事であるから、必ずや御敬神の主旨からして、遊ばさるゝに違ひないと思ふ。齋宮に次いで、神宮改造の制度を立てられた。これより以前は、殿舎の破損するに隨つて、宮司等が之を修造するとなつて居たのであるが、この時に至り、二十年に一度造替することゝ定められ、これも永世の例となつた。この二つは御治績中の最重要なる事件で、たゞに神宮を御尊崇遊ばされたといふ計りではなく、一般敬神の御事業に對しても、少からざる意味を有して居る。神宮に次いで諸神社に對しては、先づ先年來朝廷に御預りになつて居た、草薙の神劔を、熱田にお還しになつた。これも神崇による

とはいふもの、御敬神の主旨から出たことで、かゝる靈威の存する寶器はその本座に還し奉るべきであるといふ、もとの由緒に鑑みての御處分であらう。熱田に次いで、石上神宮の整理を始められ、從來この宮に貯へて居た諸家の寶物を、夫々その本主の子孫へお還しになつた。これは後に桓武天皇の時にこの社の器仗を都近くに遷されたのと、全く同一の理由に出た事だ、その目的とする所は、萬一の危険を慮られたにあると思ふ。神宮は前にもいつた通り、その附屬の設備として、武庫を造つて、武器を貯へて居たから、これ迄に之を城塞の様にして使つたこともあつた。そこでこの際その危険分子を取除き、心配のない様になされたので、いはゞ政治問題から來たのである。

この外には、色々の祭典で、この御代に初まつたと傳へられて居るものがある。例へば、祈年、相嘗、廣瀬、龍田等の諸祭であるが、これらは多く前代から存して居たのを、更にその制度を確立せられたからいつたことで、實際はこの御代に起つたものでなからう。その祭典の性質としては、遊に降つてこの



時分に出來たとは思へないものがある。

かくの如き次第で、この御代には政治上の紀綱が張ると同時に、諸種の神事も面目を改め、敬神の實もよく擧がつて居る。これを受け継がれたのが、持統文武の兩代で、次の元明を経て元正帝の朝に入ると、こゝに天智帝以來の宿題であつた律令が確定することゝなつた。その大綱に關しては、さきに大化の改新の際に述べて置いたからして、茲にはたゞその祭典の方面に關して一瞥して置かうと思ふ。

令の中には年中に行はせらるべき種々の祭典が擧つて居るが、その中で神祇官の祭るべき常典として載せられて居るものに、すべて十九度の祭典がある。之が即當代に於ける最重い恒例祭と見なければならぬ。先づ二月に於ては神祇官に祈年祭を行はれる。即ち年穀の豊穰ならんことを祈る祭で、天下の諸神に幣帛を捧げて、今年の秋成を祈願せられる。三月になると大和の大神及び狹井社に鎮花祭がある。丁度この時分は花の散る頃で、その間に乘じて疫神が病を行ふことあるに、これを止め様として二

神を祭られるのである。四月に入れば先づ神衣祭を行はれて、神衣を奉り大和の率川社に三枝祭をせられるが、又この月大忌風神の二祭を擧げて、廣瀬龍田の二神を祭り、以て風雨の災なく五穀の繁茂せんことを祈られる。尋いで六月には神祇官に月次祭を行つて、祈年穀を祈願せられ、又鎮火道饗の二祭を始め、一つは火災を防ぎ、一つは鬼魅を京外に退けられる。七月は又大忌と風神との祭、九月にも神衣祭があり、尋いでこの日に神宮には神嘗祭を行はれ、十一月に相嘗と大嘗との二祭があつて、奉養の典が擧げられるが、この間に鎮魂祭があり、最後に十二月の月次鎮火道饗の三祭に終るのである。

この中前後脈絡の一貫したものを求めると、先づ祈年、兩度の月次、大嘗及び相嘗の五祭がある。即何れも農業に關する祭典であるが、この外大忌風神の祭を行はせられるのも、全くこの主旨に外ならぬので、比例を取つて見ると、常典中の約三分の一は農事に關する祭となつて居る。即一年中を通じて年穀の成績が、餘程重んぜられて居ることが明る。次には大神々社の祭



## 鎮花祭

も亦注意に價する。所謂常典中で神宮を除いた諸社の祭りは、廣瀬龍田とたゞこの社がある計りである。即大己貴命の和魂を祭つた大神、その荒魂の鎮まる狹井御子神を祭つた率川等都合三つの神社が、この中に表れて居つて、昔乍らに神威の盛であつた模様は窺はれる。但この中で鎮花祭に就いては、大寶元年に始まつたと、鎮座次第には見えて居るが、成程疫氣を鎮める鎮花祭の起源はそれかも知れないが、大神並に狹井祭の起りは、すつと之よりも以前に存して居たであらうと思ふ。所が後にその祭の性質が、合にいふやうな目的によつて變つた爲め、もとの由緒を忘却したのではあるまいか。この鎮花祭に似て居るのが、道饗祭である、この祭は式の祝詞によつて考へて見ると、大祓に連關した祭で、根國底國より來る禍物を却けることを目的として居るが、夫とすれば大祓等と同じく、我國固有の清淨を尊ぶ思想から來たものであらう。併し義解なんかの書振りでは、どうも陰陽道の影響があるやうにも思はれる。併しこれは多分後にその性質が似て居る所から、段々と陰陽道の方に遷つたものと解釋が出来る。次に鎮火祭も、後

## 道饗祭

## 鎮火祭

鎮魂祭  
相嘗祭祈願の精  
神

には陰陽道の方へ引付られてしまつたが、これももとの起りは、たゞ鎮火の目的の爲めに火結神を祭る祭典である。即この鎮花、鎮火、道饗の三祭は所謂鎮祭の部類に入るべきもので、日常生活の必要上から、その種々の禍因を除かんとして起つたものと認められる。次に鎮魂祭は、少しく意味が違つて、たゞ天皇、皇后(後には上皇の)場合もあるが、の御上に關した祭、又相嘗は支那の間祀の意味に見て居る説があるけれども、これは間違である、矢張相嘗で新嘗祭と同じ主旨の祭とする方が宜しい。

かやうにその種類の上から見れば、色々の部門には分れるが、要するに之をその祈願の精神から見ると、現世の幸福を祈請するのが、その目的で、祈年も、大嘗も、又鎮火も、道饗も、皆この大方針によつて定められたものと見なければならぬ。又これに表はれて居る思想や、目的の上から考へて見ると、我國固有の風俗はよく保存せられて居て、まだ、ちつとも佛教の影響や、陰陽道の感化は受けて居ないことが見られるので、當代に於ける一部の思想界は、之で代表が出來やうと思はれる。



## 十 神佛習合説の起源

佛教その中にあつても、眞言天台等の多神教的傾向を有する宗派にあつては、教儀それ自の性質として、明に神祇と合體すべき素地を有して居る。併しかゝる教理上の問題は暫く措いて置いて、その歴史に見れた上から觀察して見やう。是れ迄の學者の間に信せられて居た説に依ると此の神佛習合の説の起原は、已に聖徳太子の時分にあると云ふ。太子の説と稱するものに、三教枝葉花實説と云ふがあつて、神儒佛三教の特徴を比較してある。其大意は儒教は萬法の枝葉であつて、佛教は其花實、獨神道が其の根本である。儒佛の二道は何れもその枝葉たるに過ぎないと云ふ意味であるが、是は早く林道春の神社考にも駁弊してある通り、固より太子の言はれた言葉ではない。又この外倭姫命世記や、舊事大成經などにも、これと類似のことが澤山に見えて居るが、是等は何れも僞物であつて、一も信用するに足りない。つまり此の神佛習合説の本源を以て、聖徳太子の時代に置く説は、甚だ宜し

三教枝葉  
花實説

山林佛教

くない。此の時代には未神道と佛教との習合が出来た位の程度には、進んで居ないのである。さうして眞正に其の事實の現はれたのは、是からもう少し経つて、奈良朝に這入り、聖武天皇の天平頃の事である。此の時代に至つて、神佛習合の事蹟は明かに歴史の上に出て居るが、併し此の現象は、天平の時代に至つて、突然と起つたものではなくて、是からもう少し前に、其下地と認むべきものがある。それは假に命けて山林佛教と云ふものであるが、此の山林佛教がその最初の誘導物であつた様に思はれる。一體我國の佛教は、欽明天皇以來、三論とか、成實とか、俱舍とか、華嚴とか云ふやうな、いな宗派が這入つて來て居ることは、正史の上にも見えて居るが、猶この外に、是等の正史に見えて居らない所の一種の宗派が輸入せられて居る。之が即此處に言ふ山林佛教である。此の宗旨は他の諸宗のやうに、支那や朝鮮を経由して我國に輸入されたのではなくて、直接印度の方面から這入つて來たもので、その教義は密教の一派には屬して居るが、後に弘法大師に依つて傳へられた眞言宗等とはその系統を異にし、後世に至つて修驗道となつた

その教義



傳來の時

役小角  
越泰澄  
僧勝道

ものである。さうして此の宗派は何時日本へ這入つた者か、それは能くは分らぬが、奈良朝になる少し前、文武天皇の御代の前後に亘つて、俄に頭角を現はして居る、彼の役小角や、越泰澄の如きは其代表者であつて、其の分布して居た所は、大和國の葛城山を中心とし、是から延いて芳野や熊野の方面に延びた一體の連山、又諸國に在つては下野の二荒山、加賀の白山等所在の深山幽谷に存してゐたらしい。さうしてこの派の僧徒が深山に居つて、其の地方の神社と關係を結び附けたのが、即此の習合説の先驅であらう。その中で役小角は大和地方を根據とし、葛城山で一言主神に關係をした事蹟が傳つて居り、又泰澄は北陸の方面にあつて加賀の白山比咩神社の加護を蒙つた物語がある。此の外又僧の勝道と云ふ者があつて日光の二荒山を開いたとも傳へられて居る。是等は皆奈良朝の初から其終りに掛けての人であるが、其の傳記が後人によつて、色々に附會せられたが爲に、随つてその事蹟中には、神秘的の分子が非常に多く、悉く之を信用することは出来ないが、兎に角、小角なり泰澄なりの大人物が、法を傳へる上の必要からして、いく

佛教の隆

中臣氏の  
崇佛

らか所在の神社と關係を結附けたと云ふこと、又は認められやう。但し其の方法又は成蹟等に至つては、固より判然と分らぬ。この地方に潜むで居る勢力と相併んで、京都の方面に於ても、佛教の勢は日一日と盛になる、随つてその神道の上に及ぼす感化も、漸く大ならんとする形勢が認められる。

先づその手初めとしてかの建國以來世々神祭の職に居つた中臣氏は、俄にその宗旨を變じて唯一の崇佛家となつた。昔この家の祖鎌子は、佛教の傳來に際し、物部氏とともに、極力その排斥に努めたこともあり、近く鎌足は神祇伯に拜せられた経歴も有して居る。然るにその晩年に及んでは邸宅を精舎として維摩會を設け、又その長子は削髮せしめて唐に留學させて居る。不比等以來の事は、今更事々しくいふ迄もない、即時勢の赴く所に従つて、その家職は變り、之と同時に神祭の職掌は、その支流たる大中臣家に移つてしまつた。中臣氏にして猶且かくの如きものがある。一般の風潮は大慨推察が出来やう。又た朝廷の方に於かせられても、この前後からして佛



教に關する儀式や事業は段々と多くなり、民間に於ても一體の氣運は餘程變りかゝつて來た。隨つてその感化を受けた人間の頭も亦もう普通の純正なるものではない。社會の實況を自擊すれば、建國以來祖宗の祭り來つた神社は儼然として存在し、神威侵すべからざるものがある。然るに之と相并んで佛陀の威光にも尊むべく且恐るべきものがある。併しこの兩者はもと／＼性質の相容れないもので、久しい間相對的の關係を以て、やつて來て居る。まだちつとも調和の交渉は進んで居ないのである。されどかやうな兩立的の態度を以て推移することは、到底事情の許されない所である。又人間の心理状態の満足し得られない所である。そこで早晩何等かの形式によつて、その調和を見るに至ることは、必然の勢とせなければならぬが、それには前に一寸いつて置いたやうな、教義上よりの理由もあるし、又こゝに述べた歴史上の次第もあつて、その誘因は漸次具備するに至つたのである。茲に於てか遂にこの時代の初めに至つて、一般の思想界に一變潮を來すことゝなつた。神佛の提携といふ考へが即それである。

續紀を見ると、天平神護元年、即稱徳天皇の大嘗會に當り發せられた宣命中に、次のやうな記事がある。

朕方佛能御弟子等之天菩薩乃戒乎受賜天在此仁依天都方波三寶仁供奉、次仁方天社國社乃神等乎毛爲夜備末都利……  
 復勅久神等乎方三寶與利離天不觸物曾止奈毛人能念天在然經乎見末都置方佛能御法乎護末都利尊末都流方諸乃神等多知仁伊末志家利故是以出家人毛白衣毛相雜天供奉仁豈障事波不在止念天奈毛本忌之可知久方不忌之天此乃大嘗方聞行止宣……  
 これは經文中に見ゆる護法神の思想によつて、仰せ出されたものであるが、かやうな典據が丁度この時實際に應用せらるゝに至つたのも、一般人心の中に之に應ずべき素地があつたからなので、當時の人の頭には、この神明が佛法を擁護するといふ思想が、普く涵養して居たものと認められる。その最顯著な一例として擧ぐべきは、これよりも少し前天平十三年に於ける大佛建立の事件である。

これも續紀天平勝寶元年の詔に依るに



八幡神京  
に上らる

去辰年〇天平十二年河内國大縣郡乃智識寺爾座盧舍那佛遺禮奉天則朕毛欲  
奉造止思登毛得不爲之間爾豐前國宇佐郡爾座廣幡乃八幡大神爾申賜爾止勅  
久神我天神地祇乎率伊地奈比天必成奉无事立不有銅湯乎水止成我身遺草  
木土爾交天障事無久奈佐乎止勅賜奈我其成氣禮讚歡美貴美奈毛念食須  
と見えて居つて尋いで翌天平十三年には、宇佐八幡宮に最勝王經及び法華  
經を奉り、又度者十八人を置き、三重塔一基を造らしめられた。蓋何れも大  
佛鑄造に關しその神助を仰がが爲で、神親は大に之に聲援を與へられた  
趣が見える。そこで愈この工事が出来ると、八幡の神は又もや託宣を下  
して天神地祇を率ゐて、必ず天皇の御願を就げしめ奉らんと仰せられ、續い  
て京都に上らんと宣せられたが、遂にその年即天平勝寶元年十二月に至つ  
て、神及び后神比咩神は、宮城の南梨原宮に着せられた。こゝに於て天皇は  
僧四十口を請じて七日間悔過會を行はしめられ、又神に位階を奉り、その神  
官にも階に應じて、之を授られたが、これと時を同じくして、かの有名な大  
佛の供養を催され、天皇太上天皇太后と共に、八幡の女爾宜大神杜女は大佛

を禮拜したのである。

この事件は當時にあつては最目新しい事であり、その裏面には無論色々の權  
謀や政略が伏在して居るに相違ないが、翻つてその根底に潜むで居る思想  
を考へて見ると、前にもいつた通り、神祇の佛法擁護といふ考が、明かにその  
基礎となつて居る。即ちこの考を基として、こゝに八幡神の神助が表れ、大佛  
鑄造を助けんとの神宣が下るに至つたのである。同じくこの年の三月、左  
大臣橘諸兄をして大佛の寶前に奏せしめられた詔を見ると、天皇はこの盧  
舍那佛の像を造らんとして、天神地祇に祈禱せられたことが見えて居り、又  
三寶の靈驗神祇の冥助によつて初めて黄金が出来たと仰せられて居る。  
この御祈禱は則佛事に關して神助を請はれる、換言すれば佛法の守護を神  
に求められたものである。この一事が已に成立すれば、その自然の成行と  
して、さきの神託は必ず現れて來やうし、又これ迄のやうに兩者の間に分界  
を設ける必要もなくなる。これからは神佛提携、即神明佛陀が互に誘導し  
て冥助を與へらるといふ思想も起つて來やうし、又さきの大嘗會のやう

神に佛事  
を祈る



に僧俗相交つて事を共にするにも至るであらう。即當代に於ける色々な出来事も、之で以て説明が出来やうと思う。

太神宮諸雜事記、元亨釋書、東大寺緣起等の書に據ると、大佛建立に當つて、天皇は伊勢に勅使を立てられ、神慮を伺はしめられた所が、天皇の御夢の中に、日輪は大日如來で、本地は盧舍那佛であるといふ神託があつたといひ、この時僧の行基は其の勅使の任に當り、神佛同體説を唱へ出して、大に宸襟を安んじ奉つたなどとも見えて居るが、是等は何れも後世の僞作に係る説で、全く信用するに足りない。

次にはこの擁護といふ考から一步を進めて、神は佛法に歸依し、又その法施によつて苦役を免れるといふ思想に到達して居る。例へば藤原家傳中の武智麻呂傳を見ると、夢に一奇人が現れて

幸爲吾造寺、助濟吾願、吾因宿業、爲神固久、今欲歸依佛道、修行福業、不得因緣、故來告之

といはれたことが見えて居るが、かやうな例はこれより平安朝の初期にか

けて、段々と多くなつて居る。よつてその委しいとは後章神佛習合説の發達に譲るが、茲には唯この思想から産出された神宮寺の事を述べて置く。

神宮寺とは、神に法施を奉らんが爲めに建立した寺で、その目的を遂げんが爲めに度せられた僧侶が、此處に止住して居る。即神佛提携の最初の産物で、この進んだ考へを實地に行つた結果である。次にこの時代を通じて各地の神社に建立せられた實例を擧げて見よう。

#### 一字佐八幡彌勒寺

託宣集に據ると、神龜二年神宣によつて建立せられたとある。この年代に就いては別に旁證とすべきものはないが、何分にも早い時代から佛説の流入した社のことであるから、恐らくはこれを信用して宜しからうと思う。諸國の神宮寺中で、最古いのは則この寺である。

#### 二鹿島神宮寺

天平勝寶元年に修行僧滿願がこの地に來り、神の爲めに發願してこの寺を建てたといふ。



三多度神宮寺

これも天平寶字七年に滿願に神託が下つて建立したとある、その時の託宣に我多度神也、吾經久劫作重罪業受神道報、今冀永爲離神、身欲歸依三寶と見えて居る。

四氣比神宮寺

武智麻呂の傳によつて、氣比神宮には、已に天平寶字頃、神宮寺の設のあつたことが明る。

五伊勢大神宮寺

天平神護二年に使を遣はして、丈六の佛像を伊勢大神宮寺に造らしめられたことがあれば、この時に出来たものと見える。

六八幡比賣神宮寺

神護景雲元年に造らしめられたもので、即八幡比賣神の奉爲にせられたのである。こゝに於て宇佐八幡宮は、御祭神毎に一神宮寺、并せて二院を有せられることとなつた。

七補陀洛山神宮寺

沙門勝道が諸の神祇の奉爲に造つた寺である。最その建立は延暦三年に降るが、勝道の登山は神護景雲元年に始まり、爾來この山で神の爲めに供養を捧げたことが見えて居るから、便宜こゝに係けて置く。

以上の諸神宮寺は、最確實と思はれる分である。猶この外諸國にも存在して居たであらうが、夫は判然しない。

之を要するにこの時代の初めに、先づ神明は佛法を守護せらるゝといふ思想が起り、尋いで神は佛法の供養を悦び、之によつて解脱するといふ考へに遷つたのであるが、この二つの思想の並行して行はれた結果が、八幡神の入京、神宮寺の設立等となつて現れたのである。

十一 八幡神と春日神

奈良朝に於ける神佛習合説の結果として、世に顯れたのは八幡神である。

この神はこの時代に這入つてから、初めて歴史に表れた神であるが、僅に二



十年足らずの間に於て、非常に盛な社となつた。抑八幡神、即今日の宇佐神宮は、欽明天皇の十三年を以て、豊前國の宇佐に出現せられたと言ひ傳へて居るが、その歴史に見えたのは、聖武天皇の三年が一番初めで、此の年に初めて官幣に預つて居る。然るにこの後段々と神威が發揚せらるゝに至つたと見えて、間もなく同九年には、住吉香椎等の大社と共に奉幣を受け、越えて同十八年には三位を奉られて居るが、引續いてさきの天平勝寶元年の事件となつた。この間に、天平五年には、其の后神たる比賣神の鎮座があり、又天平勝寶元年京都に臨まれては、八幡の神は、封戸八百戸、位田八十町と、一品の位とを受けられ、比賣神にも、封戸六百戸、位田六十町と、二品の位とを受けて居られる。この天平初年からの御待遇は、未曾て何處の社にもその例を見ない所で、實に異數の御崇敬とも申すべきものがあるが、續いてこの時代の末に至つては、かの有名な託宣の降下となり、皇室及び國家の爲めに、比類なき神詔を拜することとなつた。余事はさて置き、この最後の一條丈によつても、當代に於ける崇敬の模様は察せられる。次に又これを他の方面から觀察

するに、先づ社號に就いていへば、天平の初年頃では、まだ神とか社とかいつて一般神社との區別がなかつたのが、その末年から後になると、大神又は神宮といふことになり、尋いで大神宮と呼ばれるゝに至つたが、又その職員の上から見れば、初めは禰宜主神等、從八位相當の官を置かれたに過ぎなかつたのを、後には宮司を置き、又禰宜の位も段々と進んで、從四位下に迄達して居る。かやうな次第で社格職員等の上にも、前後例を見ない、急速なる發達を就げて居るが、猶この上に、この社は前に述べた様に、莫大な神領と、皇室の特別な御尊崇とを有して居つたからして、此の時代に於ける宇佐神宮の威光と云ふものは、實に驚くべきものであつた。

さて斯う云ふ風に盛になつたに就いては、色々の譯がある。先づその直接の原因としては、神職側の遺方を深く考察しなければならぬ。續紀を見ると、天平勝寶六年に至つて、藥師寺の僧行信が八幡神宮主神大神多麻呂と計つて厭魅を行つた罪により、行信は下野の藥師寺に、女禰宜杜女及び多麻呂は本姓を除いて日向と多瀬島に配流せられたと出て居る。之を見



ると杜女多麻呂等は、豫め行信と相計つて、種々の計畫を廻したもので、一方は九州の方に控へ、一方は京師に勢力を固めて居つて、互に聯絡を取つて居たのであらう。行信は、この當時南都の七寺を檢校し、左大臣橘諸兄、右大臣藤原豊成等と共に、政治上の権力をも有して居つた僧である。この時又託宣が下つて、神吾不願、請神命、請取封一千四百戸、田一百三十町、徒无所用、如捨山野、宜奉返朝廷、唯留常神田耳と仰せられたとも見えて居るが、是等の事情を綜合して見ると、その初めから、非常に大きな目的で、以て、大事業をやらうとして居たものであることが明かる。この社が早く佛教趣味を入れたのも、全くかやうに僧侶の關係して居た結果で、又この縁によつてその神職たる大神氏一族も世に顯れたのである。さうして又この神主側を助けて仕事を遣らせたのは、太宰府に於ける藤原氏の勢力で、藤氏は天平の初年から二十年の餘も、一門の勢力で、以て、宰府の要職を固めて居つたが、猶その上に根據を固くしやうとして、宇佐の神威を仰いだ様子が見えて居る。所がこの天平勝寶六年に至り、政治上の變動からして、以前の隱謀は悉く露見し、

夫々處分を受けることゝなつたのである。

要するにこの神主側の策略、行信との聯絡、藤原氏の後援の三問題は、この社をして茲に至らしめた主因と認むべきもので、これを助けた條件としては、時勢の風潮、それによつて起つた大佛の建立等、色々なものが存して居やうが、それと同時に又この社は、之が爲めに色々の弊害を生じたとも争はれない。これから後神宮の神職間には、宜しくない慣習が段々と見はれ、その極寶龜二年に於て、一大改革が行るゝに至つたのであるが、是等は全くその影響と見て差障なからう。併し之を大局の上から考へれば、強ちに神職を責むべきものでもなく、又時勢を怨むべき限でもあるまい。八幡神が帝室から大變な尊崇をうけ、應神天皇として朝野に崇敬せらるゝに至つた、その起源もこの時に存して居れば、又佛法守護神として方々の寺院に祭られることゝなつた、その濫觴も之に在るのである。

宇佐に次ぎ春日神社も勢力ある氏族の奉ずる神として、又その後世に對する關係に於いて、一瞥の必要がある。



その祭神

この社も奈良朝に至つて、初めて出来た神社で、健御賀豆智命伊波比主命  
天之子八根命比賣神四神を祭神として居る。即藤原氏の氏神である。其  
の中で天之子八根命ばかりは系統上この氏の祖神と云ふことが出来るが  
健御賀豆智伊波比主二神に至つては、さきにもいつた通り、祖神以外の理由  
から来た氏神である、それをどういふ理由で以てこの地に遷し、祖神と等し  
く奉齋したかといふに、是には大きに所以がある。從來流布の説では、中臣  
鎌足は常陸國鹿島で生れた、その縁故で産土神に當る鹿島の神を奈良にお  
遷し申したのであるといつて居るが、是はさう云ふ淺薄な理由に出でたの  
ではない。鎌足が果して常陸國で生れたか、どうか、それは尙未定の問題  
である、縦し常陸國の人であるとしたにせよ、鹿島の神とは、それ以上に深い  
縁故を持つて居るのである。

中臣氏と  
鹿島神宮

鹿島の神  
主

常陸風土記の説に據ると、初め崇神天皇の御代にこの神を顯し奉つたの  
は、中臣氏の遠祖神聞勝命で、倭武天皇の朝には命の後裔臣狹山命が、神宣を  
承つたと見えて居るが、後の中臣鹿島連は即この人から系を發して居る。

天兒屋根命……………神聞勝命……………久志宇賀主命……………國摩大鹿島命

臣狹山命

跨耳命

大小橋命

中臣朝臣流

狹山彦命

大廣見命

中臣鹿嶋連流

鹿島神宮  
と中臣氏

この中で國摩大鹿島命といふのも、多分この地に縁故がある所から起つ  
たのであらう。この説によると、己に崇神天皇の頃からして、この神との關  
係を生じ、次いでその子孫は、この地に來つて、親しく奉仕して居たことが知  
られるが、これ丈でもその關係の深く且古いことが知られる。かやうの由  
緒が存して居たから、遂にこの神を氏神とするに至たのであるが、又この數  
百年來の縁故によつて、之を奈良に遷祀することゝもなつたのである。普  
通の道理からいへば、その天兒屋根命に對する方が重く、鹿島神に對する方  
が軽い筈である。併し直接奉仕して親しい關係の出来て居たのは、枚岡よ  
りも寧鹿島に存して居た。それにもう一つは、神の威光の顯著であつたと  
もその一因なので、將來の發展を期しやうとしたこの氏に取ては、必らずや  
その神助に俟つ所多きものがあらうと思ふ。次に香取の方に對しては、是

香取神宮  
と中臣氏



は鹿島のやうに古い縁故は見えて居ないけれども、鹿島香取といふこの相對的關係からして、古くより中臣氏も關係し、つまり鹿島と同様に崇敬するやうになつたものであらう。併し中臣氏にとつては、鹿島の方が縁故も深く、且親密であつたので、香取とは幾らかその關係が薄い傾がある。香取大宮司系圖によると、その神主が中臣氏の流に歸したのは、寶龜年中秋雄の時となつて居るが、年代に多少の間違はあつても、鹿島に比しては大變に遅れて居る。

牧岡神社

鹿島香取二神に次いで、天兒屋根命及び比賣神は、もと河内の枚岡に祭られた神であるが、是は初めから中臣氏全體の氏神であつたものと見える。姓氏錄にもある通り、中臣氏の分布は河内國に大變に多いが、この神社は、彼等の間に於て總氏神として祭つて居た所であらう。獨り平岡連ばかりの氏神ではなからうと思ふ。

春日神社  
鎮座の年

春日神社は以上の四神の合祭によつて成立して居る。併しその鎮座の年代や理由に就いては種々の議論がある。先づその年代を神護景雲元年

といふのは、三代實錄にある、元慶八年八月廿六日甲寅、新造神琴二面、奉充春日神社、以神護景雲二年十一月九日所充破損也といふ文句には一致するが、別にしかとした據所がないのみか、一方にはその反證と認むべきものが存在して居る。

一新抄勅格符抄に、この社の封戸を記して春日神廿七戸常陸國鹿島社奉と寄天平神護元年とあること

二神宮雜例集に、天平十二年及び天平勝寶八年の兩度、春日社を他に分祀したる記事の見えて居ること

三天平八年に作る所の東大寺古圖に據れば、三笠山の西麓に當つて、神地と劃した場所があるが、この地は則今日の社地に相當して居ること

これらの證左によると、少く共天平の初年には、存在して居たものと見なければならぬ。併しその確な年代を知ることが、固より困難であるが、さきの神宮雜例集によると

元明天皇和銅二年己酉、都在奈良京之時、近奉崇居春日神社也



と出て居る。して見ると奈良の遷都と同時に藤原氏の氏はこの社を造つたのであらう。その氏寺たる興福寺が厩坂から遷されたのもこの時であるから、これと同時にその氏神をも迎へたとする方が穩當に聞える。その神護景雲二年十一月九日といふのは、社殿を修造し神寶を納めて神社の面目を具備するに至つた時代をいふので、三代實録に神琴を奉たどが見え、又神祇官勘文にこの日付の祝詞が残てある等は、全く之が爲であらうと思ふ。所が茲で注意して置かなければならないのは、わざ／＼鹿島香取の遠方から二神を迎へたことで、之が爲めに春日社は、牧岡よりも優秀なる位置を占めるところが出来、その發展上にも非常の便利を得るところとなつた。此時分の社の状況を見るに、封戸は鹿島から寄せて居たのであるから、無論獨立した經濟は立つて居なかつたらうが、最延暦廿年に至て之を鹿島に遷され、尋いで新に十戸を寄せられたその名残ともいふべきは、延喜の時代迄も存続して居つて、春日祭の料は鹿島香取から補充する制も見えて居る。かやうに永らく遙宮のやうな有様で過したことは、一方からいへば、確に神社の利

春日に於  
ける鹿島  
香取二神

益には相違ないが、又一方では不自由な事も少くないので、つまりその鹿嶋との關係が深い間は、特色を發揮することも出来なければ、又神社として意味ある發達を期することもむづかしい。随つてこの時代に於ては、まだ藤原氏の氏神といふ丈で、朝廷との關係もさして深きに至らず、無論歴史の上に表示して活動することはなかつたのである。

春日神社  
の組織

春日神社の組織は、少し複雑な形式を踏むで居る。即一個の神社が發達して之に合祭を試みたものでなく、その鎮祭の初からして、複合の姿で成立して居る。式に特に春日祭神四座として、春日神社といはなかつたのは之に起因すること、この後平野や梅宮等も、春日と同様の手續で成立したが、何れも皆祭神又は坐神として、神社とは書いてない。

さてこの宇佐春日の二社は、當代の時代思潮に接觸した點に於て、深き注意を要する。一つは佛教の感化により、一つは氏神關係の變遷によつて、共に昔とは違つた形式によつて表れ、又その形式に従つて發達して居る。次に又その鎮祭後の模様は、一はもとの因縁に基いて、愈佛説と親しみ、遂に祭

八幡と春  
日



神を大菩薩と號する迄に至つたが、一つは本來の成因たる四個の分子を次第に融和し、統一して、一個の渾一體を形造るに至つた。この點に於ては兩者互にその傾向を異にして居るけれども、その結局に至つては、一つは流れて、石清水となつて、第二の宗廟と仰がれ、一は次第に崇敬を増して、累代帝室の外家の祖神となり、共に國家の宗祀として、互角の位置に立つこととなつた。この思想を遺憾なく表したのが、室町時代に出來た三社託宣で、三社の觀念は、以てこの二神の關係を明にすることが出来る。さうしてこの我が神祇史上、最重要な位置に居る八幡春日の二神は、實にこの奈良朝に於て相前後して表れたのである。

三社

## 十二 平安朝初期の概観 上

光仁桓武の兩朝に至つて、前代よりの弊政は、段々と改良せられることとなつたが、これに伴うて神事の方面にも幾多の肅清が行はれた。之に就いては從來の學者は、その原因を佛教の横行に求めて居るが、固より之もその

神事の肅清

一部の理由には、相違ないが、悉くの原因を之に歸するは穩でない。歴史に表れた事實から推せば、この外に族制政治の弊習から來たと思はれるものもあるし、又一般に時代思潮の致す所と考へられるものも存在して居る。所が都が遷り、政治が新しくなると同時に、悉くこれらの弊政を擧げて、一掃しやうとせられたので、夫が爲めに從來の世態は、こゝに幾多の關點を以て描出せらるゝに至つたのである。

一般の形勢から考へて見るに、この當時の神社并に神職界の氣風が、紊亂して居た事は想像が出来る。例へば寶龜七年の勅によると

如聞諸社不修、人畜損穢、春秋之祀亦多怠慢、因茲嘉祥弗降、災異荐臻、言念於斯、愴深慙惕、宜仰諸國、莫令更然

とあつて、深く神職界に警告を與へられた趣が見えて居る。最この意味の命令は、俄にこの時に至つて起つたものではなく、已に神龜二年の詔に於ても、今聞諸國之神祇社内、多有穢息及放雜畜、敬神之禮、豈如是乎と仰せられて居るが、積年の弊習止み難くして、遂にこの勅を見るに至つたものである。

神職の怠慢



宇佐八幡宮  
神主の  
曲事

併しこの勅によつても、一般の趨勢は察せられるので、神職としては最重き任務とすべき祭祀營繕の二つが怠慢に歸して居たとあるから、餘事は多く論じなくとも宜しからう。

この時分の宇佐八幡宮の神職の如きは、かやうな弊習の最甚しいもので、その禰宜宮司等は積年の餘習をうけて神事に心を專にせず、辭を神託に寄せて屢妖言を爲し、その極國家を亂し、朝廷を詐くに立至つたとある。併しそれにも係らず、當時の國司等は、一向之を禁斷しやうとしなかつたが、遂に寶龜二年和氣清麻呂が豊前守となるに及んで、是等の弊を一掃したと見え、又寶龜十一年常陸國司に答へられた文によると、鹿嶋神司は妄に靈異に假託して、良民を神賤とすると出て居るが、是等の記事に據つて見ると、當時の神職中には、正當の職務以外の方面にも、種々の計畫を廻らした者のあつた事が知られる。最茲に至つたのも、獨り神職にばかり罪を歸することは出来まい。これより少したつて延暦十八年の勅によると

廣瀬龍田祭所以鎮弭風災禱祈年穀也、而大和國司觸事怠慢、都無肅敬、差遣

國司神事  
を怠る

祭事に女  
子の參す  
る風

出雲宗像  
神主の風  
を矯正す

#### 史生祇承朝代、祀無報應、職此之由

とも出て居るが、單に大和國に限らず、何處もかやうの失態は免れなからうと思はれるので、つまりこれを監督する側の國司の方に於ても、怠慢の責は存するであらう。併しその原因が何にあつたにしても、何れもその職務を等閑に附した結果の致す所で、神主の不謹慎によると申す迄もない。この外又當時の神職界には、その職務に伴ふ弊習として一種の猥雑なる風俗が存して居た事が認められる。即婦人の男子と共に祭場に立つから起つた弊風がそれである。由來祭祀に婦人の參することは、太古の時代の習慣で、その後引續いてある部分には行はれて居たが、これと同時に男子の奉仕することとも認められて居たので、兩立の結果は往々にして良からぬ仕末となつたこともある。例へば雄略天皇の朝に、胸方神の祭に當つて凡河内直香賜が采女を茲した如きは、その一例であるが、この時代に於てもかゝる陋習は猶盛に行はれたものと見えて、延暦十七年に至つて禁出雲國造託神事多娶百姓女子爲妾事といふ一箇の官符を下されて居る。その大意を摘出し



て見ると從來出雲國造は、神主に兼補した日に於て、皆その嫡妻を棄て、多く百姓の女子を娶つて神宮采女と號し便妾として居る。かやうの事は、實にその極限を知らないが、之は妄に神事に託して淫風を扇ぐものであるから、自今一切之を禁斷する。もし神事に必要ある時は、國司をして一女に限り卜定させる事を許す。宗像神主もこれに同様であるといふに、例ひ先例のあるごとく、しても、官符を以て矯正の途を講せらるゝに至つては、その弊害の大きかつた事も想像が出来る。併し是も亦、出雲と宗像ばかりに限つた現象ではなく、女子の祭事に與る所では、多く免れ得なかつた所であらう。

神宮司の  
秩限を定む

この問題に次いで、は諸國神宮司の秩限を定められたのも、亦神職の風氣を刷新せられんとした一方法と見ることが出来る。古代の社會に於ては、氏上なり、氏人なりが神主を勤めるのであるから、事故のない限先づ終身の職務であつたが、世上の氣運が進み、社の規模も大きくなるに従うては、之ではどうも弊害があつたものと見え、延暦十七年に至つて諸國の神宮司は、そ

の任期を六年と定めると令せられた。その時の官符によると

今聞神宮司等一任終身、侮黷不敬、崇啓廢臻

と出て居るが、多分世襲の弊に鑑みて、その私を防止しやうとせられたものであらう。併し之は天下の諸社に亘つたものではなく、神宮司を置いた社、即宇佐、香取、鹿島、氣比、氣多等の諸社と香椎廟などに止まつたものと見える。最以外の小社に於ては、さしてその必要を感じなかつた故でもあらう。

國造の政  
治に與る  
を止む

次には之とは少し反對の氣味はあるが、出雲の大社、筑前の宗像神社等には、國造が郡領を兼帯する結果、動もせば公務に關意が生じて來る、就いては爾來その郡領を兼ねることを禁斷しやうといふ意味の詔も下つて居る。詰り何れにしても、この當時の神職界に種々の弊風が存して居たことは見られるので、その弊習は大社、宗像、宇佐、鹿島等勢力のある社程甚しい、隨つて一般の神社に於ても、全くその感化をうけて居なかつたとは言ひ難からうと思ふ。即さきに寶龜七年の詔が出たのも、全く如上の風潮によつたもので、又この後延暦二十年に至つて、祓の法が改正せられたのも、この時勢の産物

祓の方を  
改む



改正の主

ではないかと思う。この祓の出来た主旨を見ると承前神事有犯科祓贖罪善惡二祓重科一人修例已繁輸物亦多事傷苛細深損黎元仍今改張立例如件とあるが、かくの如く改張されるに至つた原因といふのは、即この時代の弊習に存するのである。この中に記された罪の種類を調べると、單に祭事の闕怠や令の禁制を犯した場合に止らず、事に預る祝禰宜を殴き、物忌女を奸した罪などが數へてあるが、これらの罪は時勢の必要上、最も適切に感せられた所で、即この法で以て幾分かはその廓清を期せられやうとしたのであらう。

舊俗の結

併しその結果は格別見るべきものがないのみか、却つて如上の弊は盛ならんとした傾向が示されて居る。即ちこの後弘仁より貞觀にかけては、屢々その怠慢を戒むる詔が下され、切りに神社の嚴肅ならんとを期せられたが、夫でも大した効果はなかつたと見えて、遂に延喜の時代に及んだのである。

淫祠の流

これらの神主側の怠慢ばかりでなしに、前代以來非常に盛であつた淫祠の流行といふことも、亦崇敬心の正鵠を失せしめた一例として認めなければならぬ。

奈良朝の

ばなるまい。淫祠といつても、從來より流行して居たのは、主に漢土の風習から移つた迷信らしく、その最古く見えたものは、實に皇極天皇の頃に存して居る。即この時村々の祝部等の教に従つて、牛馬を殺して諸社の神を祭つたと見えて居るが、この牛馬を屠る習慣は、支那に起つたもので、後漢書にも會稽俗多淫祀、民常以牛祭神と見えて居る。次に全じき御代の三年には、東國不盡河の邊で、虫を祭つて常世神と稱し、酒菜六畜を捧げて祈願を籠めたことが出て居るが、これにも多少の漢土の思想が交つてゐるやうに思ふ。これより後は支那の文物が輸入せられるに伴つて、かやうな迷信も甚しくなつたものと見えて、聖武天皇の時にも、攝津國東生郡で牛を殺して漢神を祭つたことが見え、又この御代に、安國周防等では、死魂を祭つて妄りに禍福を説いたものがあると記してある。

常世神

漢神

淫祠の禁

次いで光仁天皇の朝になると、その弊が洛中に迄も侵入して來たので、實龜十一年に至つては禁斷の詔を發せられて居るが、その中に

比來無知百姓、搆合巫覡、妄崇淫祀、菟狗之設、符書之類、百力作恠、填盜街路、託



事求福、還涉厭魅

と見えて居る。即かゝる迷信の起るもとは、いつもこの巫覡なるものに存し、彼等が種々惑説を流布したに起因することゝ考へられるが、何しろ直接利益問題を以て之に臨み、菟狗や符書等の方術を以て之を導くのであるから、無知の百姓間には、餘程有難く響いたものと思はれる。随つてその傳播の範圍も弘く、その取締も困難であつたと見えて、續いて延暦十年には、伊勢尾張、近江、美濃、若狹、越前、紀伊等の諸國に命じて、百姓の牛を殺して漢神を祭ることを禁せられて居るが、この後同廿年には之を越前國に令せられ、降つて大同二年には、兩京の巫覡に命令を下して、その禍源を断せんとせられた。この時の詔にも

巫覡之徒、好託禍福、庶民之愚、仰信妖言、淫祀斯繁、厭呪亦多、積習成俗、虧損淳風

と見えて居るが、煽動の罪が巫覡に存して居たことは之によつても明かか、かやうな譯でこの時代になると、漢神を祭る範圍及びこれに伴うて起る

迷信の區域も随分廣くなつて居るが、その結果として、人民の思想が大分感亂せられて來たことは徴せられる。即かれらの頭に存在する神の觀念中には、昔とは違つて餘程の外來分子を混濁して居る。氏神や産土神を崇める思想以外に、佛教の感化をも受けて居やうが、夫と并むで、かゝる劣等の迷信をも含むで居る。最その原因は直接幸福を求め、禍を轉じやうとする極淺はかな考へには相違ないが、かやうの方法で以て、段々その思想が養成せられつゝあつたことは、注意しなければなるまい。常世神や漢神の如きも、蟲又は蕃神といふ思想の中に止つて居る時代は、別に大した影響も認められないが、この思想が段々と大きくなり、又他の者と結び付くと、案外に大きな仕事をすることがある。もとの起りは一場の迷信に過ぎないことでも、積れば大勢力となることは、何處でも又何時の時代でも、往々にして存在する出來事なので、この點から考へて見ると、當時の淫祠と雖、決して輕々には看過することが出來ない。



## 三 平安朝初期の概観 下

氏神及び  
氏神祭

前章に述べた所は主にその消極的方面に止まつて居るが、次には積極的の側をも観察して置かう。先づ一番にいふべきは、氏神及び氏神祭に關する種々の規定や、又事實が表れて來た事であるが、是は強ち祖先崇拜の觀念が復興したといふ譯でもなく、歴史が委しくなつたが爲めに、自然その事實が多く見えるに至つたものであらうと思ふが、たゞ段々と氏族制度が茶れかゝつて來た時代なるにも係らず、依然としてその本來の氏神を忘れず、昔通りに祭祀を重じて居た状況は、幾らか注意して置かねばなるまい。

外家の祖  
神を祭ら  
るゝこと

氏神祭に引續いて、外家の祖神を祭られるといふ風は、この時代に至つて再興せられたかの如き觀がある。之も上古時代には、高皇產靈、神皇產靈の二神や又大物主等の諸神を祭られた事はあつたけれども、その後久しい間歴史には見えて居らなかつたが、こゝに桓武天皇の御代に至つて、往昔に復され、猶一層盛に祭られることゝなつた。この御代に造られたのは、洛北上

平野神社

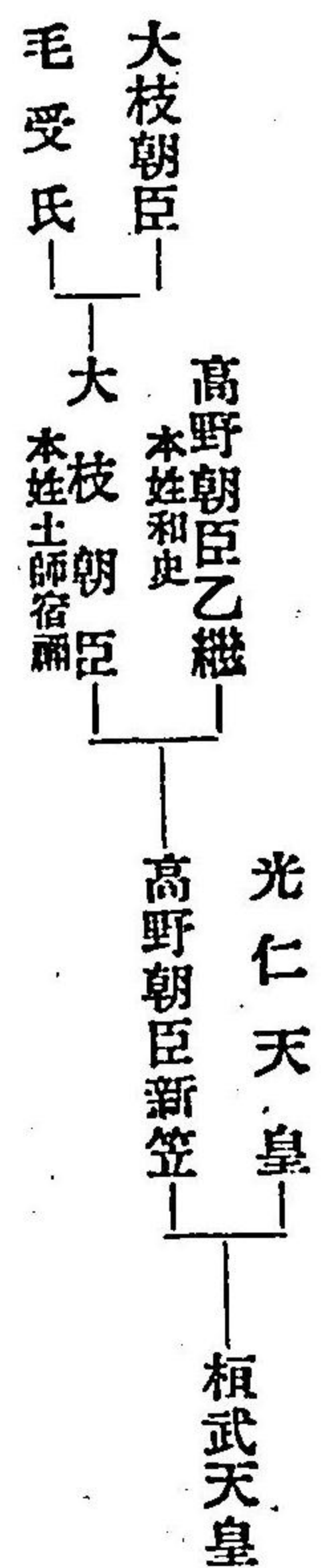
の祭神

林郷に鎮座する平野神社なので、延暦年中に天皇の御生母高野朝臣及び外祖母大枝朝臣の祖神を合祭せられた社である。

最もその祭神、今木、久度、古開、比賣、四神に就いては、從來盛に議論のある所で、未その確説を見るには至らないけれども、就中蕃神考の説が大體に於てその當を得て居る。即伴信友の考へでは、袋草紙にある「白壁のみこ」の「みやのおほもちこそ平野の神のひこ」なりけれといふ歌と、平野祭に大枝和二氏が見參に預ることゝから推して、今木神は、高野朝臣即ちとの和史の祖先、又た久度神は大枝朝臣即ちとの土師宿禰の祖神、古開神も全じく大枝氏の氏人で、比賣神はその配匹であらうと定めて居るが、細い部分に就いては、確に獨斷の嫌があるを免れないけれども、之を外家の祖神と見た點のみは卓見といはなければならぬ。續紀を見ると、光仁天皇の御代には、今木神は田村後宮に祭られて居たことが記してあるが、之は皇后高野氏が祖神としてお祭になつたものと思はれる。又久度神社は延暦二年に、大和國平群郡に於て官社に列せられて居るが、これも舊はこの地



に於てその氏人が祭つて居たのを天皇の御即位に及んで外家の縁によつて昇格せられたものと考へられる。古開比賣二神に就いては、その舊蹟地は明からないが、要するに以上の四神は、もとの氏人によつて所在に祭られて居たのを、この時遷都と共に都近くへ遷されることとなつたのである。



高野大枝氏の氏神

即天皇から申せば、外戚の氏神に當るが、高野氏又は大枝氏に取つては、その直接の氏神となるのである。そこで延喜式にもある通り、桓武帝の御子孫及び大江和等の氏人が祭の見参に參る制度も出來、又後世平氏の氏神として崇敬せられることにもなつたのである。

以上の二つは、祖先崇拜といふ點から見るべきものであるが、この外には猶東國の征討に關した事件もあり、又平城天皇の御代には、神封の制度に就

梅宮神社

鎮祭の事

いて見るべきものがあるが、前者に關しては別章に述べて置いた、後者は制度として見た方が便利と思うから、茲には省いて置いて、次にこの因によつて、この御代より後に起つた外家の祖神のことを附記して置く。

次に平城嵯峨の二代を経て、仁明天皇の御代には、梅宮神社が創められた。是はその母后橘嘉智子の氏神である。この神はもと藤原不比等の妻、藤原三千代が祭つて居たが、後三千代の子藤原安宿姫及び牟婁女王が之を洛陽川頭に遷し、次いで山城の相樂郡持山に祭つたが、こゝに至り外戚の縁によつて朝廷の崇祀となつたのである。橘氏の譜牒伊呂波字類抄所引によると、この時の事情を説明して

此神爲仁明天皇成崇、出於御卜、復託宣宮人云、我今天子外家神也、我不得國家大幣、是何緣哉云々、天皇畏之、欲盛立神社、准諸大社、毎年令崇壯、太后不肯、曰、神道遠、而人道近、吾豈得與先帝外家齋乎、天皇固請之、太后曰、但恐爲國家成崇、仍近移祭於葛野川頭、太后自幸拜祭焉、  
といつてある。尋いで承和の頃から官祭をも始められた。



春日神社  
の崇敬

大原野神  
社

文徳天皇の御代には、春日神社が大變に崇敬せられた。即嘉祥三年四月天皇が御即位遊ばさるゝや、その九月には春日神に極位を授けられ、又この年を以てその二季の官祭をも始められたが、續いてその翌仁壽元年二月には、その分祀たる大原野の祭儀を定められ、梅宮に准じてその官祭を行はれることゝなつた。春日神社は是より以前に於ても、外家の祖神として手厚い御待遇はあらせられて居たのであるが、この時に至り俄に面目を改め、その典章も具備するに至つた。天皇は冬嗣の女順子の出に入らせられるから、春日は無論外家の祖神たるに相違ないが、それに加へて丁度この時分は、冬嗣の子良房が右大臣として權勢のあつた時代で、又北家が外戚として立つた最初の時である。そこでかやうに従前に立勝つた御崇敬があつたものと思はれる。中でも大原野神社は、鎮座の初めから北家と深い關係のあつた社で、冬嗣の父内麿の流の祭る所であつたが、この時その家から出た順子が天皇の御生母にならせられた緣故により、即位の初めに當つて官祭を始められたのである。



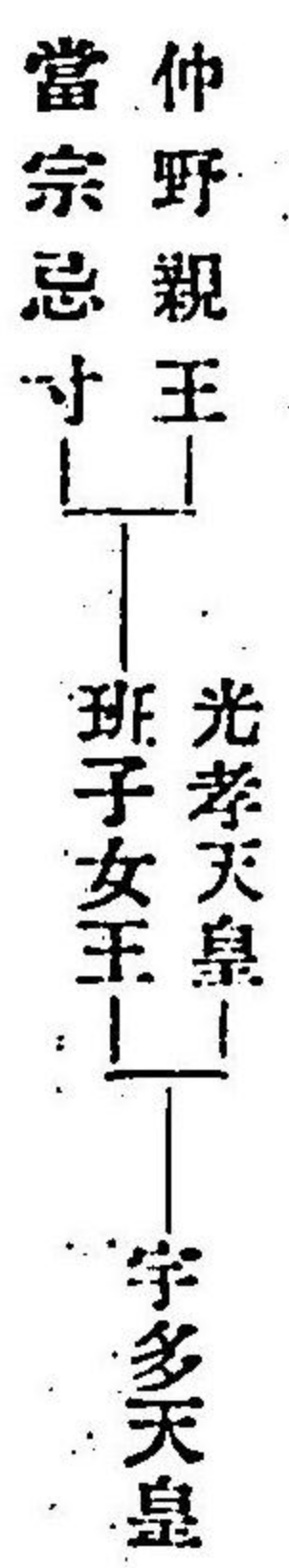
當麻都比古神社

清和天皇の時には、大和の當麻都比古神社を崇められた。是は天皇の外祖母源潔姫の母當麻氏の祖神である。



この關係によつて、貞觀元年にはその氏人をして神寶を奉らしめられ、又後に恒例の官祭をも起されたのである。

この次は、宇多天皇の朝に、河内國の當宗神を祭られたが、是も天皇の外祖母當宗忌寸の氏神である。



當宗神社



山科神社

そこで御即位の翌年即仁和四年に至り、恒例の官祭を始め、官幣を奉らしめられたのである。

次に醍醐天皇の時は、その外祖母宮道氏の氏神たる山科神社を崇められ、春秋の官祭を始め、永例とせしめられた。これも亦御即位の翌年寛平十年に起つたのである。

藤原高藤 — 宇多天皇 — 醍醐天皇  
 宮道朝臣彌益女 — 藤原胤子 —

かくの如き次第で、延喜の時代になると都合六つの社が顯れることとなつた。この中で春日大原野の二社は、氏人の勢力によつて一番盛であるが、平野も平安朝初祖、天皇の祭られた所として、皇室の御崇敬は甚深い。其次に梅宮は、元慶及び寛平の兩度、官祀を止められたこともあつて、平野や春日に比すれば多少讓る所はあるが、後に橘氏の是定が藤氏に移つてからは、却つて夫が社の利益となり、勢力が固定することとなつた。たゞ當麻當宗、山科の三社ばかりは、氏人に勢力のなかつた結果として、外戚の縁が遠くな

吉田神社

るに随つて次第に世に忘れられるやうになつた傾向がある。現に當麻が他の社よりも降つて、獨り式の小社に居る所から推しても、己に延喜の頃に於てさへ、親疎の別が立てられて居た事を徴せられるのであるが、併しその祭祀のみは、この後永く室町時代までも續いて居た。

この後、一條天皇の朝に至つて、吉田神社が官社に列せられたのも、亦この外戚の縁によるのである。この社はもと北家の一支流たる藤原山蔭の奉ずる所であつたが、後にその家から出て藤原兼家の妾となつたものがあつて、その間に生れた女子即東三條院詮子は圓融天皇の皇后となり、一條天皇を生み奉つた。

房前……山蔭 — 中正 — 兼家 — 圓融天皇 — 一條天皇  
 女子 — 女 — 監子

この關係によつて、又御即位の翌永延元年から二季の官祭を行はれたのである。これからは、世上の推移と共に行はれなかつたのか、歴史には見え



て居ない。一體この外家の祖神を祭られることは固より御一代の盛典たること申す迄もないが、之をその思想の上から見れば、氏神に對する觀念を一層弘く推及ぼしたもので、氏神を祭る考へと別に違たことは無からう。さうして又獨皇室にのみ限つたものでもなく、民間に之を行つた例もある。例へば高市皇子から出た高階真人は宗像神をその氏神として居るが、之は皇子の御母が胸方氏であるに起因したもので、已に皇子の時代からしてこの神を祭つて居た。この外にも猶この例は少くない。

#### 十四 神階と把笏

神に位階を授けらるゝ制度は、奈良朝の中頃即天平の時分から起つて、平安朝の中葉凡そ延喜の時代迄盛に行はれて居るが、就中仁明天皇から陽成天皇へ掛けての時代が最も盛で、其間には普通の位階の外に勳位を授けられたこともあれば、又稀には品位を奉られた場合もある。延喜から後は國史が缺けて居るので、明かには明らぬが、之を概して言へば、餘程少くなつた

には相違ない、併し少いながらも、その事實は鎌倉から室町時代を通じて、徳川の近代迄續いて居るので、極近い所では嘉永年中にもその例があり、神祇史上に於ては實に千載を通じての大きな現象である。

さて何が故に神階を奉られるかといふに、その理由は確かには明らぬ、從來とても種々の説が行はれて居るが、併し未是というて信憑すべき者は表れて居ない。それといふのは、餘りこの問題を重視するから起るので、詮じ詰めた所では、さう大した理由のあつたものでもなからうと思ふ。その初め八幡神や比賣神に奉られた工合から考へて見ても、もとゞ人間位階から割出して創められたものといふとは動かされない。又天平十八年度といひ、天平勝寶元年度といひ共に破格の新例を以て、この神を御優遇遊ばされた時で、又この時には従前に見ない種々の異例さへも起つて来る。かやうな時に際して、新にこの制度が始められた事も、一つは考への中に入れなければなるまい。即初めてその典に預つたのは、新に勃興した宇佐八幡宮で、初めこの神が天皇の宿禰に對して靈驗があつたといふ所からして、三



位に叙せられ、又同時に度僧五十口をさへ寄せられて居る。宇佐はこれよりさき神龜二年に於て、その神宮寺を建てられ、尋いで天平十八年には、造寺及び度僧の典を受けて居るが、叙位の典が聊突飛であると同時に、この佛的趣味を入れたことも、當代にあつては、他社に未その例の見えない所である。併し當時の時代思潮から見れば、敢て不思議はないので、已に神の爲めに僧を度し寺を造るといふやうになれば、之に奉るに位階を以てしたからとも、何の恠むべき點もない。度僧造寺が行はれる以上は、神に對する觀念も余程昔とは違つて來るが、その結果として神を段々人間に近いものと考へるやうになるから、神格に對する等級を認識するに至るのも、寧ろ自然の數と見なければなるまい。

その根本思想

根本の思想に溯れば、先づかやうなものであらうと思ふが、要するに他の佛教の感化に表れた者と全しく、當代に於ける時代思潮の産物たる事は確である。さうして先づその手初めとしては、當時最崇敬の深かつた宇佐神に奉られたが、同時に之に相當する封戸位田をも寄せられて、物質上にもそ

その理由

の實を明にせられたのである。但この時分にはまだ一般に亘り、將來に及んでの考はなかつたであらう。所が舊説にもある通り、その後段々と神の御心にも適ひ、人も之を悦ぶやうになつたので、廣く天下の諸社に迄も及ぶこととなつたのである。併し桓武、平城、嵯峨の三代は、その試験期ともいふべき時代で、まだ一般に亘つて行はれるには至らなかつたが、これから後は時勢の必要に應じて、追々と諸國に迄も及ぼされるやうになつた。これも一つは神階そのものゝ組織にあるので、この制度によれば、神社に對する恩典も、事と時とに應じて、之を屢々することが出来る、是迄のやうに官社に列するとか、最大小の差はあるが、名神に班するとかいふ丈では、僅に一度行へば後は何とも仕様のない場合もあり、又時によつて官社の等級を昇す迄には至らぬこともあるが、かゝる時に際しては、神階のやうに等差の多い制によつて置けば、非常に便利を感ずるのである。それに又この時代になると普通の場合、神封位田等の物質上の特典は、最早伴はないことゝなつたから、猶更その授與は容易に、且履行うことが出來た。



かやうな譯で、平安朝以降國家の政務や、世上の事件が繁多になるに従つて、屢この授階の典が行はれた併し、これもその初めの時代はまた一局部に止まつて居たから宜しかつたが、後に廣く之を天下一般に及ぼされるやうになつては、段々と都合の悪い事が出来て來た。先づその第一はこれを授ける標準なるものが、しつかりとして居ない。例ば、行幸、遷都、災異、祈禱等、臨時の出來事が起ると、その都度之を詮議せられるといふ有様であつたから、その制度は部分的に止まると同時に、どうしても公平を保つことが出来なかつた。そこでいくら社格の高い社であつても、不幸にして是等の事件に遭遇しない時には、一向に位が進まない之に反して元は左程尊い社でなくても幸にしていろ／＼の事件に逢へば、次第に位が昇進して行くといふ風で、その中に非常の幸不幸が生じて居る。國によつて有位の神に著しい不同のあるのは、一はこの理由によるので、概していへば種々の出來事に遭遇する結果として、京都近くに神階の高い神社の存するのは、争はれないが、諸國の中でも、比較的に事件の多かつた陸奥出羽あたりには、中々に高位の社もある。

る。但一般には、邊鄙の國に行くとも、その數も少く又高位の社も稀になる。例へば若狹、越後、備前、備中、筑後、大隅の諸國では、有位の社が極めて少數であるが、これは一つは國司の方針如何にもよることであらう。

已にかゝる不公平が存する以上、その間に種々の情實が生じて來るのは、最自然の理であるが、歴史の文面から察して見ても、夫と思はれる記事は實に少くない。これと同時に又當局者の側に於ても、聊か濫發の責を免れまいと思ふ所もある。その中でも最も甚しいのは、嘉祥四年に行はれた諸神同時の叙位で、是はその當時に於てよりも、寧ろ後世に對する影響の點で以て注意しなければならぬものがある。

この嘉祥度の意味を考へると、都度の詮議が公平を闕ぐ嫌のある所からして、均霑の主旨を實行せられたものと思はれる。かうなれば、天下に無位の神といふはなくなり、神階を授けられる精神も、普く行届くことゝなるが、後世の同時叙位になると、種々の原因からして、一々の詮議が出來なくなつて、この便法に従はれた傾向が見える。夫に又天下の諸神とあつ



ても、如何程の範圍まで及ぼされたものか、それも疑問である。因にいふ、この後諸神同時の叙位は、すべて九遍ある。最この外にそれと思はれるものもあるが、先づ普通の説として通用せられて居る分を擧げて置く。

年 代	理 由
天慶三年正月六日	兵革の御祈禱
永保元年二月十日	辛酉革命
永治元年七月十日	全
治承四年十二月十三日	兵革の御祈禱
元暦二年三月四日	全
建仁元年二月十三日	辛酉革命
弘長元年二月廿日	全
建治元年七月廿日	兵革の御祈禱
永徳元年二月廿四日	辛酉革命

理由は初めとは違つて來たが、その先例は實にこの時に存するのである。

諸神同時叙位の例

その影響

要するに大體の形勢は、右に述べた如くであるが、是は事柄の性質として、別に大した影響を残したものは思はれない。縦し起つたにした所で、高位を得やうとする請願か、又は相互間の競争位なもので、之が爲めに神社界を惑亂し、永く害毒を残したといふ程のものではない。又無論それ丈の勢力はなかつたのである。たゞ余り濫授に過ぎたのと標準がしつかりして居なかつた爲めとで、後世に至つて種々の面倒を引き起すに至つた嫌はあるが、夫も他の諸の事件に比べて見れば別に驚くに足りない事である。たゞ時代の産物として、かゝる人爲的の階級が、永く世に行はれた點ばかりは注意に價する。

把笏

神職の把笏

神に位階を奉られるのと好一對の現象として、神職に把笏を聽される制がある。この把笏の制はもと職事官にのみ限つて居たのを、養老二年からは、之を散事官にも及ぼされ、翌三年には神祇官の宮主も之を聽されることゝなつて、段々その範圍が廣くなつたが、天平神護以降は追々之を神職にも推及ぼされるやうになつた。即この年に神宮の禰宜に命せられたのを初



めとして、天應元年には賀茂下上社の禰宜に令せられ、續いて延暦以降仁壽年間に至る迄には住吉神社、大内人、鹿島禰宜、氣多禰宜、氣比祝禰宜、香取禰宜、阿蘇及び平岡の神主、松尾禰宜、諏訪祝等が段々と之を聽されたが、齋衡三年に至つて諸國名神の神主及び禰宜祝等は總べて之を聽されることとなつた。

その理由

惟うにかやうに段々と把笏せしめられるやうになつたのは、一般文官の制度に倣つた結果なので、夫が爲めに神職の方でも古制を破つてこの新しい風儀を悦ぶに至つたものであらう。併しこれも丁度神階と同じことで一度始まれば、どうしても制限を附けることが出来なから、遂には無位の末に至るまでも、悉く把笏する状態に立至つたのである。即天下の神が悉く正一位たらんとするのと同様の現象である。

古儀による風

抑古儀による風としては、儀式帳にもあるやうに、太玉串を執つたのであらう。又それを持たない者は貞觀十年の官符にもある通り、手を拱いて事に従つて居たのである。然るに一度把笏の制が出来てからは、體裁も宜し

古儀の神事

く威嚴も具る處から、古儀も段々用ゐられなくなつた。續後紀によると、天長十年大嘗會の御禊に當り、池田朝臣春野が供奉員の服を評して是尋常之裝束、非神事之古體といひ、自分の着けて居る纒着の體が古風であるといつたことが記してある。神職の方面ではないが、神事の服裝にも、大分變遷があつたことが知られる。夫に又廣く把笏が聽されることとなつたから、余程昔とは違つて來たであらう。

東國鎮撫

### 十五 東國鎮護と外敵降伏の諸神

東國の鎮撫は、實に久しい以前からの問題で、之が爲めには、累世幾多の勞力と經費とを費されて居たが、この人力以外の方面に於ても、大いに倚賴せられた跡が見える。是は強ち蝦夷に限つた譯ではないが、事件が困難で且持續的であつた結果として、神力によるといふ觀念も、一層切なるに至つた傾向が認められるのである。

上古の時代は暫く措き、韓地との關係が斷絶した後は、一向東北の方面に



鰐田神

意を注がれるやうになり、自然征討の軍も屢發せられることゝなつたからそれに伴つて、神助を祈ることも亦盛になつた。先づ齋明紀を見ると、天皇の四年に當り阿倍引田臣比羅夫が出羽の鰐田淳代二郡の蝦夷を討平したことが出て居つて、この時に、鰐田蝦夷恩荷の誓言として、もし官軍に逆つて弓矢を持したならば、鰐田浦神が知食すであらうといつたことを記してあるが、この文に據ると、當時この地方では、鰐田浦神といふのが、彼等の間に於て崇敬せられて居たことが明かる。併しこの神は今何處にあるかよく明らぬ。或は之を古四王神社に充て、又羽後の秋田郡の七座神社に擬する説もあるが、共に確説とは言ひ難い。それに又この神はその後一向歴史に見れてゐない、夫よりもこの地方で有名なのは、飽海郡の大物忌神社である。

大物忌神社

東北の征討に關して最神助の大なるは、則この大物忌神であらう。固より祭神は何神にますとも知られないが、かの北海の沿岸に突兀たる島海山に鎮座せられた靈神として、非常にその威靈は畏敬せられて居つた。本社に次いで同郡の月山神社も、月山にます神として、國人の畏敬した所で、征討

月山神社

小物忌神社

の役に對しても屢その神助を乞ふて居る。この社に次いで、は矢張同じ郡に小物忌神社といふ社があるが、之も大物忌、月山と共に力を添へられて居る。以上の三社は出羽の方面に於て顯れた社であるが、その神験の大なることは、天慶二年の國司の解狀に、此三神自古時、方有征戰、殊標奇驗とあるによつても知られる。就中大物忌、月山の二神が最深く倚頼せられたので、征討の軍を發する毎に、國司は必ず祈請を凝したとある。夫が爲めに屢その神階を進め、又封戸をも奉られたが、延喜の時には特にその祭料として二千束宛を充てられて居る。

鹿島香取の神威

次に東海の方面で注意すべきは、鹿島香取の二神である。貞觀八年の鹿島神宮司の奏言によると、陸奥國に於けるこの神の苗裔神社は、菊多以下十二郡に亘つて三十八社の多きに居ると見えて居り、又神名帳にも二神及びその苗裔神と思はれる社が陸奥國中丈で十社ばかりも舉つて居る。

かくの如く多數の神社が出来たといふのは、全くこの討平の事業に關して神助を乞はんが爲なので、當時その神徳は、下總常陸よりかけて、遠く陸羽



の果に迄も及んで居たのである。續紀を見ると、延暦元年に當つて陸奥國信夫郡なる鹿島神に勳五等を授け、封二戸を充てられた事があるが、その時の國司の奏言に祈禱鹿島神討撥凶賊神驗非虛と見えて居る。

桃生白河  
兩郡の神  
社を官社  
とす

鹿島香取に次いで、寶龜十一年陸奥の桃生白河兩郡の神社十一社を官社に列せられたとがある、其の社は明らぬ、是は鎮守副將軍百濟王俊哲が是等の神に祈つて賊圍を脱することが出来た、その報賽として行はれたのであるが、この後延暦二十一年にも征夷將軍坂上田村麻呂の奏言によつて陸奥國の三神に階を進められた。是も靈驗を奏したによるとあるから、この前後に亘つて行はれた討平の事業に神助を下されたからであらう。

この外猶夫と思はれるものもあるけれども、一々は擧げぬ、又別に證據はないけれども、方々の社で勳位をうけ、封戸を賜つて居るのは、多分御祈願の結果ではなからうかと思はれる。要するにこの方面では、大物忌や、月山に併ぶ位の社も表れず、又一社にのみ始終御祈願があつたといふ事も見えて居ないが、大體の形勢から推せば、矢張鹿島香取の勢力範圍内であらう。

陸奥三神  
の階

奈良神社

鎮守府八幡宮

外敵降伏の諸神

住吉と宗像

奥羽の方面は、略右の如き有様であるが、内地に入ると、武藏國播磨郡に鎮座する奈良神が顯れて居る。この神は下毛野國造の祖神であらうと考へられるが、此の國の兵士共が出征した時、この神を奉じて戦つたに、神祐により老幼共に死傷を免れたといはれて居る。この故を以て嘉祥三年に至り官社に列せられた。又吾妻鏡には、田村磨が陸奥の膽澤郡鎮守府に於て、八幡宮を勸請したとあるけれども、是は確説とは見られない。

東北の鎮撫に及び、平安朝の初期には、屢外敵の入寇を受けたことがある、最極小規模なもので、且九州の一部にのみ止つたけれども、之に對する警戒は非常なもので、その都度神社に奉幣して禍を除かんことを祈願せられた。随つてこの時代になると、外寇に關する守護神といふのも略定まることゝなつたのである。

初め三韓征伐の結果として、永く外寇の守神となつたのは、住吉、宗像の二神であつたが、この二社に次いで、奈良朝からは、香椎と宇佐とが加はつて、天平九年に新羅の無禮の狀を告げられた時には、伊勢大神、住吉、宇佐、香椎の



香椎と宇佐

五社を算して居る。この中で大神は外征ばかりの神ではないけれども、舊來の山緒を以て加へられたのであらう、又住吉はこの時は攝津の社を措いて直接その本社に報告せられて居る。香椎と宇佐とは共に奈良朝に至つて歴史に表れた社であるけれども、一は三韓征伐に縁故淺からざる樞日行宮に起つた神社なり、一は新に宇佐に勃興して朝野の尊崇を受けた社であるから、特に筑紫に於ける名社として、御待遇になつたものであらう。又伊勢に就いては固より申すまでもない。

持統天皇六年の奉幣

最もこれより以前、持統天皇の六年に、新羅の調を伊勢、住吉、紀伊、伊太祁曾とするのと、日前國懸といふのとの兩説がある。大倭、菟名足の五社に奉られた事があるが、是は直ぐその前に起つた、藤原宮地の奉幣に引續いた件で、社も菟名足の一社を除く外は互に一致して居るから、強ち征戰に靈異ある神として、奉幣したものとはいへない。中でも菟名足社、即宇奈多理座、高御魂神社の見はれたことは、前後にその例もなく、如何なる理由であつたとも知り難い。

菟名足社

石清水八幡宮

この後平安朝に入つてからは、大神は再表れなかつたけれども、最貞觀十二年に大神の裔神たる甘南備神社に奉幣せられたことはあるが、是は一度切で前後に例を見ない。石清水と香椎とは、事が起れば何時も幣帛を奉り、その神助を請うて居る。この兩社の中では、香椎の方が太宰府との關係も深く、奈良朝の末頃では、いつも奉幣を受けて居たが、平安朝に入ると位置が變つて、貞觀の時分からは、宇佐の方が重くなり、又その分祀たる石清水も之に預ることゝなつた。この宇佐、香椎、宗像、住吉、石清水五社の外に、時には九州一圓の社とか、又某々の社ばかりとか、社を指定せられたこともあれば、或は一般の神社に及んで居ることもあるが、古い時代に於て特にこの方面の神驗を仰がれた神社といへば、先づこんなものであらう。この後、醍醐天皇の延長元年に至つて、筑前國那珂郡に宮崎宮が出来た。是はもと同國穗波郡に鎮座した大分別宮を選されたものであるが、この時の託宣によると

宮崎宮の鎮座

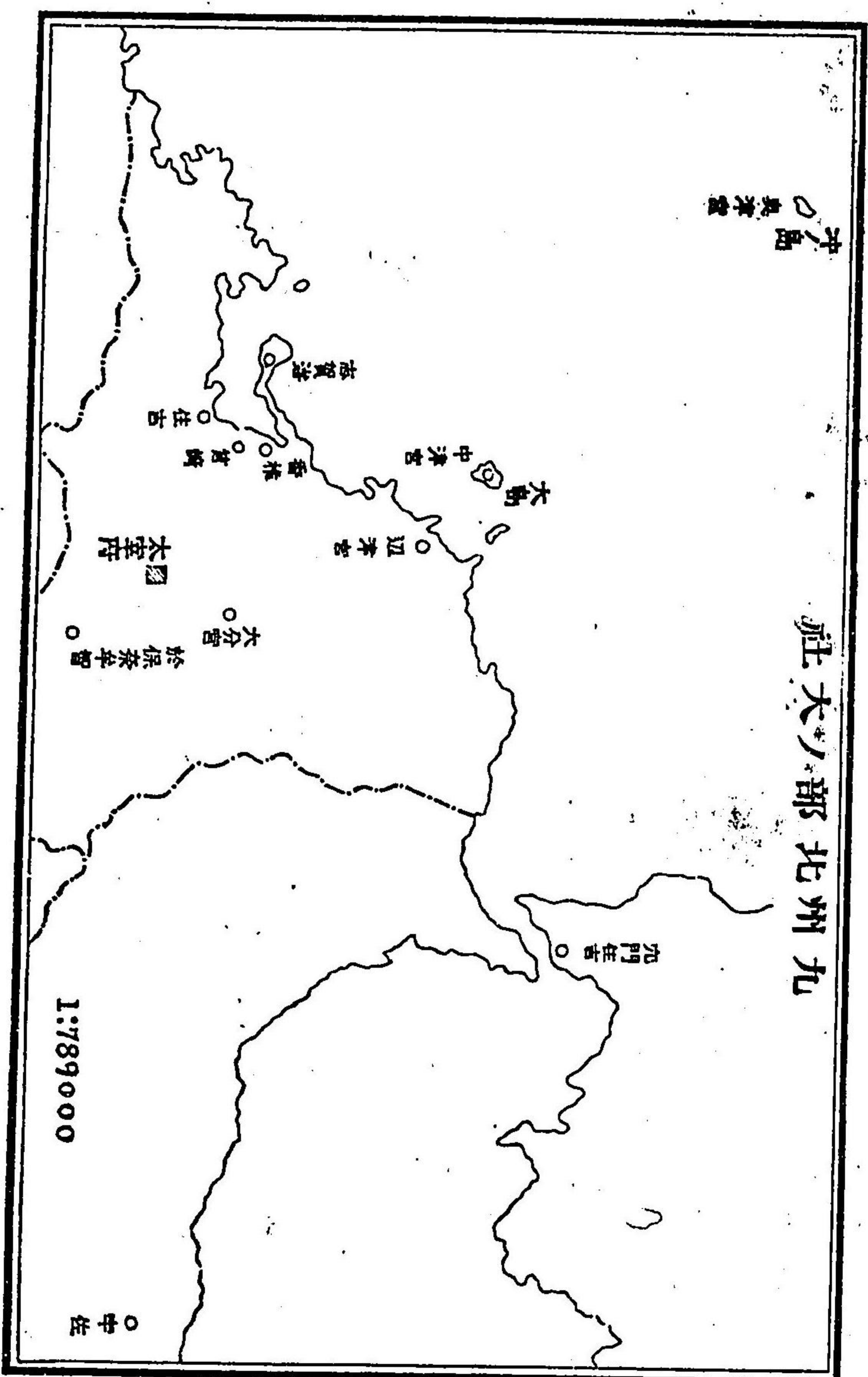
放生波是海上之事、奈利穗波宮波已非放生地、因之避彼地、欲移住宮崎松原とあつて、海事思想の含まれて居る趣も見え、又



その理由

香椎宗像  
住吉宮崎  
の位置

抑末代仁人民力弱公家勢衰之比新羅國是古敵也來侵可赴志因茲宮崎乃  
 新宮乃礎面仁敵國降伏之由書付且可立其柱吾坐下仁同伴字乎可置志其  
 宮殿乃梁柱波可用栢也如此則彼新羅國自然降伏志奈牟  
 ともあつて明かに外寇に關して居ることが知られる。この託宣にもある  
 通り、この度の鎮祭の原由というのは、無論當時頻々として起つた新羅の入  
 寇に對せんとするにあるので、その防備の方法としては、常に種々の手段を  
 講じて居なければ、太宰府の兵力丈では、到底之を防ぎ切れなくて、遂に神助  
 に頼らんとしたのである。そうして又、この前後賊船の入寇した方面は、主  
 に福岡灣内、その中でも荒津今の博多の邊の附近にあつたものらしく、隨つ  
 てその方向に面し、又最海に近い香椎、宗像、住吉の三社とは、深大なる關係を  
 持つて居た。所で猶その上に靈威赫々たる應神天皇の御稜威をも仰いで  
 目前に迫り來つた難局に當らうとして、茲に太宰府の官人等は、八幡神放生  
 の地たる、この宮崎の清い濱に、新宮を造構へたのである。丁度その處は香  
 椎と住吉との間で、所謂北臨巨海西向絕域の景勝に居る。





さてこれから後は、就中八幡宮の崇敬せられた時代であつたから、この地方では宇佐と宮崎との二社が最顯れたが、これに伴うては香椎宗像の二社も永くその神徳を仰がれ又京都の方面に於いては、石清水八幡宮が長しへにその守護神と崇められた。

#### 十六 延喜式に見はれたる神社の觀念 上

一方には神階やら神封等神社に對する色々の制度が發表せられ、又一方では佛教が次第に勢力を得んとする時に當り、こゝに醍醐天皇の朝に至つて延喜式が發表せられた。この書は古來神社の研究に關しては、令と相并んで無二の典據とせられたもので、之に據つて當代に於ける神社の狀況は、先づその一斑を知る事が出来る。併しこの書の來歴を考へて見ると、これより以前の式なる弘仁貞觀兩代の後をうけて、之を修正改削したに止るか、その神社に對する觀念、又は制度等に至つても、そう前代と大差のあらう筈はなく、隨つて之によれば、併せてその以前からの形勢も窺ひ知られる。



神祇卷を  
初に置く

6

朝廷に行  
る諸祭

本朝法家文書目録に據ると、弘仁貞觀兩度の式も、延喜の時と同じく、神祇の卷を以てその冒頭に置いて居る。これは令に神祇官を百官の上首に置いたのと全く同一の趣意に出たので、何處までも我が國風の粹を表して居る。さてその内容に這入つて調べて見ると、その規定して居る所、大は恒例臨時の諸祭典から、小はその幣帛神具の數量に迄も及び、神宮を始め全國の官國幣社に亘つて略々その概要を盡して居る。

先づ朝廷に於ては御一代一度の盛典として、踐祚大嘗祭の大祀が行はれ、年々の恒例として新嘗(中祀)鎮魂(鎮火)小祀等の諸祭があり、又此外二期の大祀(御贖四面御門御川水等の祭)もあれば、毎月朔日には、忌火庭火の祭を行はれ、晦日には御麻と御贖とを以て祀をされる。續いて臨時の祭典としては、群靈鎮寇鳴鎮水神鎮御在所鎮土公等の鎮祭から始めて、御井、産井、御川水等の諸祭、或は疫病の流行した際に、その疫神を和める祭、一代一度の大祀たる八十島祭、又臨時行幸の際に於ける途次の神幣等、各種の祭儀が擧げられるが、諸官省に於ても、鎮魂の八神から始まつて、巫麻、生島、足高、國韓、御食津、火雷

酒殿等の夫々その役所に應じた神を祭られる。

是等の諸祭典の中では、大嘗新嘗等我國風によるものも少くないが、中には陰陽道の感化をうけて生れた祭も交つて居る。が、併しこれで以てこの時代に於ける神祇に對する思想の一斑は窺はれる。即祈年、月次、神嘗、新嘗等、農業に關して昔から最重い祭儀とせられて來た者は、この時も矢張その意を體して中祀の列に入れて居り、その他の令制の祭や、外家の祖神祭等で、さ程重くない者、又は國民全般の休戚に關らないやうな類は、小祀の内に收めてある。これらで見ても、我が天神地祇に對する觀念は、猶昔ながらの尊い條を傳へて居ることが明る。陰陽道の感化は、縦し少くないにしても、その範圍が限定せられて居つて、多く鎮祭の方面に表れて居るのである。から、その重要な部分に於ては、ちつとも昔と變化がないのである。たゞこの中であつて注意すべきは、産土神や外戚の祖神に對する祭典が、余程重い位置を占めて居ること、就中賀茂の如きは、他の社を抜いて獨中祀の列に入つて居るが、山城の總鎮守としてのこの社の位置は、たゞこの一條丈でも

中祀と小  
祀との別

陰陽道の  
感化

産土外戚  
祖神の祭



神宮

説明が出来る。又一體の上から見ると、今の時代よりも、余程その種類も増し、又規定も細かくなつて居るが、是は一は時勢の變化によつて、その後増加されたものゝあるのと、一はこの書の性質として、極く細密な部分にまでも及んで居るからである。

次に全國の神社中では、先づ神宮がその上に立つ。神宮に對しては、四、五、六の三卷を以て之に充て、攝末社から始めて年中の諸祭典、これに對する幣帛用途、又齋宮、齋宮寮等のを巨細書き載せてある。これに依つて調べて見ても、神宮と他の官社との間には、非常な懸隔があつて、この宮丈は特別のお取扱であつたことが知られる。神宮に次で全國の神社には、先づ官社と官社でないものとの別があつて、官社には、官國幣の別があり、各大小の二階に別れてゐる。その數總計三千百三十二座の多きに達して居る。これ丈が先づ官社として神祇官及び國司の祭る社であるが、數の上からいへば、平均一國に三十座強の割に當るから、少し多きに過ぎた嫌がある。随つて充分な取締や監督は、到底望まれない所であるが、又制度の上にも今日の様な

官社

官國幣の  
區別

規定はない。次に之を分布の上から見れば、非常に精疎の差が甚しいに驚かれる。最中でも、五畿及び近江や伊勢出雲等は、多いのも最で、あらうが、長門、薩摩、中安藝、上上總、大大等の諸國は、國力や面積に比して、神社の數が甚少い。是等は土地の僻遠といふよりも、寧ろ國司の責任にあると思はれるが、夫として見れば、神社行政上頗る拙い遣方といはなければなるまい。

次に又官國幣社の別といふとは、その神社に對する觀念の上に於ても、誠に大切なことであるが、是も正確な標準は、一向に明らぬ。一體この區別はどうして起つたかといふに、鈴鹿連胤の説によると、往古は官國幣の別なく全國の官社には悉く官幣を奉られて居たが、後に段々と諸社の祝部どもが懈怠するやうになつて、初めて國幣社が起つたのであらうといつて居る。この説は一應最で、確にある程度迄は主張が出来やうと思ふが、併し式に出て居る悉くの國幣社が一々そうであつたらうか、少し疑問が無いでもない。併し原因はともあれ、已に區別を認められた以上は、その間に輕重の差のあつた事は確かである。夫は數の上にも表れて居るが、概しては香取、鹿島、日



前國懸等昔からの重い由緒の神社が、官幣社に列せられて居るから、畿内は暫く置き、他の諸道にあつては官幣社が一般に重視せられて居たとは微せられる。併し一々はどういふ標準によつたものか、それは明でない。次に官國幣に亘り大小の別があるのは、無論由緒の高下や勢力の強弱から來て居る。最も中に當らぬのもあらうが、通じては昔より由緒も重く、崇敬も厚かつたものが、大社となつたものと認めなければなるまい。

かやうな次第で、已に官社といふものを、國家が認めて居るが、然らばその國家との關係言ひ換へれば、官社は如何なる點で以て、その實が認められて居たかといふに、官幣社は一般に通じて、祈年月次新嘗の三祭、國幣社は祈年祭に幣帛を奉るといふ事で、國家と結び付いて居る。この外にきまつて國家から待遇をうける事もなく、又別段に深い干渉をうけた様な形跡も無い（最も神領や神職に關する規定はあるが、全般に通じたものでない）その經營又は經費等に關しては、氏人又は之を崇敬する者に任せて置いて、國家は祭事に臨み、その格に應じて幣帛丈を供進して居る。最ある特別の神社に限

官社と國  
家との關  
係

神社の自  
治自營

つては、祭料を寄せ、止むを得ない場合に、正税を流用するともあるが、併しこれは原則とは見られない。かういふ工合であるから、國家の神社に干渉する範圍は甚狭いが、その結果として、神社それ自の活動は、甚自由で、要するに一般に通じては、その自治自營に任せられて居たのである。

### 十七 延喜式に見はれたる神社の觀念 下

當代に於ける一般の神社の狀況は、畧かくの如きものであるが、次にはもう一步進んでその神社の種類、又祭神等は如何であつたらうか、是は神名帳によつてその概略が知られる。

一たいこの神名帳といふのは、古語拾遺の所傳によれば、天平年中に至つて初めて勅造せられたとあるが、この時に中臣氏が私して心のまゝに取捨を行つたから、由あるものは小社と雖皆列り、縁无きは、大社も猶除かれたと見えて居る。そうして式の神名帳も、矢張この天平度の繼續と認むべきものであるから、その編纂當初の弊害は猶幾分かは残つて居やうし、又それ以

神名帳の  
性質



式社の性

外の原因からしても、色々の分子が交つて居らう。  
 随つて式社であるからして、直ぐに當時に於ける最由緒正しき神社であるとはいへないこととなる。恰も今日官國幣社や幣饗料指定神社に漏れた式内社や國史現在社の少くないやうに、昔からの大社であつて、式の修定に漏れた者も、確に存在して居たに相違ないし、又何等かの理由によつて、少由緒に關點の存する神社が、擧つて居るかも知れない。併しそうであるからといつて、式の神社撰が悉く杜撰であるとはいへない。

神社は三千有餘座の多きに昇り、又交通は不便で、調査は困難に、その上政府には常に情弊が多い時代であるから、少々の關點位は無論忍ばなければならぬ。吾々共はかくの如き時代にあつて、不完全ながらも、これ位の調査の出來たのを尊多とする者である。

諸國の國魂神

今この書によつて、當代の神社界を考へて見るに、先第一に頭に浮ぶのは諸國の國神が割合に多く保存せられて居るところである。國魂神や土地の豪族を祭つた神社は、一國に就いて多少は存在して居る。その中國魂神の分

國魂神

を擧げると

山城久世	大	水主坐山背大國魂命神	水主神社十座中
大和山邊	大	大和坐大國魂神社	
高市	大	氣吹雷響雷吉野大國栖魂神社	
和泉大島	小	生國神社	
日根	小	國玉神社	
攝津東生	小	難波坐生國咲國魂神社	
菟原	小	河内國魂神社	
伊勢度會	小	大國玉比賣神社	
多氣	小	大國玉神社	
尾張海部	小	國玉神社	
中島	小	尾張大國靈神社	
遠江齋田	小	淡海國玉神社	
伊豆那賀	小	國玉命神社	



- 那賀 小 國玉命神社
- 常陸 眞壁 小 大國玉神社
- 信濃 小縣 國大 生島足島神社
- 上野 佐位 小 大國玉神社
- 陸奥 磐城 小 大國魂神社
- 能登 能登 小 能登生國玉比古神社
- 淡路 三原 國大 大和大國魂神社
- 阿波 美馬 小 倭大國玉神大國敷神社
- 登岐 石田 小 大國玉神社
- 對馬 上縣 小 島大國魂神社
- 上縣 小 島大國魂神御子神社

右の表に示すが如く二十余箇國に亘つて存在して居る。この中にはその國土の生育を祝福して祭つた生島足島神や又その國土經營の功績を仰いで鎮祭した氏族の祖神等も交つて居る。猶この外に諸國の國魂神で式に

漏れた者も少くないであらう。夫は現に武藏國魂神が式に擧がつて居ない事に徴しても知られる。又國神即諸國の豪族や國土開拓の功神を祭つたであらうと思はれる社は、實に紀記二典の闕を補ふべき効價の存する部分で、之で以て上古の世、諸國に存在して居た國神の名は幾らか知ることが出来る。然るにこの貴重なる資料も、曾つては古史にないとの故を以て學者の願ふ所とならず、その多くは神代史に現れたる神を以て之に擬せんとするに至つた。例へば備前の安仁神、相模の寒川神の如きはその一例で、一時は彦五瀬命や、八幡神に擬せられたこともあつた。併し今日では最早かゝる謬説を稱へる者もなく、その眞價は漸く世に認められて來た。何分にも國神の數は多いが、その國史に現れた事のあるのは至つて少い。漸くにして求むれば肥後の阿蘇津彦神位なもので、残りの大部分は、終始國神として終り、尤切り國史に接觸したことが無い。随つて之を今日から研究するのは、非常に困難ではあるが、その効果は大したものであらう。

次には氏神、即各氏族の祭つて居た氏の祖神を知ることの出来るものもこ



の書の賜である。國神と相并んで氏神の社は式には殊に多い。併し祭神の記されて居ないのが多數であるから、幾らか隔靴搔痒の感は免れないが、夫にしてもその學界を裨益すると幾何なるか益り知られない。最その中で、確に某氏の氏神と断定し難いのも少くない。是は多く地名と氏族名とが一致した場合に起るので、かくの如き場合にあつては、他に旁證のない限り、兩様の方面から見ることが出来る。然るにこの氏族の分布といふことを土臺として神名帳を観察した人は、多く之を氏族の方に引寄せ居る。併し是はどうしても偏見の沙汰たるを免れないので、何等か別の理由によつてその土地に祭られ、之を名に負うた氏族とは全く無關係のものであるかも知れない。これは唯その一例として擧げたに過ぎないが、これ迄の研究、殊に維新以來の方針には、幾らかこの弊が存して居る心地がする。

外人を祭る社

次には外人を祭つた社、即從來蕃神と稱せられた神社も、式の神社を構成する一要素として、注意せなければならぬ。天日槍や、比賣許會の昔は暫く措いて問はないとしても、それ以來三韓や唐との交通によつて我國に歸

化して來た外人は随分多數に上つて居るが、彼等は夫々にその祖神を祭り、又崇める所の神を有して居つた。古語拾遺に據ると

秦漢百濟内附之民、各以萬計、足可褒賞、皆有其祠、未預幣例也

とあるが、姓氏錄に出て居る五畿内の蕃別丈でも、三百二十四氏の多きに達して居るから、隨つてその神社數も頗る多數に昇つて居たことは想像が出来来る。無論彼等の仲間でも、その全部が我が國風に倣つて氏神を祭つて居たかどうか、是に就いては猶多少の疑問がないでもないが、已に大同年間に於て、彼等の祖先を我が天御中主神に係け、又漢高祖命や百濟國神靈命と稱する時代に迄進んで居る所から見ると、年を経る間には段々同化せられて、その大部分は神社を造る程度に達したものと見なければならぬ。又實際に秦氏の如き、有力なる氏族は之を實行して居るが、中には國史に表れて叙位に預り官社に列して居るものさへある。次に神名帳によつて歸化外人の祖先を祭つたと思はれる神社を拾うと、先づ次の如くである。

漢高祖命  
百濟國神  
靈神



畿内の藩  
神の社

神社	所在	祭神
大酒神社	山城、葛野	秦始皇祖神
糸井神社	大和、城下	天日槍命後、絲井造祖
吳津孫神社	大和、高市	吳孫權、男高、後、牟佐村主祖
杜本神社	大和、安宿	當宗忌寸祖
飛鳥戸神社	河内、安宿	百濟國瑠伎王、後、飛鳥戸造祖
伯太彦神社	河内、安宿	漢王、後、知、摠、後、田邊史祖
伯太姫神社	河内、安宿	高麗國人伊利斯沙禮斯後、大狛連祖
大狛神社	河内、大縣	燕國王公孫淵、後、常世連祖
常世岐姫神社	河内、大縣	周靈王太子晉、後、長野連祖
長野神社	河内、志紀	後漢獻帝四世孫山陽公、後、當宗忌寸祖
當宗神社	河内、志紀	新羅國女神
赤留比賣命神社	攝津、住吉	新羅國女神
比賣許曾神社	攝津、東生	新羅國女神

畿外の藩  
神の社

以上の十三社は、確證のある者及び夫と推定の出来る分で、猶この外にも、  
 そうでないかと思はれる者は少くない。又諸國に於ては、秦始皇帝の後裔  
 功滿王を祭つた遠江、美濃の敬滿神社、天日槍を祭るといはれる但馬の御出  
 石神社等を初めとし、各氏族の祖廟と思はれる神社は各地に散在して居る。  
 この祖神を祭つた以外に、彼等が我國神を崇めた社も方々に残つて居る。  
 例へば大寶年中に秦都理が建てたと稱せられる松尾神社、全しく伊呂具秦  
 公が祭つた稻荷神社の如きは、後に國家の宗祀と崇められた社であるが、夫  
 位に行かすとも、彼等が所在に建てた社は、少くあるまい。さて又これらの  
 多數の神社は、已に神社といはれる以上、我が國風に準據して生れた者と認  
 めなければならぬが、その上もうこの時代になれば、大分年數も経つて居  
 るから、一切我神社と同化して、その間に何等の差異もなかつたものと見て  
 差支があるまい。

又この帳によつて神社の分布、その崇敬の程度等をも察することが出来  
 る。當時八幡宮の如きは、實際の勢力や尊崇の度合などからいへば、遙に往

神社の分  
布



昔の大社を凌ぐ程の域にも進んで居たけれども帳に出で居るのは僅に宇佐宮崎の二社に過ぎないで、またその分布の區域の狭かつたことが見られる。之に反して大己貴神系統の神社は、その實際の崇敬の度はともあれ、昔からの由緒によつて、分布の範圍は頗る廣く、諸方面に亘つて居る。之に次いで住吉海宗像等の諸社も、以て外な邊に迄も、同神の社を有して居つて、崇敬區域の廣いことに驚かれる。この外には、大和河内を中心とした山口、水分の神社、登岐から中國を通じて近畿に亘つた兵主神、又近畿を基として東西に擴がつた鴨、賀茂、さては火雷の社等、同系又は同名の神社は、その分布を徵する上に於て、最も適當の資料である。

この外子細に調べて見れば、まだ、澤山に研究すべき餘地がある。例へばこの中に表れた佛教の影響や、天神地祇以外の神を祭つた社の事など、色々の方面からして講究の價値は充分にあると思ふが、こゝにはたいその重なる者二三に止めて置く。

さて又その數に就いて調べて見ると、この三千一百三十二座といふのは

式内社一覽

五畿

〔本道には官幣社なし〕

中京中宮	計	官幣大社	官幣小社	計
京中	三〇	三	六	三九
中	三			三
計	三三			三六
内	計	官幣大社	官幣小社	計
攝津	二六			二六
和泉	一			一
河内	二二			二二
大和	二二			二二
山城	五三			五三
計	二二二			二二二
内	計	官幣大社	官幣小社	計
攝津	二六			二六
和泉	一			一
河内	二二			二二
大和	二二			二二
山城	五三			五三
計	二二二			二二二

諸道

〔東海・道以下諸道には官幣社を闕く〕

東・東	計	官幣大社	官幣小社	計	東・南	計	官幣大社	官幣小社	計
伊賀	一四			一四	紀伊	八			八
伊勢	二四			二四	淡路	二			二
志摩	二			二	阿波	一			一
尾張	八			八	讃岐	三			三
三河	二			二	伊豫	一			一
遠江	二			二	土佐	一			一
駿河	四			四	計	二九			二九
伊豆	一			一					
甲斐	四			四					
相模	一			一					
武蔵	一			一					
安房	一			一					
上総	一			一					
下総	一			一					
常陸	一			一					
計	一九			一九					
近江	一五			一五					
美濃	一			一					
飛騨	一			一					
信濃	一			一					
上野	一			一					
下野	一			一					
陸奥	一			一					
出羽	一			一					
計	五			五					
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三					二三
計	二四			二四					二四
官幣大社	一			一					一
官幣小社	二三			二三</					







已に先人もいはれたが如く、元慶元年度の調査に係る神社数とも一致して居つて、弘仁貞觀兩代の式に比しても、そう大差はなからうと思はれるから延喜の式とはいふものゝ實は之によつてこの前後を通じての形勢が知られる。併しこの數字は、單に官國幣帛をうける座數に就いていつた者であるから、之を以て直ちに祭神の數は推せないが、之と同時に神社の數を算することも出来ない。先づ座數に就いていへば、式に擧がつて居る座數以外に社によつて官幣をうけない配祀の神があつた所もあらうし、又數神にして一座となつて居た所もないとはいへない。

今日社内社の狀況を調べて見るに、その祭神の數が式の座數と一致して居るのは極めて稀で、多くは相殿又は配祀の神を有して居る。そこで後世の學者は、この式數以外の祭神(無論一神一座と見ては、後に至つて合祭したものであるといつて居るが、無論か様なものも幾らかはあるであらう、併し全部の社に行彌つて、式數以外の祭神は悉く延喜以後の配祀であるかどうか、夫は他に旁證のない限、斷定は出来まい。吾々其の考では、式内社の中では已



に延喜の當時からして所謂式敷以上の祭神を有して居た神社もあらうと思ふので式の座敷なるものは、總ての場合に於て、その幣帛を受くる祭神數と一致するものでないと考へる。例へば住吉神社の如きは、筑前や長門に於ては三座とあるが、壹岐に行くとい座となつて居る。これは無論壹岐に於ては三神を一座としてお祭りしてあるので、この國丈では三神中何れかの一柱といふ譯ではあるまい。宗像神社に於てもその通りで、筑前では三座となつて居るが、備前では一座にしてある。かくの如きは本末の關係によつて輕重の別を設けたものであらうが、かやうな現象はきつと他の神社にもあつたに相違ないから、一座であるからとて、何處も一神に限るとは定め難い。次に又神社の數に關しては、この中から前の分を除いた残り、大體三千社足らずのものが存在して居たと見なければならぬから、神社數にすれば幾らか減じ、祭神數にすれば、幣帛をうけない配祀の神々を除いても、若干増すことになるのである。

要するにこの神社の種類や、又分布等によつて見られることは、これによ

つて上古の世の神社が明かにせられると、で方々の國神や國魂神や、又氏神や、その他古代の思想に生れた神社の今日に傳つて居るのは、實にこの書の賜である。無論延喜の時代に至るまでには、少からざる世變が起り神社にあつても、その影響を受けたものもあらう。併しその後世に於けるが如き全般に亘つた大變動もなく、又思想界に於ても、外來思想の影響は未だ程の程度に達して居らぬ。随つてその結果として、古代から存在して居た諸國の神社は、割合によく保存せられて居るが、この事實は又遷して當代に於ける敬神思想の一面を窺ふべき資料とするにも足る。吾々其の考へでは、この時代に於ては、これらの多くの國神に就いても、猶幾らかはその神系、神績等に關する傳説を保存して居たのであらうと思ふ。然るにその性質が部分的のものであるが爲めに、ある特別の社を除く外は、悉く祭神に關する傳説を忘却して仕まはれ、遂にはたゞ式社として無意味に保存せらるゝことゝなつたのである。

さて又上に述べ來つた色々の現象は、固より官社丈に就いていつたので



あるから、この外に猶官社でない社のとも考へて見なければ、その實際の様子は明らぬ。天慶七年の解文にある筑後國の神名記に據ると、この國では式内社及び國司の關係した社は、左表の如き多數を示して居る。

御井郡 六十前 三添郡 五十三前

山門郡 廿六前 上妻郡 廿四前

下妻郡 二十前 三毛郡 十三前

最御原、生葉、竹野、山本、四郡を除いた所であるが、夫でも、總計百九十六前の多きに昇り、國中の式社四座に對して、四十九倍の比を示して居る。

又天喜二年といふ大隅國の神階帳に據れば

肝屬郡 四十九前 取謨郡 十三前

熊毛郡 三十前

とある。これも他の五郡は關けて傳はらないが、この三郡丈でも九十二前となつて、式内社五社の十八倍からに當つて居る。國司が關係し、位記を有して居る神社でさへ、かくの如き多數に達してゐるから、この他の所謂民社

の數は、どれ位あつたか到底想像することも出来ない。そうして又是等の神社は、如何なる状態にあつたか、無論是も知り難い。たゞここでは、官社以外の國司限の社でも、随分多數に昇つて居たことが知られる丈である。

### 十八 神事の紊亂

普通に延喜の時代といへば、文化が燦然として輝き、神事に關する制度は完備の域に達した時代の如く考へて居るけれども、其の裏面に這入つて觀察すると、實に亂暴極まつた状態を呈出して居る。今寛平五年の官符及び三善清行の意見封事によつて調べて見るに、次のやうな記事が見える。

一 祈年月次新嘗等諸祭の奉幣に預る全國五百五十八社の祭禮は、如在の賊を致さず、祭日には好濫雲集して、幣帛を獻する毎に拏握する騒を演ずるが、又諸社の禰宜祝部共も、自神祇官に來ないで、身代を出すものがある。

この頒幣に來り會することは、昔からむつかしかつたものと見えて、已に弘仁の頃にも、二百四十二裏の幣帛は、空しく官庫に積まれて居たよ



三善清行の封事

いひ、齋衛の頃には、武藏、下總、安房、常陸、若狹、丹後、播磨、安藝、紀伊、阿波等諸國の分が、徒に庫底に存したとも見えて居るが、たゞに是等の外國許りに止らず、畿内の祝部共の中にも、列席しないものが存在して居たのである。そこで貞觀十七年には、幣帛を四度使に附して送付するとせられたが、近畿の地方丈は、矢張もとの儘に置かれて居た。併し夫も中々實行が出来ず、寛平頃には、こゝにいふ通りの次第であつたから、同六年に至つて國の官人が禰宜祝部共を率ゐて來るとに改められた。

二 祈年祭の願幣が濟むと、こゝに列席した祝部共は、一向齋肅の様子もなく、皆上卿の面前で、幣絹を懷に押入れ、梓柄を披棄て、その鋒ばかりを取つて置き、又瓮酒は之を飲傾けて一人も幣物を持つて出るものがない。たゞ馬ばかりは處分に困る處からして、郁芳門外まで持ち出して、こゝに待受けて居た市人に賣つてしまふ。

これは實に延喜式の出來る十年乃至三十年前の有様である。朝廷の式でさへ已にこの通りとすれば、諸國の状況は思ひ遣られるので、一般に誠意の

古語拾遺勢に云ふ時

關けて居たことは認められる。

さきに平安朝初期に於ける概観は記して置いたが、この後とても神社の事は始終注意せられて居た。併し滔々たる天下の大勢は、逆も一片の法令を以て止め得られるものでないから、その弊習は次第に大きくなる一方であつた。丁度この間の過渡期を説明すべきものとしては、かの大同二年に奏上せられた古語拾遺がある。この書に當代の時弊として指摘せられた主なる條項を擧げると

- 一 神祇官班幣の日に、諸社を前にして、伊勢を後にすること
- 二 熱田神宮の奉幣が久しく闕如して居る事
- 三 國初以來國家に功績のあつた神々で、まだ祀典に列せないものゝ多いこと
- 四 天平以來中臣氏が權を專にして、神名帳の勘造や諸社の封税に私したこと
- 五 中臣氏專權の結果として、齋部氏が非常に衰微したこと



最これ丈では一般に亘つた關點と認めることは出來ないが、その中で中臣氏が盛になつた結果、天下の諸社に對して私曲を行つたといふ一條は、少し意を留めて見なければなるまい。察する所是は後世の吉田家のやうな有様で、後に藤原氏の後援を控へ、齋部氏の如き古氏を排斥して随分我が儘を働いたものと見える。その結果單に神社の收入を私したといふ計でなく、神帳の編製にも干渉したことが見えて居るが、して見ると、社格や神階にもその影響は表れて居やうし、又神社の祭典や神職の管理等の上にも、多少の弊害は及んで居たであらう。大同以後は中臣氏に取つては、益々有利な時代である、それは式によつても明るが、神宮の大官司を初めて、他の主なる神事には必ずこの氏が關係して居る、隨つてその權力も強盛になり、私の處置も少くなかつたであらうと思はれるが、さりとてこの前後に於ける神事の紊亂を以て、悉くその私曲に歸するのは、無論穩でない。先づその一番大きな原因として擧ぐべきは、上古の時代に見たやうな熱誠が關乏して來たことで、又一方から見れば、佛教が段々と盛んになつて來た結果、神社に對する

考が變つて來たとも言はれやう、又一般に交通制度が非常に不完全であつたともその一因であらう、現に延暦十八年には、道路僻遠の故を以て、祈年祭の幣物に、當國の物を用ゐるのを聽されたこともあつた。併し總じては、一般に令制が變化し且紊亂したのと同一の現象であると思ふ。さういふ譯であるから延喜式に現はれた神社の制度といふものは、その表面丈は甚だ立派なものであるが、決してその形式通りに實行されて居たものとは思へないのである。

延喜から後になると、時勢の推移と、時代思想の變化とによつて、如上の傾向は愈々甚しくなる許、恒例の儀式や四時の祭祀は固定する形勢に立至つたと同時に、やがてその中から崩壞の兆は表れかけ、又佛教や陰陽道の影響もあきらかに見られるやうになつた。先づ之を一體の風潮から見ると、外來思想の影響をうけた結果か、我が國風による神事には、大變冷淡になつた氣味が見える。例へば新嘗、神今食、神嘗の三祭は、天皇が御親祭あらせらるゝ祭典として、古來最重視せられて居た所で、已に寛平遺誠等にも之を誠め



形勢の換  
回

られて居るが、夫らの歴史や由緒にも關らず、鳥羽天皇の御代になれば、御即位以來廿五ヶ年も曾つて親祭を行はれなかつたといひ、又いつも諸社の祭祀に當つて幣帛を疎略にするとか、或は故意に出席しないとかの、所謂神事の違例が非常に多くなつた。そこで或は長元中の齋宮頭藤原相通夫妻の一件や、出雲守橘俊孝の事件の様に、神教を詐つて私するものもあれば、或は大嘗會や伊勢の奉幣の齋日に當つて佛事を行う者も表れるに至つたのである。併しその中でも、藤原敦光や同宗忠の如き形勢の換回を計つた者もあり、又法令に表れた上丈でも、後三條天皇以降折々は肅清に努められる所もあつたが、大體の形勢が前いふ通りであるから、遂に之を如何ともする事が出来なかつたのである。京師が已にかやうの次第であるから、地方も矢張その通りで、神社の修營は行届かず、恒例の祭祀も段々紊れかけて、成功の造營や巡拜の懈怠等が起つて來た。

併しこの現象を以て直ちに敬神思想の衰頹と見ることは出來ない。一般の風氣が頹れ、制度が紊れた結果として、式の通りの形式は守られて居る

敬神の形  
式

かつたに相違ないが、一方に於ては、外來思想の影響をうけて、一般人士の神祇に對する觀念にも、昔とならば余程の相違を來して居るから、却つてこの違つた形式の許に、大に神祇を崇敬して居る記事が見える。それに就ては後に崇敬心の内容に關する條下にいふこととするが、之を要するに歴史の上に表示されて居る事實は、單にその一方のみを描出したもので、他の一面を闕して居る嫌がある。成程祈年や新嘗等の祭には、官人神主ともに誠意を關いで居たかも知れないが、その一方には諸社の行幸啓や、物語は大變盛になつて、未曾て前代に見ない盛況を呈し居る。最これには政治上の意味もあれば、權謀上に出たものもあり、悉くが誠意誠心を以て行はれたかどうか、夫は疑問であるが、その事實の中には確に新しい意味の神祇崇敬の精神は見れてゐる。縉紳家の物語もこれと一緒で、風流華美を衒はんが爲に行はれたのも少くないが、その内容には頗る眞面目な考の存して居たものもある。又民間に於ても、二月初午の稻荷詣の如き、洛中人士の祭禮として盛に行はれたものもあれば、六月十四日の祇園御靈會の如き、民間に於ける年

神事と民  
間の行事



中行事の一として見るべきものも存して居つて、つまり是迄は朝廷や縉紳家の崇敬ばかりであつた社が、一般人士に接觸するやうになつた傾向が少からず見えて居る。かやうな譯であるから崇敬の内容や、又その儀式は、昔とは余程違つて來たにしても、神を崇める觀念、神の恩恵に倚賴するといふ思想に至つては、ちつとも減じたものでないと思ふ。たゞ是迄と違つた形式によつて表はれた許であるから、強ちこの時代の現象を以て、悲觀するに及ぶまい。

起神人の蜂

この制度の崩壊は他の方面にも影響して、色々の現象を呈出したが、中でも最顯著な且最人口に膾炙して居るのは、神人の蜂起である。即この時代の中葉以降、延暦興福等の諸大寺に於て、僧兵を養ひ横暴を逞くしたに倣つて、石清水、日吉、祇園等の諸大社には、神人と稱する神社附屬の守備員を設け、社寺相共に聯合して神輿を入洛せしむるに至つたが、是は神社の側よりも寧ろ寺院の方面で研究せらるべき問題で、又その時代は鎌倉を中心とした方が便利である。それ故茲では其詳細なる説明は略して置くが、唯その原

因と結果とに就いて、次の一言丈言ひ添へて置く。この神人と稱する者は、もとゞゞ神社に對する管理の不行届と、その經濟状態の豊富など、この二點からして、起つたもので、いはゞ一種の病的現象ともいふべきものであるが、神社が寺院と併び、武備を具へた獨立體として世に立つやうになつた、その體な證據は、實にこの神人に於て認められる。が併し、一社の神人として獨立の體裁を具備して居たのは、纔に石清水位のもので、それもまたこの時代には、東大興福等の諸大寺の衆徒に併立する丈の勢力はなかつた。自余の日吉や祇園等は、後に寺院の勢力を控へて居るから、單に神社丈にして考へると、さほどのものとは思はれない。

### 十九 二十二社の發生

朝廷の特に崇敬せらるゝ神社は上代には、大神、大倭から始めて、石上、廣瀨、龍田等の諸社があり、尋いで難波京の時代には、坐麻生國魂、住吉等の神社が表れ、平城京に至つては、八幡宮と春日神社とが興つたが、その數は年代と遷

敬ある社



平安京以後に殿れ

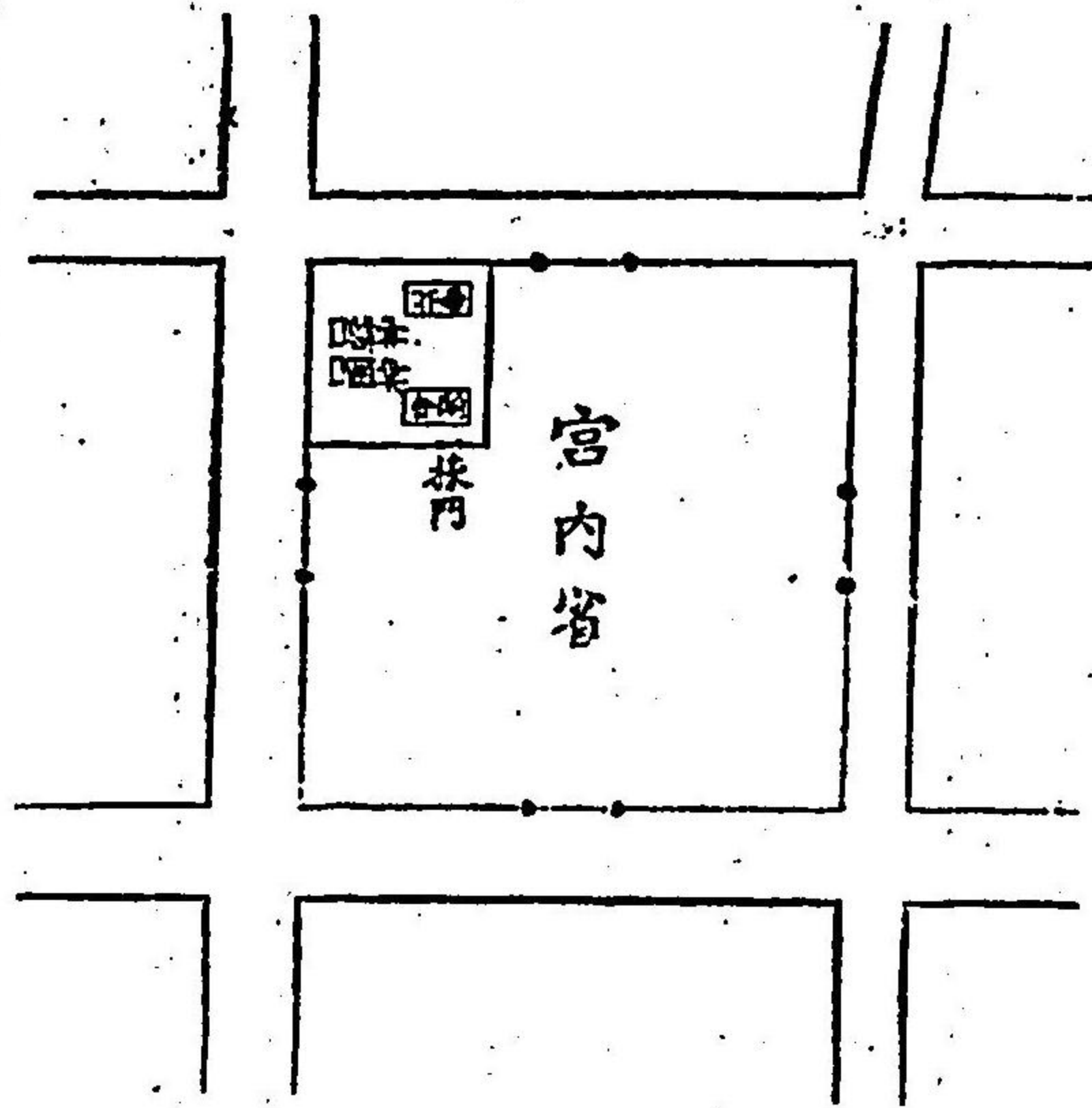
圓韓神とは如何なる神ぞ

都の度毎とに増加もすれば、或は何等かの理由によつて、中途で關係の斷絶したともある。今この延喜の時代を期として、新に平安京になつてから祭られ及び之によつて前代よりも御崇敬の増した社を調べて見ると、先づ圓韓神を初めて、賀茂、松尾、稻荷、祇園、貴船、又春日以下の外戚の祖神を祭つた神社、少し遅れて北野、日吉等の諸社がある。最も是は特に朝廷との關係が深い分、又京都附近に存在して居る限りである。今次にその主なるものに就いて説明して置かう。

一 圓韓神

この神は圓神及び韓神二座の事で、延暦以前から宮城の地に鎮座して居られたが、遷都に當つて、造宮使が他所に遷し奉らうとした所、託宣があつて、矢張舊の場所に座して帝王を守護しやうと仰せられたから、そのまゝ宮内省中に鎮座する事となつたのである。固より祭神は如何なる神に坐すとも確には明らないが、最大倭神社の注進狀に據ると、圓神は大物主神、韓神は大己貴、少彦名の二神で疫病を守られる神とある。早く天平神護元年に於て、

封戸を充てられて居る所から思へば、昔から相應の神社であつたこと丈は明かる。一説には松尾や稻荷等と同じく、秦氏に關係ある神ではないかともいふ。



爾來この神に對する御崇敬は甚盛で、貞觀元年までには、累進して正三位に上せ、又二月と十一月には、恒例の官祭をも行はれて居つて官衙に祭る諸神社中では、最も待遇の厚い方であつた例へば、儀式や四時祭式や、その他北山抄江家次第等に徴しても、祭典の嚴重に行はれて居た様は、思はれるが、是には餘程昔からの由緒が關係して居るやうに思ふ。どうも唯宮内省中に鎮座せられて居るといふ位置の上丈から來たものではなからう。併し



何分にも官省の中に入りますのであるから、他の神社のやうに一般社會との交渉も見られず、又獨立した神社とは大に趣を異にして居る。

二 石清水

さきに梨原宮に迎へられた八幡神は、山城に帝都の遷つてから後は、主に東大寺との關係丈で以て崇敬せられて居たから、京都の方面との交渉は段々疎遠になりかけて來た。そこで平安奠都後六十余年を経て、更に新しい京都の土地へも、新宮を創立するに至つたのである。

清和天皇の貞觀元年に、大和國大安寺の僧行教が宇佐宮に參詣した所、大神は行教に仰せられて、都近くに移り國家を鎮護しやうと宣示せられたので、神教のまゝに行教は御靈を奉安して、京都に上り之を京城の西南なる石清水勇山の峰に鎮祭した。是が即本社の起源で、事天聰に達するや、特に勅使を遣はされ、又木工寮をして、三字の神殿を造立せしめられたといふ。

本社はかくの如く、僧侶の手によつて創められた社であるから、宇佐とは余程趣を異にし、全く僧侶を本位として神社を組織して居る。即その神

石清水の鎮座

その組織

宮寺たる護國寺が全山の主權を握り、その別當の職には、世々行教の一門たる紀氏が之に坐つて居て、神主はたゞ儀に席末に列するに過ぎなかつた。そこで神社の内部の事まで僧侶の干渉する所となり、内殿中に佛具を置けば又佛式の裝束をも施し、祭神は精進神として、一切魚味を奉らぬい慣習であつた。

丁度この時分は東大寺の大佛を修理せられつゝあつた期間で、その事業の進捗に關しては、宇佐梨原等に奉幣して、深く神助を頼まれたこともあり、又この遷座を行つた行教は、その兄弟に益信、真雅等、皇室の御歸依の厚かつた名僧を持つて居たから、神徳の發揚せられるには、一層好都合であつた。所が猶その上に御祭神は應神天皇にましまして、帝室の遠祖に當らせらるゝことなれば、新設の社といひ乍ら、實際の待遇に於ては、一般の大社と少しも違つた所がない。即鎮祭後間なしに朝廷からの使や奉幣をも受くれば、又賀茂、松尾、稻荷、平野、春日、大原野等の神社と相併んで、同等の待遇にも預り、恰も宇佐の遙宮のやうな位置に居る。當時朝廷からの御祭文にはこの神

その位置



のことを稱して大祖、又は顯祖と仰せられて居るが、皇室の御崇敬は、實にこの祖宗といふ觀念に基いて起つて居るのである。これと同時に又佛教との習合も段々と進んで、その守護神として、奉齋せらるゝ事も多くなつたが、又民間に於ても、神徳を仰いで參詣する者が次第に増して來た。

併し何分にも鎮座後、日が猶淺いもので、まだ古來の大社の上に立つには至らなかつたが、是も延喜の前後からしては、段々と様子が變つて來て、それから天慶の亂を経る間には、朝野の崇敬が愈厚く、この頃からして遂に賀茂を抜いて、その上席に位することとなり、それに伴うては臨時祭、行幸啓等の種々の榮典をも起された。これから後は、益々その盛運に向つた時期で、この時代の末、白河天皇の御代になれば、神徳の顯著なる事と、天皇の御崇敬の厚かつたことによつて、更にその社格は昇進し、勢力は愈擴張せられたが、その結果として、この社は直接伊勢に次ぐ所謂國家の宗廟、又は鎮護國家の靈神として、賀茂以下の社に見られない特典をも與へらるゝに至つた。かの法曹至要抄に

石清水と賀茂

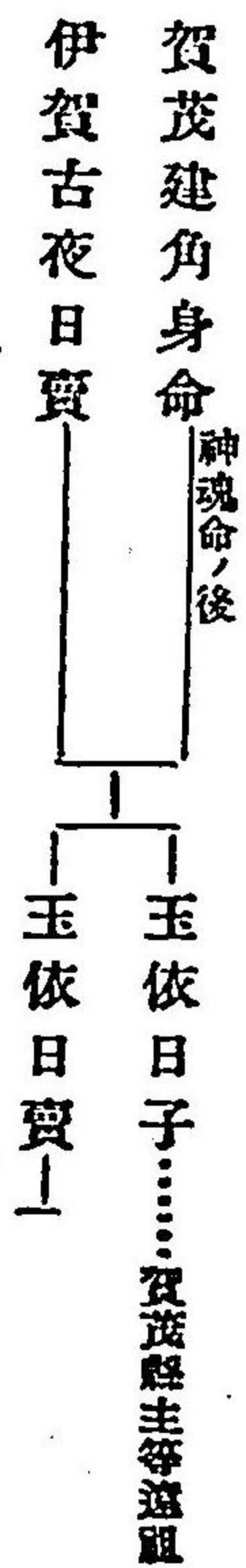
國家の宗廟

案之稱大社者、伊勢大神宮、八幡宮也。中社者、賀茂、住吉社之類也。自餘小社也。

とあるは、よく時代の思想を言ひ表したものである。

### 三 賀茂と松尾

往古から平安京の故地に鎮座せられて居る神社中で、首位にあつたのは實にこの社である。山城風土記や秦氏本系帳に引く古傳説に據れば、この社は神武の御東征に當り八咫鳥になつて御前に立つた賀茂建角身命の神裔を祭つた所で、命は東征後大倭の葛木峰より山代の岡田の賀茂に遷り、山代河に沿うて北に向はれ、石河、瀬見、小川から上つて、遂に久我の北山基に留まられたが、この地に於て丹波の神野の神、伊賀古夜日賣を娶り、玉依日子、玉依日賣の二子を産まれたとある。所が後に玉依比賣は大山咋命に合はれて、賀茂別雷命を産まれた。



賀茂の祭神



## 大山咋命 別雷神

この傳説は疑もなく建角身命が功業を了つてから後、北の方山城國に定住の地を求められた事實を語るもので、命は南山城の邊より水路の便によつて、葛野の平原に出られ、此處にその根據地を据ゑられたのである。そこで後にかの久我の山基には建角身命を祭つた久我神社が出来、蟬の小川の左岸には別雷神を祭つた賀茂別雷神社、また玉依比賣の賀茂御祖神社、少し離れて乙訓郡には大山咋命の火雷神社、又建角身伊賀古夜日賣、玉依日賣三神の蓼倉の三井社等が建てられた。

その神系

その勢力

さてこの時代に於ける神社の實力は、固より想像も出来ないが、初め建角身命が丹波の方面にまでも勢力を延ばされ、後に玉依日賣が比叡山の大山咋命と合はれたことなどから考へると、已に氏族の團結としても、有力な位置に達して居たことは認められる。爾來玉依日子の後裔は賀茂縣主と稱して、賀茂別雷及び御祖神社を中心として發達し、神徳の發揚と相待つて、そ

奈良朝の賀茂

の勢力を附近に擴張したから、次第に社も盛になり、この平原に於ける神社としては、どの方面から見ても、第一流に位するに至つたのであらう。帳にある所から推すと、前に挙げた諸社の外に、猶松尾飛鳥田、岡田鴨等由緒の深い神社も見えて居るが、是等は皆枝宮枝社の關係に立つ者で、この地方では上下の二社を中心とした神系の神社が、どうしてもその上に立つた者である。そこで奈良朝の前後に至つて、都が段々北の方に遷り、山城の平原に着目せられるやうになると、先づ一番にこの神の神威を仰がれることゝなつた。それは先づ文武天皇の二年に當つて、賀茂祭に關する制止が表れ、尋いで大賀、和銅、天平等に亘り、段々と御崇敬の模様が現れて居るが、中にも和銅四年の詔には、爾來賀茂祭には國司が親しく臨んで檢察せよと仰せられて、破格の優遇を加へられて居る。併し朝廷の方面ばかりでなしに、當時大伴坂上郎女のやうに、わざ／＼遠方から參詣に出かけたものもあれば、又た祭日には他國の人士も來り會した模様も見えて居るから、廣く一般に亘つて神威の普及して居たことも察せられる。



賀茂に次いで古社としては松尾がある。この社は玉依比賣の夫神大山昨命の鎮座する所で、乙訓坐火雷神社と共に賀茂には最深い縁故がある。随つて賀茂と一緒に古くから勢力のあつた神社であらうと思はれるが、後に此社と秦氏との間には親密な關係が出来た。由來葛野の平原は歸化の漢人なる秦氏が勢力を扶殖した所で、附近の地に於てその氏は方々へ社寺を興して居るが、松尾も亦その一つとして、この氏の崇敬をうけた。傳説に據ると大寶元年秦忌寸都理は、この社を日崎岑から山下に遷し、一族知麻留女が齋女となつて仕へ奉つたが、爾來知麻留女の子孫は祝として累代その祭祀を掌つたといふ。この後天平二年に至つて大社に列して居る。

この外に神系の神社としていふべきものに、乙訓坐火雷神社がある。この社も已に大寶二年に於て大幣及び月次幣の例に入れられ、その後も折々歴史に出て居る處から考へれば、加茂迄には至らないとしても、相應に盛な社であつたと見える。

以上の三社が先づこの平原に於て古社として由緒もあり且實力も具備

して居た神社であつた。それ故延暦の遷都に當つては、先この三社に奉幣し引續いて種々の殊遇を下されて居る。即

年代	賀茂	松尾	乙訓
延暦三、六	遣使告長岡		
全三十一	叙從二位	叙從五位下	叙從五位下
全三十二	遣使修理社殿	全上	全上
全四十一	充封戸各十戸		
全五十二		叙從四位下	
全十三、二	遣使告平安遷都		
全十三、十	依遷都加階	全上	
全十五、十一	奉新錢	全上	
全廿四、四	奉幣		
大同元	此時封戸四十四戸	此時封戸四戸	此時封戸六戸
全二、五	叙正一位、時勳一等		